



すくすく・わくわく

童・環の里 くす

玖珠町第3次環境基本計画

令和5(2023)年3月

玖 珠 町

はじめに

玖珠町は、豊かな自然と清流に恵まれています。景観は、玖珠盆地をメサやビュートと呼ばれる卓状台地が取り囲むように位置しており、国内でも例がないほどの特徴的な景観を形成しております。また四季折々の彩りを見せる里山の景色や田園風景は町の宝であり、歴史的、文化的遺産にも恵まれた環境にあります。



この玖珠町の持つ優れた環境を積極的に保全するとともに活用を目的に、平成14年3月に「玖珠町環境基本条例」の制定を行い、「玖珠町環境基本計画」を通して、環境保全の取り組みを進めてきました。

現在、「玖珠町第2次環境基本計画」策定から10年が経過しようとするなか、環境行政の取り巻く状況は大きく変化しています。食品ロスの削減やプラスチックごみ対策などの新たな環境課題や地球温暖化や気候変動への適応などへの取り組みが地方公共団体にも求められています。

第3次環境基本計画の策定に合わせて、地球温暖化に対応するために「玖珠町地球温暖化対策実行計画（地域施策編）」、「地域気候変動適応計画」を計画内へ内包して、温室効果ガスの排出抑制にも計画的に取り組めます。また、基本目標ごとにSDGsの目標（ゴール）を関連付け、計画の推進を通じて、SDGsの目標（ゴール）に向けて取り組みを行います。

環境保全を推進していくには、町民、事業者、行政といった各主体が環境の保全に関する役割を認識して、取り組むことが必要ですので、今後とも町民総参加による環境保全の取り組みについて、皆様のご理解とご協力をお願いします。

結びに、本計画の策定に当たりご尽力いただきました玖珠町総合行政審議会委員の皆様をはじめ、環境意識に関するアンケート等で貴重な意見をいただきました多くの町民・事業者の皆様へ、心から感謝申し上げます。

令和5年3月

玖珠町長 宿利政和

目次

1. 計画の基本的事項	1
(1)計画見直しの背景	2
(2)計画の位置づけ	3
(3)計画の期間	3
(4)計画の対象範囲	4
2. 環境の現状と課題	5
(1)環境を取り巻く動向	6
(2)地域概況	11
(3)玖珠町第2次環境基本計画の取組成果と課題	16
3. 計画の目標と施策の展開	21
(1)玖珠町が目指す望ましい環境像	22
(2)実現に向けた基本理念	23
(3)基本目標	24
(4)目標の実現に向けた施策の展開	25
基本目標Ⅰ 脱炭素の玖珠町をめざそう	27
基本目標Ⅱ 資源が循環する玖珠町をめざそう	31
基本目標Ⅲ 自然の恵み豊かな玖珠町を守り続けよう	36
基本目標Ⅳ 住みよい玖珠町をつくろう	44
基本目標Ⅴ みんなでふるさと学習をしよう	50
4. 玖珠町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)及び地域気候変動適応計画	57
(1)計画策定の背景	58
(2)温室効果ガス排出量の現状	67
(3)温室効果ガス排出量の削減目標	68
(4)緩和策及び適応策の展開	73
施策1 緩和策(温室効果ガスの排出を削減するための対策)の展開	73
施策2 適応策(地球温暖化の影響による被害を回避・軽減するための対策) の展開	78
5. 計画の推進・進行管理	83
(1)計画推進の基本的考え方	84
(2)計画の推進体制	85
(3)計画の進行管理	85

文章中などにおいて*が付く用語は、資料編 P88 以降の用語集に解説を掲載しています。

1. 計画の基本的事項

1. 計画の基本的事項

(1) 計画見直しの背景

玖珠町(以下「本町」といいます。)では、平成 25(2013)年 3 月に「玖珠町第 2 次環境基本計画」(以下、「第 2 次計画」といいます。)を策定し、「すくすく・わくわく 童・環の里 くす」を望ましい環境像として、4 つの基本目標のもと、環境施策に取り組んできました。

第 2 次計画の策定以降、社会情勢及び環境行政を取り巻く状況は大きく変化しています。地球温暖化*分野では、平成 27(2015)年 12 月に採択された地球温暖化*対策の国際的枠組み「パリ協定」を受けて、日本の地球温暖化*対策を総合的、計画的に推進するための計画である「地球温暖化対策計画*」が平成 28(2016)年 5 月に策定されました。「パリ協定」では、21 世紀後半に温室効果ガス*排出の実質ゼロを目指しており、令和 2(2020)年 10 月、わが国においても、「2050 年までのカーボンニュートラル*の実現」を表明し、脱炭素社会*の実現に向けて取り組むこととなりました。

生物多様性*の分野では、愛知目標*の達成年を令和 2(2020)年に迎え、令和 4(2022)年に開催された生物多様性条約第 15 回締約国会議(COP15)において、新しい国際目標が採択されました。生物多様性*の確保は、安心して暮らせる環境の確保にもつながっており、生態系*を基盤とした気候変動*対策、防災・減災対策などが重視されています。

また、循環型社会*の分野では、平成 30(2018)年 6 月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」が策定され、食品ロス*問題やマイクロプラスチック*を含む海洋ごみ問題といった課題解決のための取組が示されています。

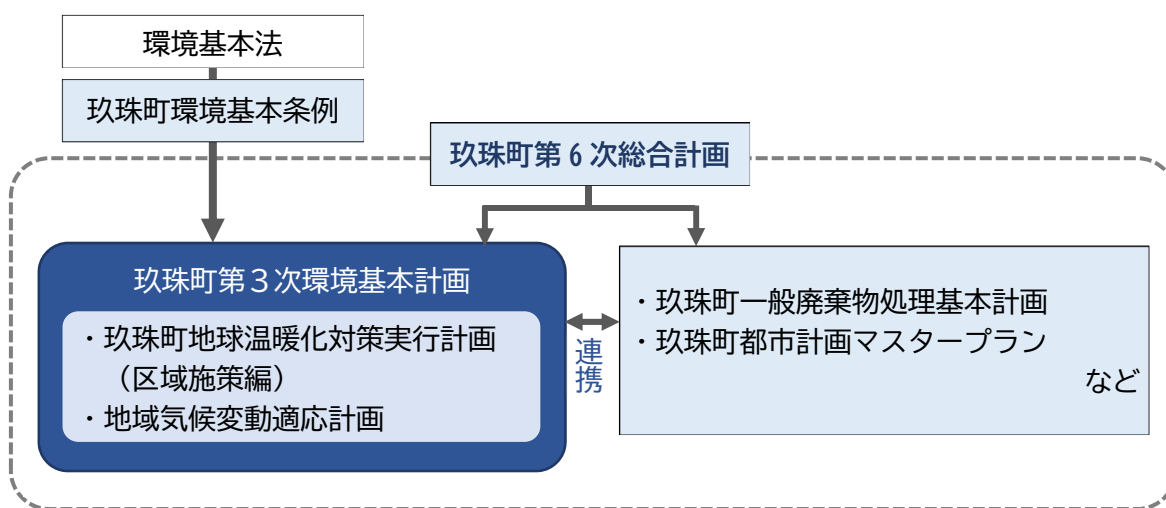
国においては、平成 30(2018)年に、国の「第五次環境基本計画」が閣議決定され、SDGs の考え方を活用して環境・経済・社会の統合的向上の具体化を進めることが重要であると示されました。また、同年に「気候変動適応計画*」が閣議決定されるとともに、「気候変動適応法*」が施行され、地方公共団体は、自然的・経済的・社会的状況に応じた気候変動*への適応策の推進が求められています。

こうした本町の環境を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、第 2 次計画の計画期間の満了に伴い、「玖珠町第 3 次環境基本計画」を策定します。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、「玖珠町環境基本条例」第 9 条に基づき策定され、町民や事業者との協働のもと、環境行政を総合的かつ計画的に推進することを目的とした計画です。日々の生活に密着した生活環境(地域環境)の改善や、生活の場を取り巻く自然環境の保全を通して、生活の質と地域の価値を高めるだけでなく、地球環境の保全と持続的発展が可能な地域社会の形成に寄与します。また、「次代を担う子どもとともに 未来をつくるまち～住んでよかった童話の里～」を基本理念とする「玖珠町第 6 次総合計画」と整合性のある環境分野の計画として位置づけられます。

なお、本計画は、温室効果ガス*の排出抑制のための総合的・計画的な施策展開に向けて定める「玖珠町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」及び気候変動*適応に関する効果的な施策を推進する「地域気候変動適応計画」を内包しています。



■計画の位置づけ

(3) 計画の期間

次世代への責任も見据えた長期的視野のもと取り組みを進めていくという観点から、本計画の計画期間は、21 世紀半ばを展望しつつ、令和 5(2023)年度から令和 14(2032)年度までの 10 年間とします。

また、本町を取り巻く環境や社会経済情勢の変化に合わせて、必要に応じて見直しを行うこととします。

(4) 計画の対象範囲

本計画は町内全域を対象地域とし、玖珠町環境基本条例の考え方をふまえて、以下に掲げる分野を対象範囲とします。

■計画の対象範囲

環境分野	対象となる環境項目
地球環境	地球温暖化*、気候変動*、資源・エネルギー など
資源循環	ごみの減量、リサイクル*、廃棄物処理、食品ロス* など
自然環境	野生生物、自然景観、生態系*、外来種、生物多様性*、農地、自然とのふれあいの場(緑地、水辺、農地) など
生活環境 (地域環境)	大気、悪臭、水質、騒音・振動、土壌、地下水、有害物質、公園・街路樹、交通 など
環境活動	ふるさと(環境)学習、環境教育、環境保全活動、環境情報の発信 など

2. 環境の現状と課題

2. 環境の現状と課題

(1) 環境を取り巻く動向

ア 世界の動向

① 「持続可能な開発目標(SDGs:エスディーゼイズ)」の採択

平成 27(2015)年の国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ*」が採択されました。このアジェンダにおいて、全世界で経済・社会・環境のバランスが取れた社会を目指すための行動目標として「持続可能な開発目標(SDGs)」が掲げられました。

SDGs は、発展途上国のみならず先進国を含むすべての国が平成 28(2016)年から令和 12(2030)年に取り組む国際目標であり、17 のゴール(令和 12(2030)年におけるあるべき姿)と 169 のターゲット(達成すべき具体的目標)が設定されました。また、17 のゴール及び 169 のターゲットは相互に関係しており、1 つの行動によって複数の課題の解決をめざすという特徴を持っています。

本町も、総合計画において、基本目標ごとに SDGs の目標(ゴール)を関連付け、計画の推進を通じて、SDGs の目標(ゴール)に向けて取り組みを行っています。



出典:国際連合広報センター

■ 持続可能な開発目標(SDGs)の 17 のゴール

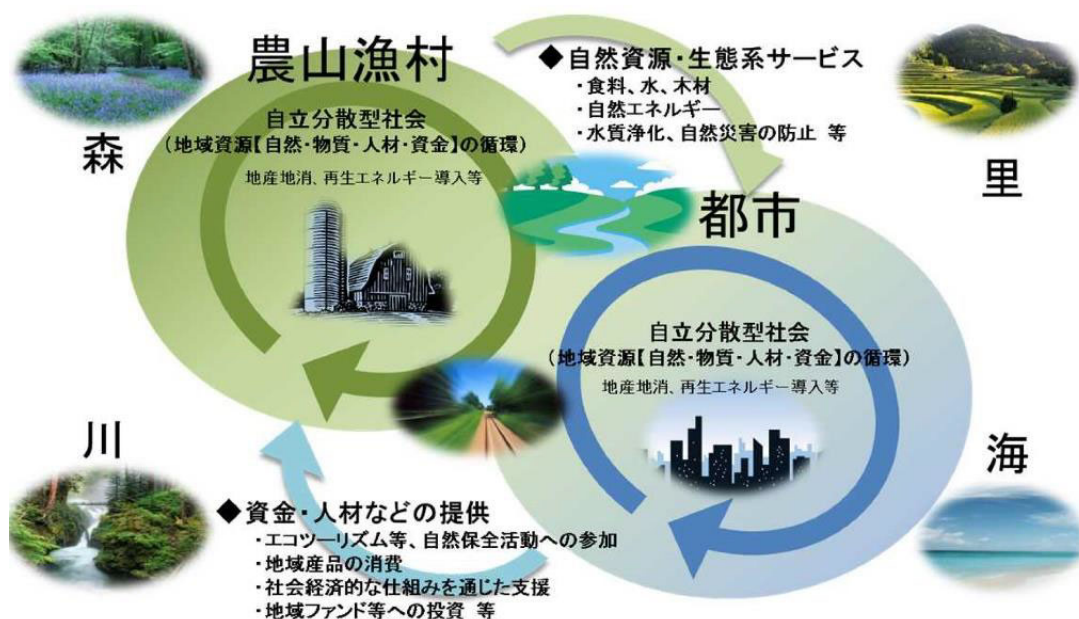
② 「パリ協定」の採択

平成 27(2015)年にフランスのパリで開催された国連気候変動枠組条約締約国会議* (COP21)において、法的拘束力のある国際的な合意文書「パリ協定」が採択されました。パリ協定では、世界の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて 2℃未満に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求することなどが世界共通の長期目標として掲げられました。

イ 国の動向

① 「第五次環境基本計画」の策定

平成 30(2018)年に閣議決定された「第五次環境基本計画」では、SDGs の考え方を活用しながら、環境政策による経済・社会的課題の「同時解決」の実現を目指しています。その中で、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取り組みを推進していくこととしています。また、重点戦略には、気候変動*対策や低炭素社会の実現に関する内容が含まれているとともに、「食品ロス*の削減」、「マイクロプラスチック*を含む海洋ごみ対策の推進」などの環境課題への取り組みが示されています。

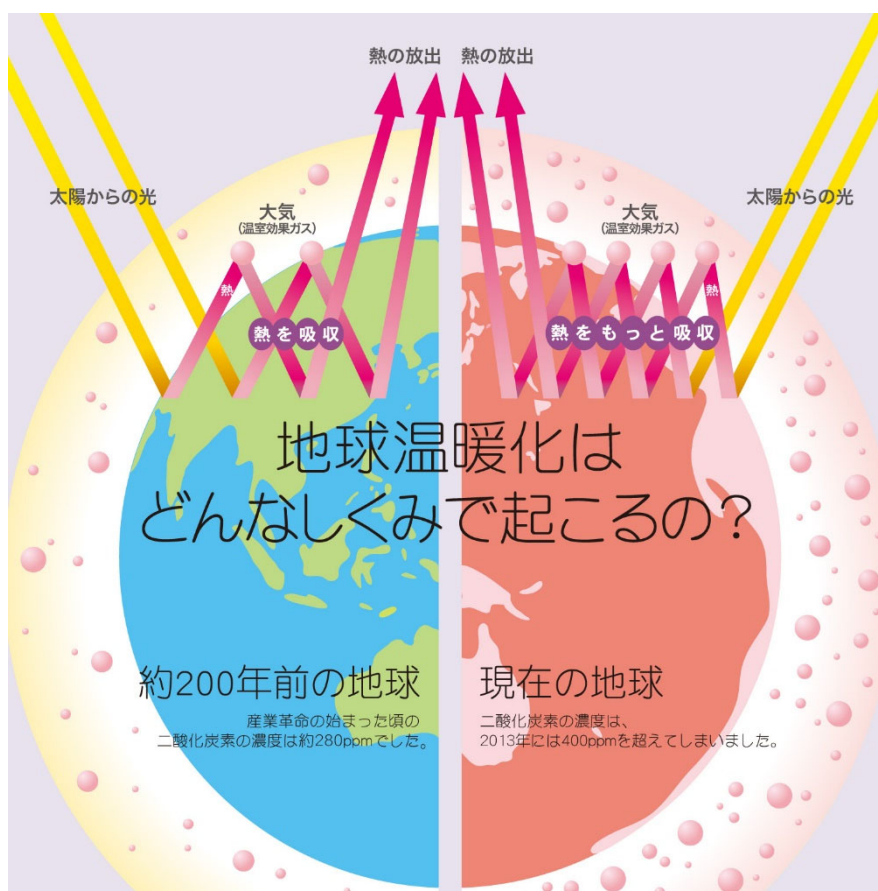


出典：「第五次環境基本計画の概要」(環境省)

■第五次環境基本計画における「地域循環共生圏」の考え方

② 「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けた地球温暖化対策の推進

国は、令和 2(2020)年に「2050 年までに温室効果ガス*排出量実質ゼロ(カーボンニュートラル*)」とすること、令和 3(2021)年には「2030 年の削減目標を 2013 年度から 46%削減することとし、さらに 50%の高みに向けて、挑戦を続けていくこと」を宣言しました。その後、同年 5 月に「地球温暖化対策の推進に関する法律*」の一部を改正する法律が成立し、自治体への再生可能エネルギー*の導入目標の設定が努力義務となり、「2050 年カーボンニュートラル*」の実現に向けた取り組みが求められています。さらに、同年 10 月には「地球温暖化対策計画*」の改訂が閣議決定され、新たな 2030 年度目標の裏付けとなる対策・施策が記載されました。



出典)全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト(<https://www.jccca.org/>)

■温室効果ガスと地球温暖化メカニズム

③ 気候変動適応策の推進

地球温暖化*及びその他の気候変動*による影響に対応し、被害の防止・軽減を図るため、気候変動*適応を推進することを目的として、平成 30(2018)年に「気候変動適応法*」が施行され、同年に「気候変動適応計画*」が閣議決定されました。その後、令和 3(2021)年に計画が変更され、7 つの基本戦略を示すとともに、分野ごとの適応に関する取り組みが示されています。地方公共団体に対しては、自然的経済的社会的状況に応じた気候変動*への適応策が求められています。

④ 生物多様性の保全

平成 22(2010)年に開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10)において愛知目標*が採択されました。愛知目標*は、令和 2(2020)年を達成年とし、20 の目標が掲げられていましたが、令和 2(2020)年時点で目標は達成されておらず、達成できた要素は全体の約 1 割と報告されています。

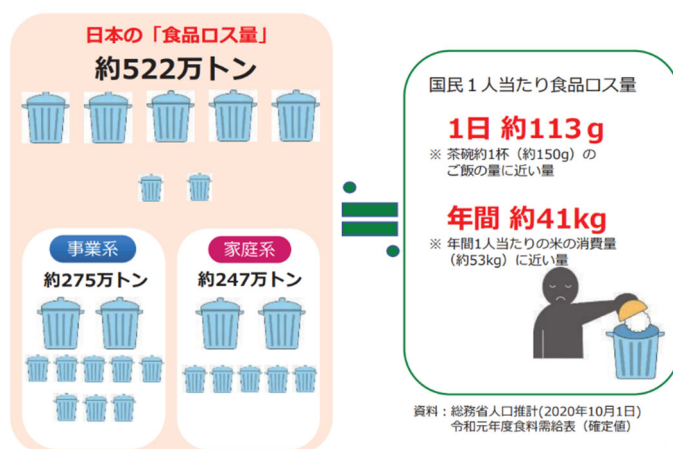
令和 4(2022)年に開催された生物多様性条約第 15 回締約国会議(COP15)において希少な動植物の保全に向けた新しい国際目標が採択されました。新しい目標は、2030 年までに陸と海の 30%以上を健全な生態系*として保全する「30by30(サーティ・バイ・サーティ)目標*」が柱となっており、国では、次期生物多様性国家戦略の検討を始めています。

⑤ 循環型社会の形成及び食品ロス・プラスチックごみ問題への取り組み

平成 30(2018)年に「第四次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、SDGs の考え方を活用し、重要な方向性として、地域循環共生圏形成による地域活性化、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、適正処理のさらなる推進と環境再生などを掲げ、その実現に向けて国が講ずべき施策を示しています。

食品ロス*の削減に向けて、令和元(2019)年に「食品ロスの削減の推進に関する法律*」が施行され、令和 2(2020)年には「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されました。その中で、国、地方公共団体、事業者、消費者などの多様な主体が連携し、国民運動として食品ロス*の削減を推進することが求められています。

プラスチックごみによる海洋汚染が世界的に注目されており、国は、令和 3(2021)年に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を公布し、多様な物品に使用されているプラスチックに関し包括的に資源循環体制を強化し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環などの取り組み(3R+Renewable*)を促進するための措置を講じるとしています。



出典：「食品ロス及びリサイクルをめぐる情勢」(農林水産省 Web サイト)
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/attach/pdf/161227_4-52.pdf

■日本の食品ロスの状況(令和2年度)

ウ 大分県の動向

① 新しい社会に向けた動きを踏まえた環境施策の推進

大分県は、大分県環境基本条例の基本的理念である「健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、その環境が将来の世代へ継承されるよう」にするため、「大分県環境基本計画(改訂版)」(令和 2(2020)年 3 月)に基づき、環境施策を推進しています。

「天然自然が輝く 恵みが豊かで美しく快適なおおいた」を目指すべき環境の将来像として、新たにプラスチックごみ対策、食品ロス*の削減、気候変動*対策といった環境課題への対応と、SDGs との関連性が示されました。特に気候変動*対策においては、2050 年までに二酸化炭素排出の実質ゼロを目指し、脱炭素社会*に向けた取り組みを加速させるとされています。

② 地球温暖化の緩和策及び気候変動への適応策の推進

令和 3(2021)年 3 月に「第 5 期大分県地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定し、脱炭素社会*の実現を目指し、緩和策を強化するとともに、「地域気候変動適応計画」も内包し、適応策の充実を図っています。

国の温暖化対策計画の改定を踏まえ、削減目標や関連施策の見直しを行うとされています。

③ 各分野における生態系の再生・保全

「第 2 次生物多様性おおいた県戦略(2016-2020)」では、「豊かな自然と人間とが共生するふるさと“おおいた”の創造」を基本目標に掲げ、「豊かな生物多様性*が人の暮らしを支えていることを理解する」「生物多様性*と人のつながりを考え行動する」「生態系*のつながりを大切にし豊かな自然が残る地域や生きものを守る」「生物多様性*がもたらす恵みをより豊かにする」「豊かな生物多様性*を未来につなぐ」を基本方針としています。

令和 3(2021)年 3 月に目標年を令和 4(2022)年に再設定し、目標指標などを変更しています。

④ 廃棄物の削減及び再資源化・適正処理の推進

令和 3(2021)年に「第 5 次大分県廃棄物処理計画」を策定し、廃棄物の減量化などの目標を定め、目標達成のための施策などを掲げているほか、「プラスチックごみ対策」や「食品ロス*対策」などの新たな課題についても示されています。

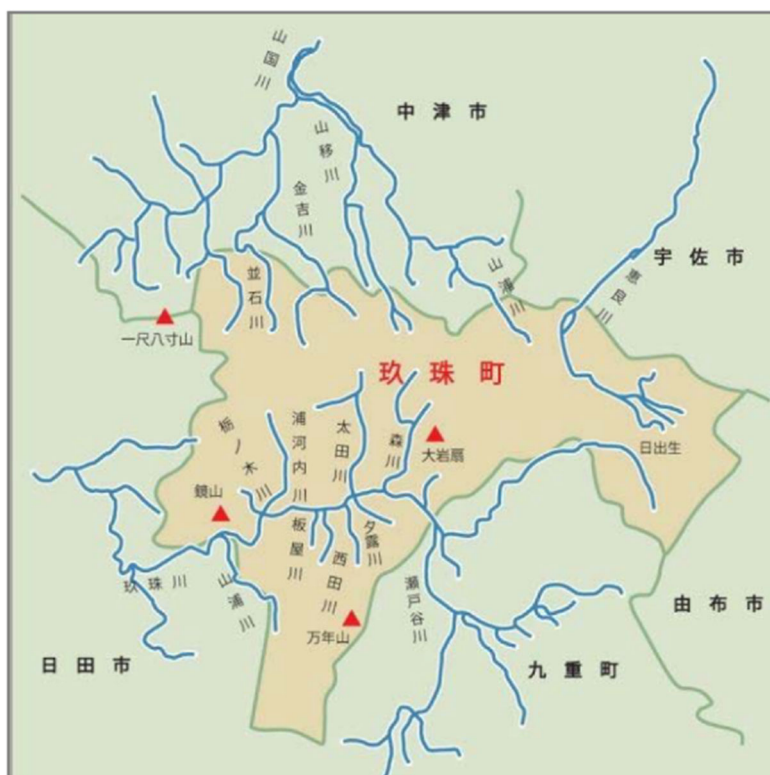
(2) 地域概況

ア 地勢・交通

【地勢・自然景観】

本町は、大分県の西部に位置し、東側は九重町、由布市、西側は日田市、北側は中津市、宇佐市、南側は熊本県小国町に隣接しています。総面積は 286.60 km²で、大分県全体の 4.5%を占めています。

玖珠盆地を取り囲んでいる万年山、岩扇山、伐株山を中心とするメサやビュートと呼ばれる卓状台地が盆地を取り囲むように位置しており、国内でも例がないほどの特徴的な景観を形成しています。



【水環境】

筑後川の上流に位置する玖珠川水系をはじめ、山国川水系と駅館川水系の3つの水系を持っており、豊かな水環境を形成しています。

また、玖珠川やその支流には、三日月の滝、慈恩の滝、下園妙見様湧水(平成の水百選)や清水瀑園などの名瀑や湧水地などが多く存在しています。

【交通】

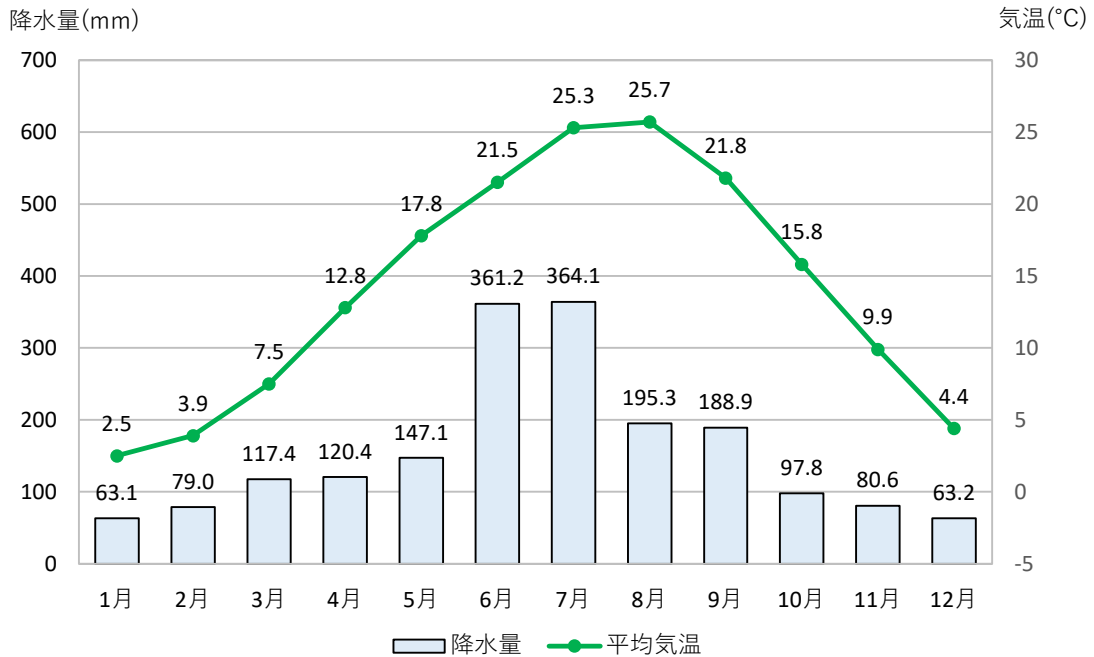
交通網は、町内に JR 久大本線（豊後森駅・北山田駅）のほか、主要幹線道路として東西に大分自動車道（玖珠 IC、天瀬高塚 IC）及び国道 210 号、南北には国道 387 号が通っており、福岡・北九州・熊本・大分市が約 60～100 分圏内に位置する交通の要衝となっています。



イ 気象

本町は山間の盆地であり、夏の暑さ、冬の寒さともに厳しく寒暖の差が激しい気候となっています。平均気温は 14.1℃、平均降水量は 1,878 mm です。冬は曇りや雨・雪の日が多く、晴天日数は多くありません。

本町の気温や降水量は、過去 50 年で大きな変化はありません。



備考：平年値の統計期間は 1991～2020 年の 30 年間

出典：玖珠アメダスデータ（気象庁）

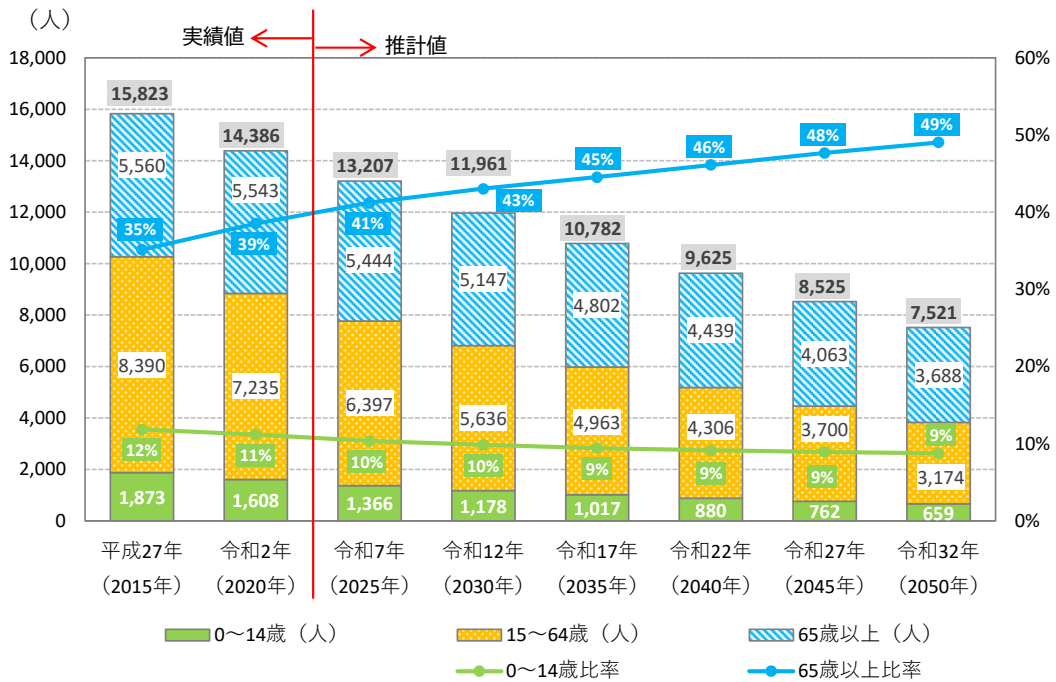
■ 気温・降水量の平年値の推移

ウ 人口

本町の人口は、令和4(2022)年12月末現在で14,379人、世帯数は6,601世帯です。

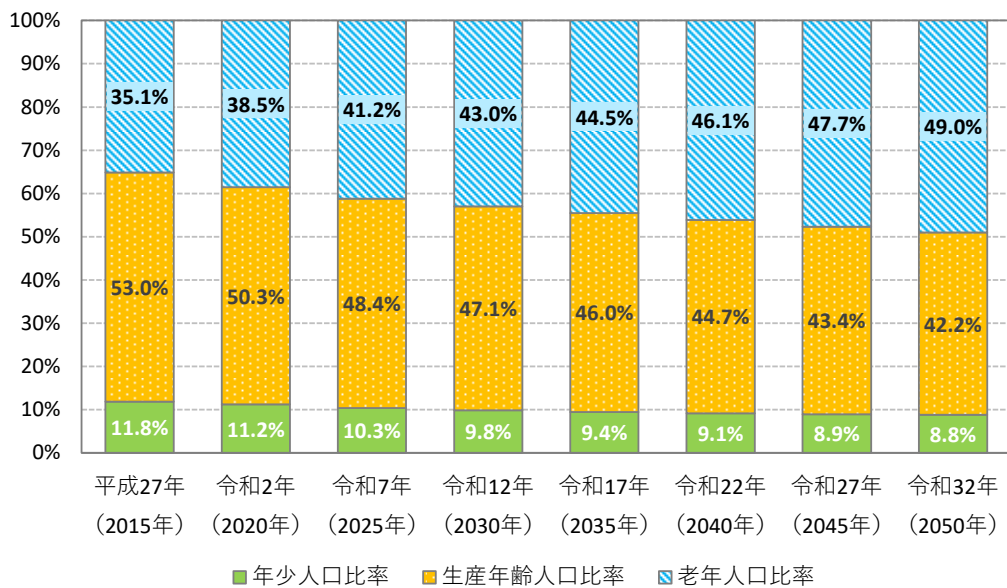
平成27(2015)年から令和2(2020)年にかけて人口は減少しており、今後の人口を令和32(2050)年まで推計すると、今後も徐々に減少していくと見込まれています。

人口構成比の推計をみると、0～14歳の年少人口は減少傾向、65歳以上の老年人口は増加傾向にあり、少子高齢化が進行していくものと考えられます。



出典：玖珠町統計情報 令和2年国勢調査結果の概要(玖珠町)

■年齢3区分別 人口の推移と将来推計

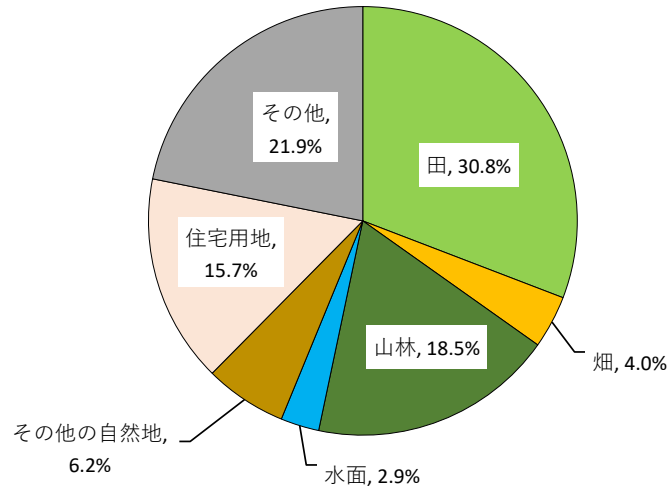


出典：玖珠町第6次総合計画(玖珠町)

■年齢3区分別 人口の推移と将来推計

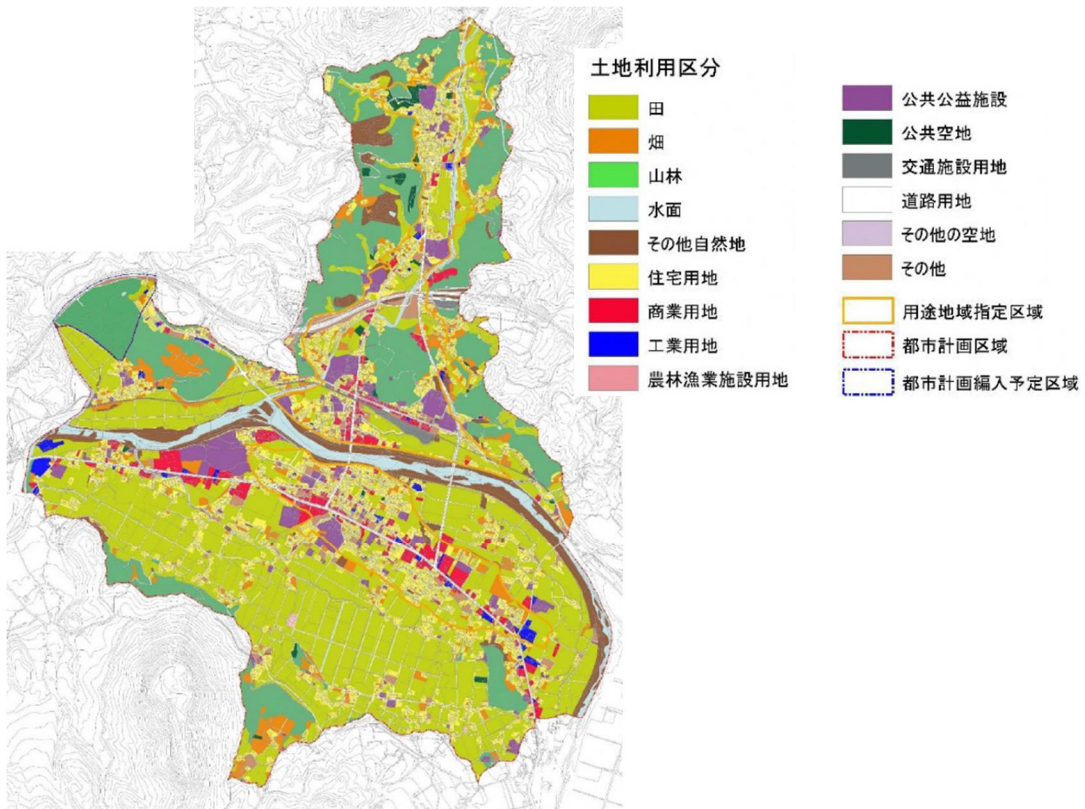
工 土地利用

令和 3(2021)年度の地目別土地利用面積割合では、田が 30.8%、畑が 4.0%、山林が 18.5%で、水面とその他自然地を加えると町域の 60%以上が自然的利用地となっており、大半が「耶馬日田英彦山国定公園」に指定されています。



出典：令和 3 年度都市計画基礎調査(大分県 G 空間情報センター)

■地目別土地利用面積割合(令和 3(2021)年度)



出典：玖珠町都市計画マスタープラン(玖珠町)

■都市計画区域の土地利用状況図(平成 27(2015)年度)

オ 産業

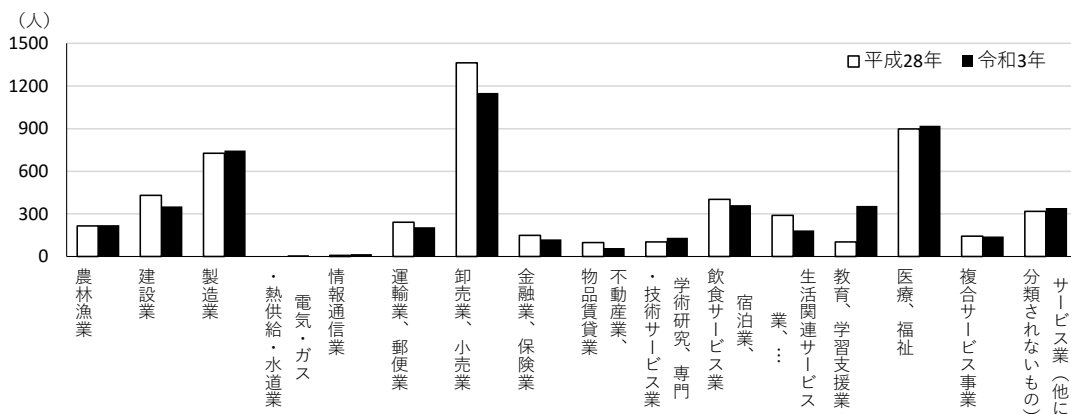
本町の産業は、令和3(2021)年において民営事業所が793事業所、従業者数は5,326人となっています。平成28(2016)年以降の長期的な推移では、産業規模はやや縮小傾向にあると考えられます。

令和3(2021)年の事業所構成では、「卸売業、小売業」が全体の26.9%で最も多く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」(14.1%)、「サービス業(他に分類されないもの)」(10.7%)となっています。最も従業者が多い産業は「卸売業、小売業」が全体の21.6%を占め、「医療、福祉」(17.3%)、「製造業」(14.0%)が続いています。これら主要産業のうち、平成28(2016)年との比較では、「卸売業、小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」において従業者数の減少がみられます。一方で、「教育、学習支援業」においては、従業員の増加が顕著にみられます。

■ 玖珠町の事業所数及び事業者数

産業(大分類)	事業所数				従業者数			
	平成28年		令和3年		平成28年		令和3年	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
AB 農林漁業	25	2.9%	30	3.8%	215	3.9%	222	4.2%
D 建設業	75	8.8%	59	7.4%	431	7.9%	353	6.6%
E 製造業	47	5.5%	45	5.7%	727	13.2%	746	14.0%
F 電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	5	0.6%	-	-	10	0.2%
G 情報通信業	5	0.6%	4	0.5%	7	0.1%	17	0.3%
H 運輸業、郵便業	17	2.0%	17	2.1%	241	4.4%	207	3.9%
I 卸売業、小売業	246	28.7%	213	26.9%	1,363	24.8%	1,153	21.6%
J 金融業、保険業	12	1.4%	12	1.5%	149	2.7%	121	2.3%
K 不動産業、物品賃貸業	37	4.3%	29	3.7%	98	1.8%	59	1.1%
L 学術研究、専門・技術サービス業	22	2.6%	20	2.5%	102	1.9%	132	2.5%
M 宿泊業、飲食サービス業	119	13.9%	112	14.1%	403	7.3%	362	6.8%
N 生活関連サービス業、娯楽業	92	10.7%	75	9.5%	289	5.3%	185	3.5%
O 教育、学習支援業	13	1.5%	21	2.6%	103	1.9%	356	6.7%
P 医療、福祉	56	6.5%	55	6.9%	898	16.4%	920	17.3%
Q 複合サービス事業	13	1.5%	11	1.4%	144	2.6%	141	2.6%
R サービス業(他に分類されないもの)	78	9.1%	85	10.7%	318	5.8%	342	6.4%
総数	857	100%	793	100%	5,488	100%	5,326	100%

出典:平成28年「経済センサス-活動調査」、令和3年「経済センサス-活動調査」(総務省)



出典:平成28年「経済センサス-活動調査」、令和3年「経済センサス-活動調査」(総務省)

■ 産業分類別の従業者数(平成28年、令和3年)

(3) 玖珠町第2次環境基本計画の取組成果と課題

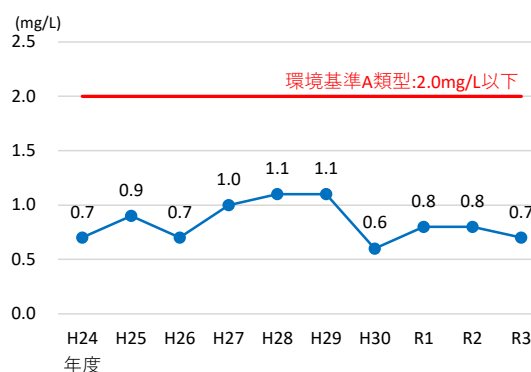
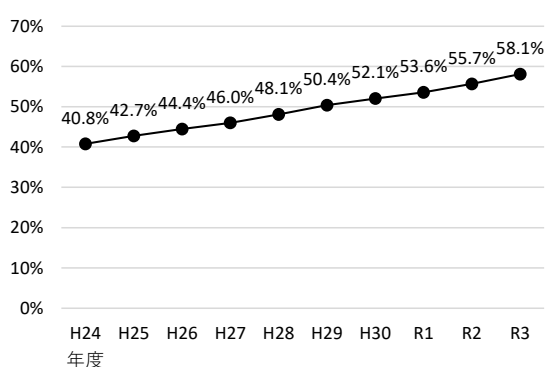
第2次計画では、4つの環境分野ごとに町民満足度の目標が定められています。

基本目標Ⅰ ～命を育む生活環境を守ろう～

① 町の取り組み状況

合併処理浄化槽*の設置推進により、生活排水処理率*は令和3(2021)年度末時点で58.1%まで上昇しています。県による玖珠川の水質調査結果も環境基準*を満たしており、良好に推移しています。

大気汚染・騒音振動・悪臭などの公害の防止対策については、事業所への指導などを行っています。



出典：各年度県内各市町村別污水处理普及率、各年度水質調査結果総括表(大分県)

■ 玖珠町の生活排水処理率の推移

■ 玖珠川(市の村橋)のBOD75%値の推移

第2次計画では、町民の満足度を38%から60%にすることを目標に掲げましたが、令和4年度実施の町民アンケートによる満足度は45%にとどまり、目標値を達成しませんでした。

② 町民・事業者の環境意識

○町民アンケートの結果、水質、大気質に関する重要度が特に高くなっており、引き続き対策に取り組む必要があります。

③ 今後の課題と方向性

◆地球温暖化*対策をはじめとする地球環境保全の取組は、新たに環境目標を設定し、重点的に取り組みます。

◆第2次計画策定後、現状に合わず取組できていない施策については、見直しを行います。

基本目標Ⅱ ～住んで楽しい快適な玖珠町をつくろう～

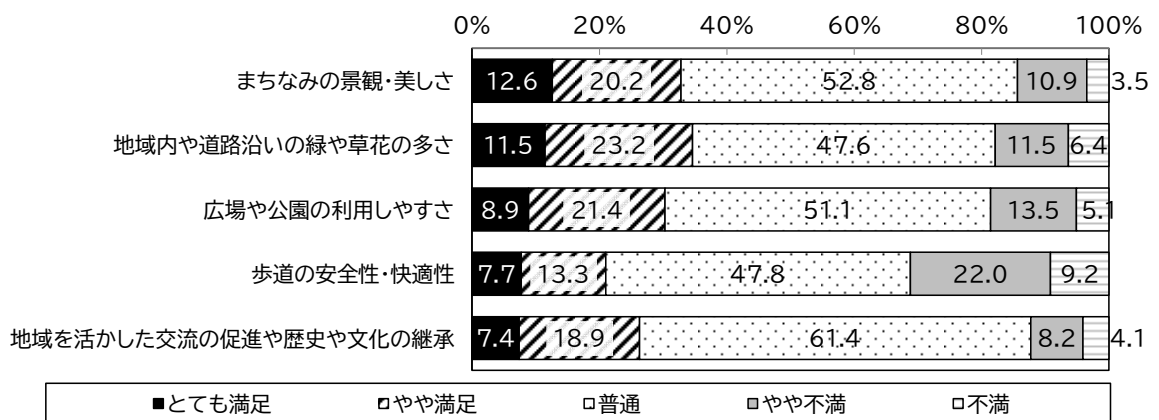
① 町の取り組み状況

公共交通機関の利用者は、人口減少に伴い、減少傾向にあります。歴史や伝統文化、文化財についても地域資源と考え、環境基本計画で施策を推進しています。

第2次計画では、町民の満足度を19%から45%にすることを目標に掲げましたが、令和4年度実施の町民アンケートによる満足度は28%にとどまり、目標値を達成しませんでした。

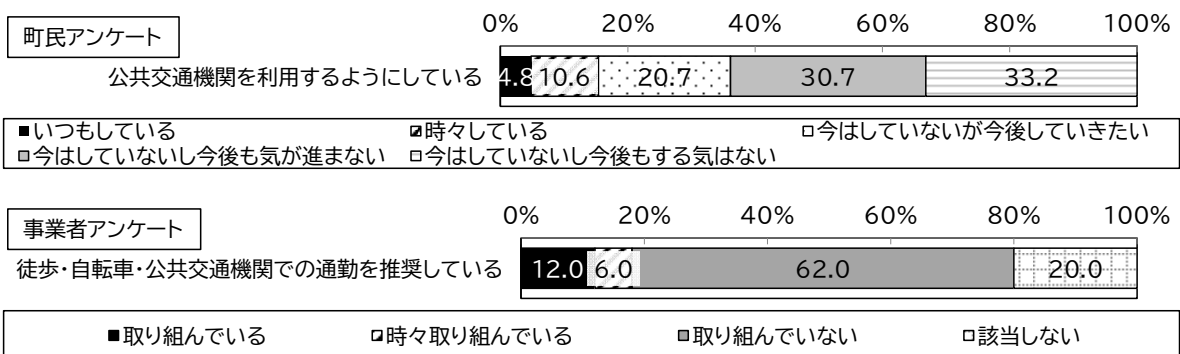
② 町民・事業者の環境意識

○町民アンケートの結果、「まちなみ景観の美しさ」「広場や公園の利用しやすさ」「歩道の安全性・快適性」などのまちなみや暮らしやすさの満足度が低くなっています。



■町民アンケート結果

○町民アンケート、事業者アンケートともに、公共交通機関の利用率が低くなっています。



■町民・事業者アンケート結果

③ 今後の課題と方向性

- ◆玖珠町においては、景観も重要な地域資源であることから、検討予定の景観計画との整合を図ります。
- ◆第2次計画策定後、現状に合わず取組できていない施策については、見直しを行います。

基本目標Ⅲ ～なかよし大家族の自然環境であり続けよう～

① 町の取り組み状況

玖珠町は町域の大半が「耶馬日田英彦山国定公園」に指定されており、特徴的な自然景観を有しています。

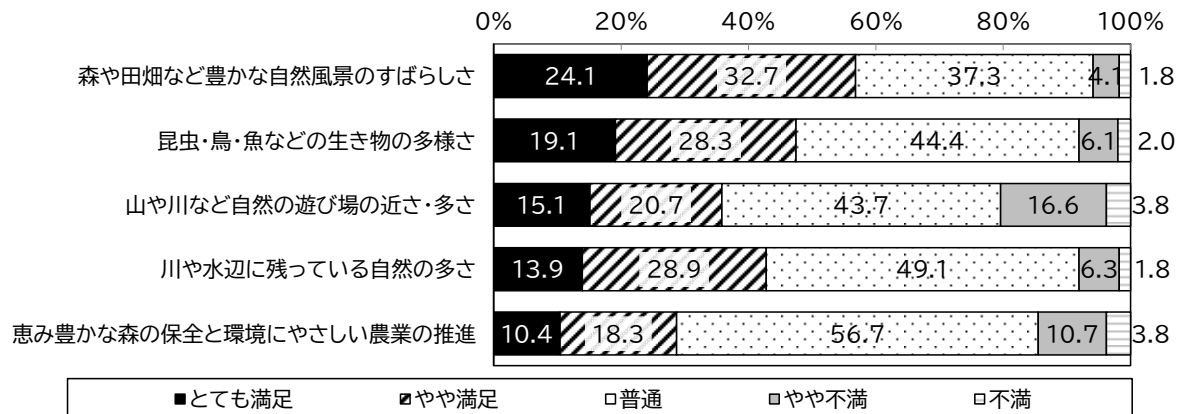
山林や農地は町の代表的な地域資源であることに加えて、水源の涵養や防災機能、温室効果ガス*の吸収など多面的機能を有していることから、適切な保全・整備を推進しています。

外来種対策、危険生物対策、有害鳥獣対策は概ね実施されています。

第2次計画では、町民の満足度を33%から55%にすることを目標に掲げましたが、令和4年度実施の町民アンケートによる満足度は51%にとどまり、目標値を達成しませんでした。

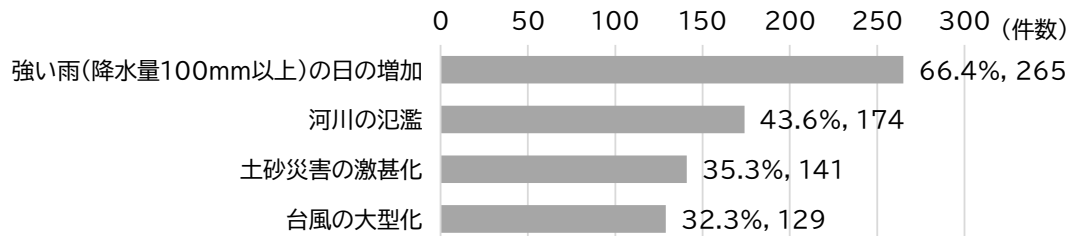
② 町民・事業者の環境意識

○町民アンケートの結果、自然風景のすばらしさ、生き物の多様さなど自然環境に関する満足度は高くなっています。



■町民アンケート結果

○町民アンケートの結果、強い雨(降水量100mm以上)の日の増加や土砂災害の激甚化、台風の大規模化など災害に関する関心が高くなっています。



■町民アンケート結果

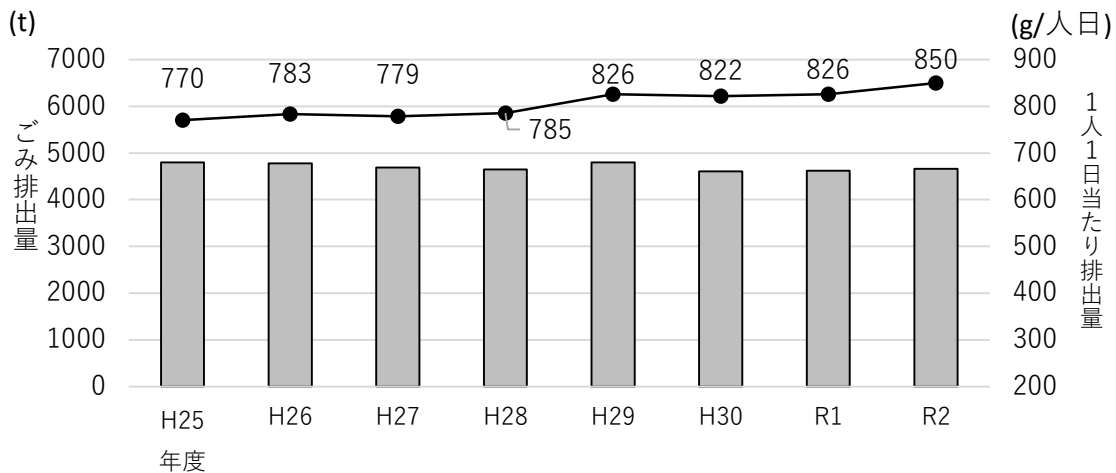
③ 今後の課題と方向性

- ◆山林や農地の適切な保全・整備を継続するとともに、生物多様性*の取組を検討します。
- ◆地産地消の取組は、地球温暖化*対策にもつながることから、施策の見直しを行います。
- ◆農林業の担い手確保や遊休農地解消に向けた施策を検討します。
- ◆熱中症対策や防災対策など地球温暖化*の適応策に関する取組を整理します。

基本目標Ⅳ ～資源が循環する玖珠町をめざそう～

① 町の取り組み状況

玖珠町のごみ総排出量は平成 25(2013)年度以降わずかに減少傾向にありますが、人口が減少していることから、1人1日当たりのごみ排出量は増加傾向にあります。



出典：一般廃棄物処理実態調査(環境省)

■玖珠町のごみ排出量の推移

第2次計画では、町民の満足度を18%から45%にすることを目標に掲げましたが、令和4年度実施の町民アンケートによる満足度は19%にとどまり、目標値を達成しませんでした。

② 町民の環境意識

- 町民アンケートの結果、ごみの分別の実施率やマイバッグ利用率、食品ロス*対策などの実施率は高くなっています。
- 町民アンケートの結果、町が行っている事業のうち、「ごみ収集ステーション・カラスネットの設置補助」「廃食油回収」「生ごみ処理機設置補助」は、『今後利用したい』割合が高くなっており、引き続き取り組む必要があります。
- 町民アンケートの結果、4R*(Refuse[ごみの発生回避]・Reduce[ごみの排出抑制]・Reuse[製品・部品の再利用]・Recycle[再資源化])の取組について、重要度は高いが満足度が低くなっており、引き続き取り組む必要があります。

③ 今後の課題と方向性

- ◆節水・水循環に関する取組は、生活環境または自然環境の分野へ施策を統合して、推進しやすい体制の構築を行います。
- ◆エネルギーに関する取組は、施策の見直しを行い、地球温暖化*対策と合わせて重点的に取り組めます。
- ◆プラスチックごみ対策や食品ロス*対策、災害廃棄物処理対策など新しい課題への取組を検討します。



旧豊後森機関庫・旧豊後森機関庫転車台
(国指定登録有形文化財 平成 24 年 8 月 13 日登録)

久大本線は大正 9 年から建設が始まり、昭和 4 年には豊後森駅が開業、昭和 9 年に久大本線が全線開通した。石炭や水等の補給基地として、また急峻な水分峠越えを行うための機関車の交換等で豊後森機関区は非常に重要な役割を果たした。

最盛期は昭和 23 年頃で、車両 25 両・乗務員他職員 217 名の配置があったといわれる。昭和 45 年 9 月の久大本線無煙化により蒸気機関車が姿を消すと、翌昭和 46 年 4 月に豊後森機関区は廃止となる。

かつて九州各地にあった扇形機関庫は、機関庫廃止や老朽化などにより解体され、現在では九州唯一の扇形機関庫となった。

(玖珠町ホームページより)

3. 計画の目標と施策の展開

3. 計画の目標と施策の展開

(1) 玖珠町が目指す望ましい環境像

玖珠町の環境施策を進めていく上で、「玖珠町の環境がこうだったらいいな」という将来の目標像を「望ましい環境像」と呼びます。本計画では、第2次計画に引き続き、「すくすく・わくわく 童・環の里 くす」を望ましい環境像とします。

玖珠町の望ましい環境像



玖珠町には清らかな水と生命を育む豊かな森があります。この森を起源として玖珠町を貫流する玖珠川は、やがて九州一の大河である筑後川となって有明海に達するとともに、他にも山国川、駅館川を通じて周防灘に注いでいます。

わたしたちの玖珠の森は、流域や沿岸に暮らす多くの人々や生息する生きものたちの生命を育む大切な源であると言えます。

このような源を守っていくためには、町民・事業者・行政がそれぞれの立場の役割をこなすとともに、手を取り合っていくことが必要になります。

そして、それらの行動ひとつひとつが大きな環(わ)となり、玖珠町のすばらしい環境を次世代に引き継いでいくという想いをこめて、この「望ましい環境像」を設定します。

(2) 実現に向けた基本理念

望ましい環境像の実現に向けて、5つの“わ”から成る基本理念をかかげ、

玖珠町に生まれ育った人が

「玖珠町に住み続けたい！」「玖珠町に戻ってきたい！」と思うような

“わ”であふれた玖珠町の環境の創造に努めます。



(3) 基本目標

望ましい環境イメージ



を実現するため、5つの基本目標を掲げます。

基本目標 Ⅰ 脱炭素の玖珠町をめざそう

省エネルギー化を進め、再生可能エネルギーを活用する脱炭素のまちをつくろう

基本目標 Ⅱ 資源が循環する玖珠町をめざそう

限りある資源を大切にし、資源が循環するまちをつくろう

基本目標 Ⅲ 自然の恵み豊かな玖珠町を守り続けよう

多くの生き物がすむ自然環境を守り、育むまちをつくろう

基本目標 Ⅳ 住みよい玖珠町をつくろう

きれいな環境が保たれた、安全・安心で快適に暮らせるまちをつくろう

基本目標 Ⅴ みんなでふるさと学習をしよう

玖珠について知り、毎日の生活の中から環境保全に取り組む町民になろう

(4) 目標の実現に向けた施策の展開

基本目標ごとに施策の柱及び方向性について整理し、以下の体系で取り組みます。

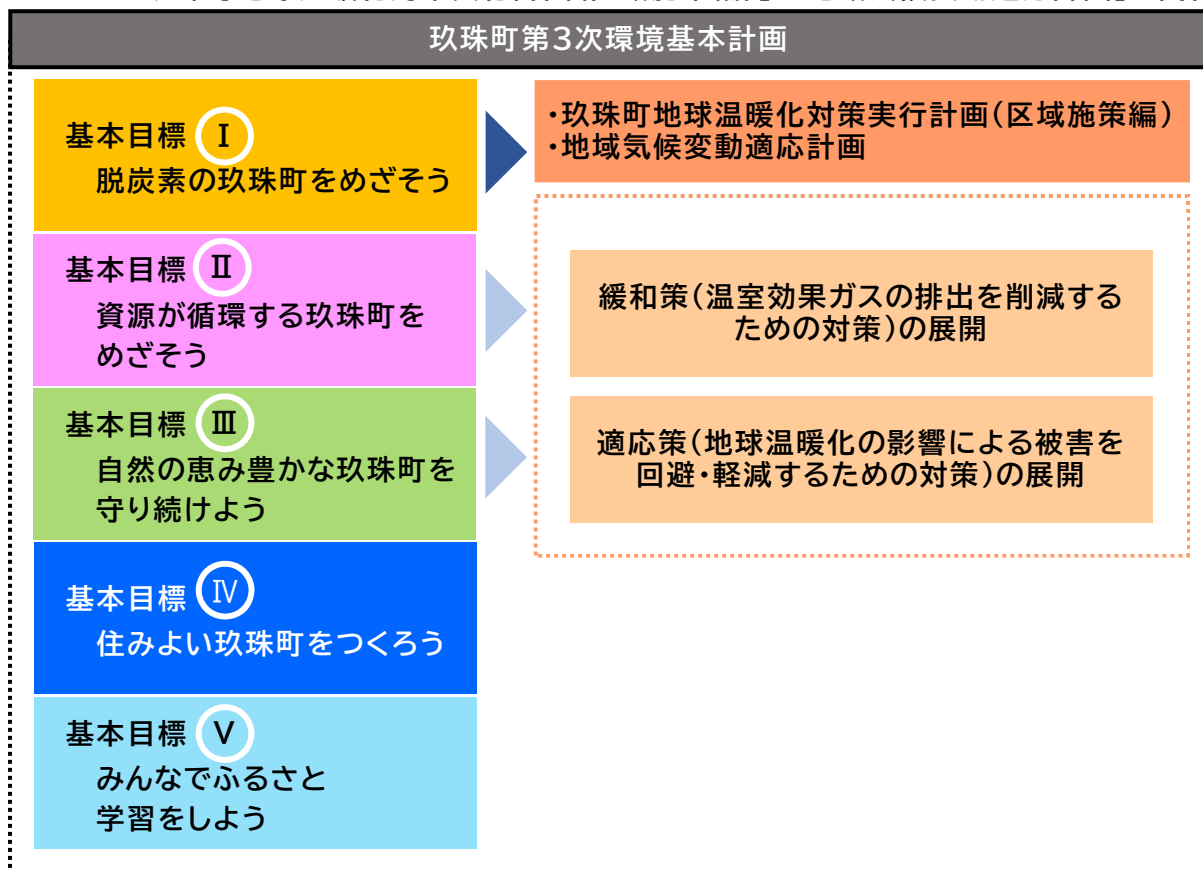
基本目標	施策の基本方針	施策の方向性
Ⅰ 脱炭素の 玖珠町を めざそう	(1) 脱炭素社会の 実現へ向けた挑戦	(1)-1 省エネルギー化の推進
		(1)-2 再生可能エネルギーの普及
	(2) 気候変動への適応	(2)-1 適応策の推進
Ⅱ 資源が 循環する 玖珠町を めざそう	(1) 資源の循環・有効活用	(1)-1 4Rの推進
		(1)-2 食品ロスの削減
	(2) ごみの適正処理	(2)-1 適正処理の推進
Ⅲ 自然の 恵み豊かな 玖珠町を 守り続けよう	(1) 自然環境の保全と 生物多様性の維持	(1)-1 山林・緑地・農地の保全
		(1)-2 生き物とのふれあいの促進
	(2) 水と緑の ネットワークの形成	(2)-1 身近な緑の保全・創出
		(2)-2 良好な水環境の形成
Ⅳ 住みよい 玖珠町を つくろう	(1) 安全・快適な 生活環境の形成	(1)-1 生活排水の水質改善
		(1)-2 公害防止対策の推進
		(1)-3 快適なまちづくりの推進
	(2) 玖珠の歴史と風土の活用	(2)-1 歴史や文化財の保全と活用
Ⅴ みんなで ふるさと 学習をしよう	(1) ふるさと学習の推進と 環境活動の実践	(1)-1 ふるさと学習の推進
		(1)-2 多様な主体の協働
		(1)-3 玖珠町 ECO ライフセンターの活用
	(2) 環境情報の整備	(2)-1 正しい環境情報の収集と提供

温室効果ガス*排出量の削減及び気候変動*への適応を重点的に推進するため、「玖珠町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」及び「地域気候変動適応計画」を第4章に内包し、緩和策及び適応策に取り組みます。

「玖珠町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」及び「地域気候変動適応計画」は、基本目標Ⅰはもとより、基本目標Ⅱや基本目標Ⅲとも関連しています。

「玖珠町第3次環境基本計画」及び

「玖珠町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」、「地域気候変動適応計画」の関係



基本目標 I 脱炭素の玖珠町をめざそう

省エネルギー化を進め、再生可能エネルギーを活用する脱炭素のまちをつくろう

脱炭素社会*の実現に向けて、日々の生活や事業活動による環境負荷を低減するため、町民・事業者・行政が協働して省エネルギー化、再生可能エネルギー*の普及を図ります。

気候変動*による環境、経済、社会的な影響を把握・低減し、安全・安心して暮らせるまちをつくるため、農業、生態系*、防災、健康などの各分野に係る関連部署や近隣市町と連携して適応策を推進します。

なお、重点的に取り組む施策として、第 4 章「玖珠町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」 「地域気候変動適応計画」に基づき効果的に取り組みを推進します。

■施策の方向性

(1)脱炭素社会の実現へ向けた挑戦	(1)-1 省エネルギー化の推進 (1)-2 再生可能エネルギーの普及
(2)気候変動への適応	(2)-1 適応策の推進

■関連する SDGs のゴール



■環境指標

指標項目	現状値	目標値
町域の温室効果ガス排出量	133 千t-CO ₂ (2019 年度)	96.6 千 t-CO ₂ (2030 年度)
コミュニティバスの利用者数	18,666 人 (2020 年度)	21,000 人 (2030 年度)

施策の基本方針(1) 脱炭素社会の実現に向けた挑戦

施策(1)-1 省エネルギー化の推進

日々の生活や事業活動の中でできる省エネ・省資源行動を普及し、町民・事業者・行政が温室効果ガス*排出量の削減に取り組んでいく必要があります。

また、町内の移動手段は自動車依存であり、運輸部門の排出量が多いことから、次世代自動車*や公共交通機関をはじめとした移動の省エネルギー化を推進します。

公共施設への省エネ設備などの導入を進め、町が率先して地球温暖化*対策に取り組むことで、町民・事業者への導入促進を図ります。

① 省エネルギー行動の普及促進	担当班
○脱炭素につながるライフスタイルへの転換を促す普及啓発を行います。	環境政策班
② 移動の省エネルギー化の推進	担当班
○次世代自動車*やエコドライブ*の普及啓発活動を行います。	環境政策班
○次世代自動車*の普及促進を目的として、公共施設への充電スタンドの複数個所の設置について検討を行います。	管財班
○「玖珠町地域公共交通計画」に基づき、地域公共交通のあり方などを含め、町内全体の公共交通体系を随時見直していきます。	企画・SDGs 推進班
○歩道については、バリアフリー*化・ユニバーサルデザイン*を採用し、安心して安全に通行できる歩道整備に努め、可能な限り景観に配慮します。	工務班
○自然景観と観光施設を周遊できる観光ルートの構築、観光案内板やパンフレットによるスポットや環境特性の紹介、配慮事項の記載、アシスト自転車など環境負荷の少ない移動手段の導入の検討など環境共生型の観光を進めます。	観光振興班
③ 町の率先行動の推進	担当班
○公共施設の更新・改修時には、断熱化や省エネルギー設備などを率先して導入し、町民・事業者への導入促進を図ります。	公共施設
○公用車の買い替え時には、ハイブリッド車*や電気自動車*などの次世代自動車*の導入を進めることで、環境負荷の低減に努めるとともに、環境性能に優れた自動車の普及・PRを図ります。	管財班
○「第3次玖珠町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」に基づき、町の事務事業から発生する温室効果ガス*を削減します。	環境政策班

注)担当班名は、令和4年度時点の班名を記載しています。

施策(1)-2 再生可能エネルギーの普及

太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギー*の導入促進と合わせて、二酸化炭素排出量がより少ないエネルギーの利活用について普及啓発を行います。また、再生可能エネルギー*の設置に際して、無秩序な開発とならないよう要綱などの整備を検討します。

① 再生可能エネルギーの導入促進	担当班
○町域における再生可能エネルギー*の導入を促進するとともに、発電した電力を効率的に活用できるよう蓄電池*の導入などについても普及促進を行います。	環境政策班
○公共施設に太陽光発電設備などを率先して設置することで、再生可能エネルギー*への町民の関心を促し、全町あげての再生可能エネルギー*の導入に努めます。	企画・SDGs 推進班 管財班

② 再生可能エネルギーの利活用促進	担当班
○エネルギーの地産地消に向けて、再生可能エネルギー*由来の電力や地域で発電した電力などについて、普及啓発を行います。	環境政策班
○農業用水などの豊富な水を利用した小水力発電施設の導入について、研究を進めます。	農林土木班

③ 再生可能エネルギーの設置に関する指導	担当班
○再生可能エネルギー*発電設備の設置について、行政として適切に指導を行い、要綱などの整備について、検討を行います。	企画・SDGs 推進班

施策の基本方針(2) 気候変動への適応

施策(2)-1 適応策の推進

気候変動*の進行により、本町においても、農作物への生育障害や大雨による土砂災害などの発生、夏場の気温上昇による熱中症をはじめとする熱ストレスの増大などの影響が懸念されます。農業、生態系*、防災、健康などの各分野において、気候変動*の影響を把握し、回避・軽減するための町民・事業所と協働した適応策の推進が必要です。

① 気候変動の影響への対策	担当班
○「地域気候変動適応計画」に基づき、町域において気候変動*の影響が既に現れている、または重要と考えられる分野について、必要な対策に取り組みます。	環境政策班

② 気候変動の影響に対する情報発信	担当班
○町域における気候変動*の影響に関する情報を町民・事業者へ情報提供します。	環境政策班

各主体に期待する取り組み

■みんなの取り組み

- ✓ 再生可能エネルギー*の利用・導入(太陽光発電、蓄電池*、エコキュートなど)を検討しましょう。
- ✓ 自動車を使用する際は、エコドライブ*を実践しましょう。

■町民の取り組み

- ✓ 自動車の買い替えの際には、次世代自動車*(ハイブリッド車*、電気自動車*)への更新を検討しましょう。
- ✓ 徒歩や自転車、公共機関の利用を心掛け、自家用車の使用を控えましょう。
- ✓ 空調、照明灯の継続的な節電に取り組みましょう。
- ✓ 環境負荷の少ない製品の購入を検討しましょう。
- ✓ 地球温暖化*に関心を持ち、日頃から環境負荷の少ない行動を実践するとともに、周囲への普及啓発に努めましょう。

■事業者の取り組み

- ✓ 社用車の更新の際には、次世代自動車*(ハイブリッド車*、電気自動車*)への更新を検討しましょう。
- ✓ 省エネ建築物の建築や省エネ機器・設備の導入などの建物の省エネを検討しましょう。
- ✓ 事務機器、空調、照明灯の継続的な節電に取り組みましょう。
- ✓ クールビズ*、ウォームビズ*を継続的に実施しましょう。
- ✓ 緑のカーテンや屋上、敷地の緑化に取り組みましょう。
- ✓ 自転車や公共交通機関の利用促進、自動車運送の効率化により自動車の利用を控えましょう。
- ✓ 環境負荷の少ない製品の製造や使用を検討しましょう。
- ✓ 地球温暖化*に関心を持ち、日頃から環境負荷の少ない事業活動を実践するとともに、周囲への普及啓発に努めましょう。

基本目標 Ⅱ 資源が循環する玖珠町をめざそう

限りある資源を大切にし、資源が循環するまちをつくろう

本町では、限りある資源を大切にし、できるだけごみを出さない「循環型社会*」への転換を目指し、Refuse*（ごみになるものを断る）、Reduce*（ごみを減らす）、Reuse*（繰り返し使う）、Recycle*（資源として再利用する）の4Rを心がけ、ごみの減量とリサイクル*に一層取り組みます。

また、町民・事業者と連携して食品ロス*やプラスチックごみの削減を図るとともに、少子高齢化や町民のライフスタイルの変化に合わせた廃棄物の適正処理に努めます。

■施策の方向性

(1)資源の循環・有効活用	(1)-1 4Rの推進 (1)-2 食品ロスの削減
(2)ごみの適正処理	(2)-1 適正処理の推進

■関連するSDGsのゴール



■環境指標

指標項目	現状値	目標値
ごみの総排出量	4,847t/年 (2020年度)	4,403t/年 (2030年度)
ごみのリサイクル率	10.57% (2020年度)	19.1% (2030年度)
生ごみ処理容器設置補助台数	23台/年 (2020年度)	40台/年 (2030年度)
食品ロス削減に向けた啓発活動	5回/年 (2020年度)	10回/年 (2030年度)

施策の基本方針(1) 資源の循環・有効活用

施策(1)-1 4Rの推進

近年、ごみの総排出量はわずかに減少していますが、人口が減少していることから、1人1日あたりのごみ排出量は増加しています。ごみ減量化をより一層推進するため、4R(リフューズ*:Refuse(ごみになるものを断る)、リデュース*:Reduce(ごみを減らす)、リユース*:Reuse(繰り返し使う)、リサイクル*:Recycle(資源として再利用する))の啓発活動や情報提供の充実を図ります。

① ごみの発生抑制	担当班
○生ごみの水切りの啓発や生ごみ処理容器などの購入補助制度の継続を通じて、生ごみの減量化を図ります。	環境政策班
○プラスチックごみの発生抑制のため、プラスチックごみの分別収集や資源循環方法について検討します。	環境政策班
○マイバッグ運動を促進するため、町民、商店などに対して啓発を行います。	環境政策班
○製品買い替えの際にはなるべく長く使えるもの、修理可能なものを選ぶなど、ごみの発生抑制につながる情報提供を行います。	環境政策班

② ごみの分別の推進	担当班
○「容器包装リサイクル法」など各種リサイクル法に基づく分別または収集体制を確立し、資源化に努めます。また、町民・事業者に対する分別の周知に努め、ごみの減量・リサイクル*を進めます。	環境政策班
○ごみの分別・排出が困難な高齢者、障がい者などが分別・排出しやすいごみ収集体制を継続して検討します。	環境政策班
○「小型家電リサイクル法」の施行に伴い、使用済小型電子機器などの再資源化を促進するため、回収ボックスの使用による分別体制の確立と普及を促進します。	環境政策班

Refuse(リフューズ)

ごみになるものを断る

必要な分だけ買ったり、過剰な包装は断るなど、ごみになるものを最初から断り、ごみを出さないようにしましょう。

Reduce(リデュース)

ごみを減らす

詰め替え商品や量り売り製品を購入するなど、工夫してごみを減らしましょう。

Reuse(リユース)

繰り返し使う

ものを修理したり、人に譲るなど、ごみにせず、再使用しましょう。

Recycle(リサイクル)

資源として再利用する

資源とごみを正しく分別して、資源として利用しましょう。

③ リユース・リサイクルの推進	担当班
○廃食用油のバイオディーゼル燃料(BDF)*化を推進するため、回収方法・燃料への活用方法を検討します。	環境政策班
○林地残材や製材廃材、廃椎茸ホダ木などの木質系バイオマス*については燃料として変換し、熱利用を図るとともに、おが粉の製造を通じて農業資材としての利用を進めます。	農政班 農林土木班
○野菜類の生産では、施設栽培化を進めるにあたって資材のリユース*(再利用)やリサイクル*(資源化)及び適正処理を図るとともに、燃料を使う場合は再生可能エネルギー*の導入などの研究を進めます。	農政班
○廃食用油をせっけんに変える活動をしている「メルヘンしゃぼん工房」など環境活動を展開する団体の育成に努め、多様なリサイクル*運動を推進します。	環境政策班
○し尿処理後の汚泥は、肥料として再資源化を図り、希望者に配布し、資源の有効利用を図ります。	環境政策班 玖珠九重行政事務組合
○マルチや肥料袋など農業用廃プラスチックは、100%回収して再生処理業者に持ち込んで資源化します。	農政班
○公共工事の際は、建設廃棄物のリサイクル*状況の報告義務付けなど産業廃棄物の適正処理を推進します。	工事担当班

施策(1)-2 食品ロスの削減

食品ロス*の削減に向けて、町民と事業者それぞれに向けた啓発活動を行い、食べ物を無駄なく大切に消費する意識の醸成を図ります。

① 食品ロス削減の推進	担当班
○てまえどりキャンペーン*、フードドライブ*、3010 運動*などの食品ロス*の取り組みを啓発し、町内の食品ロス*削減を推進します。	環境政策班
○県などと連携し、食品ロス*削減対策を推進します。	環境政策班

メルヘンしゃぼん工房

平成3年に設立された団体で、河川水質の汚染原因である廃食用油を家庭から集めることで、ごみの減量、水質汚濁を防止し、集めた廃食用油を原料に、環境への負荷が少ない石けん・洗剤を製造・販売することにより、合成洗剤の使用抑制の呼びかけと水質保護を行っている。



施策の基本方針(2) ごみの適正処理

施策(2)-1 適正処理の推進

不法投棄監視パトロールをはじめ、監視体制を継続していますが、町内の道路、水路、山林などへの不法投棄は後を断たず、町民アンケートでは「不法投棄やポイ捨て」に関する満足度が最も低くなっています。重要な地域資源である自然環境や生活環境を守り、不法投棄を防止するため、「不法投棄をさせない環境づくり」を推進します。

また、適正で安全な廃棄物処理ができるよう廃棄物処理施設の維持管理を行います。

① 不法投棄の防止	担当班
○ごみの不法投棄や不適切な処理に対しては、啓発活動を強化するとともに、各地区コミュニティ組織でのパトロールなど地域と協力して、不法投棄の防止に努めます。	環境政策班
○不法投棄の発生しやすい区域については、不法投棄防止の立て看板の設置や、県と協力して監視カメラの設置などを行い、不法投棄を防止します。	環境政策班
○家電4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)及びパソコンの廃棄については、適正処理に関する情報発信を行うとともに、不用品回収業者や不適正処理に関する周知を徹底します。	環境政策班

② 清掃センターの適正な維持管理	担当班
○清掃センターの適切なメンテナンスにより、適正で安全な処理ができるように維持管理及び運用に努めます。	環境政策班 玖珠九重行政事務組合

ごみステーション・カラスネット設置補助金

一般家庭から排出されるごみの飛散や、鳥獣によるごみ散乱を防止し、併せてごみ収集能率の向上を図る目的で、玖珠町ではごみステーション設置費用及びカラスネット設置費用の一部を補助します。

(ごみステーション設置等補助詳細)

対象となるもの	補助額
カラスネット	購入費の2分の1以内(最高限度額は2,000円)
収集箱(既製品)	購入費の4分の1以内(最高限度額は20,000円)
収集箱(業者制作)	購入費の4分の1以内(最高限度額は20,000円)
収集箱(自主制作)	購入費の2分の1以内(最高限度額は10,000円)

- ・上記補助金は、5戸以上の家庭が共同で設置する場合に限ります。
- ・購入・制作前に必ず補助の申請を行ってください。
- ・補助額は、令和5年度の金額を掲載しています。

各主体に期待する取り組み

■みんなの取り組み

- ✓ ごみの分別を行いごみの排出量の減量やリサイクル*の取り組みを行いましょう。
- ✓ 不法投棄の防止のため、看板の設置やパトロールを行うなど、地域ぐるみで取り組みましょう。

■町民の取り組み

- ✓ 生ごみの水きりや生ごみ処理容器などを活用して、生ごみの排出量減量に取り組みましょう。
- ✓ マイバグの持参を継続して、レジ袋の削減に取り組みましょう。
- ✓ 詰め替え商品の購入、使い捨て容器の使用自粛に努めましょう。
- ✓ 再生品・エコマーク商品等の環境保全型商品の購入を実践しましょう。
- ✓ 廃食用油の分別収集に協力しましょう。
- ✓ 必要なものを必要な分だけ買うなど食品ロス*削減に向けた取り組みを行いましょう。

■事業者の取り組み

- ✓ 簡易包装、容器やマイバグの持参を広めましょう。
- ✓ 詰め替え商品の販売、使い捨て容器の削減に努めましょう。
- ✓ 再生品・エコマーク商品等の環境保全型商品の販売を実践しましょう。
- ✓ 両面印刷や2UP印刷など用紙の削減に継続的に取り組みましょう。
- ✓ 廃プラスチックの資源化に取り組みましょう。
- ✓ フードドライブ*など食品ロス*削減に関する取り組みを行いましょう。

生ごみ処理容器設置補助金

生ごみの減量とリサイクルには「生ごみ処理容器」を使用することが有効です。

生ごみの減量が図れるだけでなく、生ごみを発酵させて肥料をつくり家庭菜園やガーデニングなどにも利用できます。玖珠町では、生ごみ処理容器購入費の一部補助を実施しています。

(生ごみ処理容器設置補助詳細)

補助対象となる容器	地上設置型	電力使用型
補助対象地域	玖珠町全域	玖珠町全域
補助対象個数	2基以内	1基
補助率	購入金額の2分の1以内 (消費税含む。)	購入金額の2分の1以内 (消費税含む。)
補助最高限度額	3,000円	30,000円

- ・購入前に必ず補助の申請を行ってください。
- ・補助額は、令和5年度の金額を掲載しています。

基本目標 Ⅲ 自然の恵み豊かな玖珠町を守り続けよう

多くの生き物がすむ自然環境を守り、育むまちをつくろう

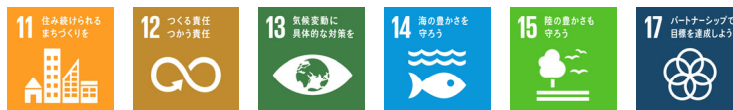
玖珠町の地域資源である自然景観・自然環境を守ることは、生物多様性*の保全につながるほか、農業など産業の保全、防災機能の向上、レクリエーションや温室効果ガス*吸収などあらゆる環境問題とつながっています。わたしたち人間の活動も含めて生態系*は形成されていることから、自然環境を守ることに加えて、自然環境に関わる人を増やしていくことも重要です。そのため、自然環境そのものの保全とともに、林業や農業の担い手育成に取り組むとともに、自然や生き物とふれあう場の創出を推進します。

また、公園などの身近な緑の保全とともに、生活に必要な水資源についても、自然の恵みであることを意識し、水循環についての意識啓発を行います。

■施策の方向性

(1)自然環境の保全と生物多様性の維持	(1)-1 山林・緑地・農地の保全 (1)-2 生き物とのふれあいの促進
(2)水と緑のネットワークの形成	(2)-1 身近な緑の保全・創出 (2)-2 良好な水環境の形成

■関連する SDGs のゴール



■環境指標

指標項目	現状値	目標値
農作物への鳥獣被害額	7,341千円 (2020年度)	7,152千円 (2030年度)
認定農業者、新規就農者、集落支援組織の経営面積	479ha (2020年度)	828ha (2030年度)

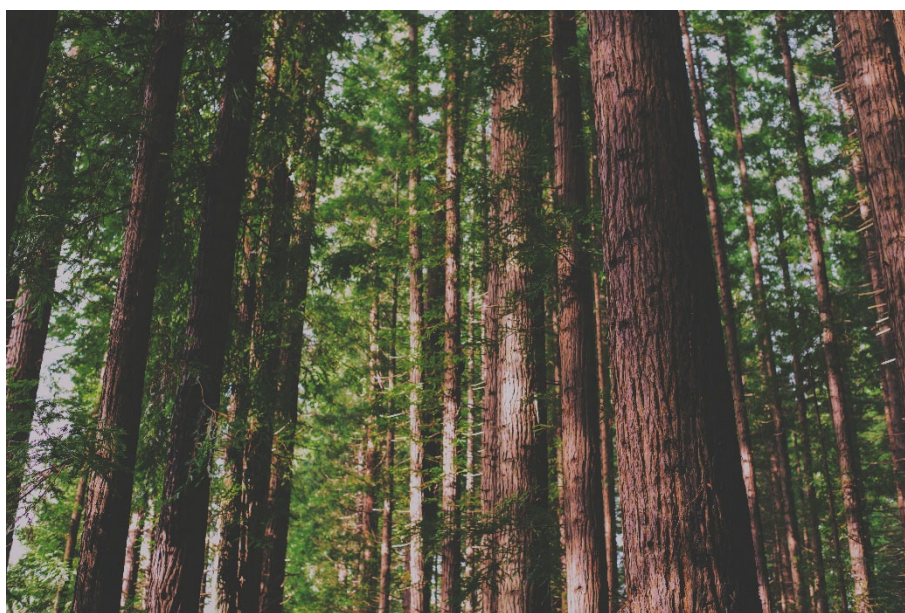
施策の基本方針(1) 自然環境の保全と生物多様性の維持

施策(1)-1 山林・緑地・農地の保全

主要な景観資源である山林・緑地・農地について、無秩序な開発が行われないよう保全の取り組みを進めるとともに、後継者や担い手の育成、農業継続のための取り組みを講じて、環境を包括的に保全します。

① 環境に配慮した土地利用の推進	担当班
○立地適正化計画*などの適切な運用によって、計画的な土地利用と保全を図ります。特に乱開発の抑制に努め、農業や林業が育んできた田園風景、山林の自然風景の保全を図っていきます。	企画・SDGs 推進班
○一定規模以上の開発が計画される場合は、法令遵守はもとより関係機関、地元住民への説明などを含め、開発者に対して適切な指導・誘導を行います。	企画・SDGs 推進班 環境政策班
○玖珠町環境保全条例に基づき、事前協議を行うなど計画的な土地利用を誘導して良好な環境を保全します。	環境政策班
○道路整備や施設整備においては、自然の景観をできるだけ壊さないような計画を立てるとともに、周辺の自然景観になじむよう、材質や色合いに配慮するなど環境と共生する公共工事の実施に努めます。	工務班 農林土木班
○林道などの林業生産基盤整備にあたっては、周辺の生態系*に配慮して、動植物の移動経路の分断や生息・生育域の消滅などを招かないように事前の調査を行って、計画および工事に反映します。	農林土木班
○自然環境の保全と共生を念頭に、土地利用計画に基づいて、適正な農地を確保するとともに、農業関連施設の整備を行います。	農林土木班 農政班
○改修が必要な老朽化したため池やその周辺には、貴重な動植物が生育している場合が多いため、改修・整備にあたっては、できるだけ現状の環境を維持するように配慮します。	農林土木班
○水路や農道などの農業生産基盤や出荷及び貯蔵施設の整備にあたっては、周辺環境に配慮して、適切な工法を採用するなど、農村の環境保全に努めます。	農林土木班 農政班

② 森林の保全整備	担当班
○「玖珠町森林整備計画書」に基づき、適切な保育・間伐の推進を行いながら、育成林施業などを計画的に実施します。	農林土木班
○保安林及び地域森林計画対象民有林の健全な山の管理と面積の維持に努めます。	農林土木班
○森林環境譲与税*の活用により、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発などの森林整備及び促進を図ります。	農林土木班
○土砂流出や土砂崩壊などのおそれがある森林や山地災害の防備を図る必要がある森林については、山地災害防止機能及び土壌保全機能の維持増進を図る森林としての整備・保全を推進します。	農林土木班
○若い作業班員や林業研究グループを中心に、大分県林業研修所や海外研修による知識の習得と技術力の向上を図り、地域リーダーなどを養成し、地域における森林保全の担い手を育成します。	農林土木班
○水源涵養林の保全・育成を推進し、町内の水源涵養保安林の拡大に努めます。	農林土木班
○学校をはじめとする公共施設において、積極的に地元産木材を使用し、温もりのある木材にふれる機会を増やします。	農林土木班 商工労政・企業誘致班



③ 農地の保全整備	担当班
○「中山間地域直接支払制度」や「農地・水保全管理支払交付金」を活用し、適切な農業生産活動を推進することで、農村景観・農村環境の整備に努め、農地の持つ多面的な機能を守ります。	農政班
○中山間地や山あいの里における自然環境と共生する暮らしや文化・農業を継承し、その特性や魅力を活かした保全活動や交流活動を推進し、農地の持つ多面的な機能を守ります。	農政班
○地域における多様な農業の担い手が相互に連携を深めて、有機的に機能する営農集団や集落営農、特定農業法人の育成など地域営農システムの確立を支援します。	農政班
○環境に配慮しながら農地の基盤整備を進めるとともに農地の保全を図ります。また、農業従事者の高齢化・担い手不足などによる耕作放棄地の拡大が懸念される中、集落営農活動の推進により、遊休農地を解消し土地の利用促進に取り組みます。	農政班 農林土木班
○農地の維持保全や有効利用、流動化を促進し、農地の集積や農地保有合理化事業の活用、農作業の受委託斡旋を図り、農地の耕作および利用率の向上に努めます。	農地農政班
○耕作放棄地や遊休農地に対して、啓発活動を行い、解消に向けて取り組みます。	農地農政班
○農業廃棄物の適正な処理、過度な構造物の設置の自粛など、農村の景観を阻害することがないよう啓発します。	農政班 農地農政班
○農業後継者については実践研修の充実を図るとともに、認定農業者の認定を進め、女性や新規就農者がいきいきと活躍できるような環境の整備に努めます。	農政班
○「玖珠町鳥獣被害防止計画」に基づき、農作物に被害を及ぼす野生鳥獣について、関係機関・関係団体との連携のもと被害発生原因や推定個体数の調査などに基づく適切な個体数管理に努めます。	農林土木班
○電気柵や鉄線柵をはじめとする農作物に被害を及ぼす野生鳥獣の侵入防止策の推進とともに、捕獲従事者の育成など捕獲体制の強化に努めます。	農林土木班

④ 環境にやさしい農業の展開	担当班
○家畜排泄物など有機資源を良質堆肥化し、耕種部門との連携を図り有効利用する資源循環システムを確立します。	畜産班 農政班
○家畜飼料については、事業系生ごみや食品加工残さ、稲わらなど玖珠町内で発生するバイオマス*資源の利用を進めるとともに、耕種農家と畜産農家の連携による循環型農業に向けた意識啓発に取り組みます。	農政班 畜産班
○減農薬や適正防除により、環境負荷の少ない農業を推進します。また、土づくりでは玖珠町有機センターからの良質な堆肥の利用や、家畜排泄物の適正処理を進め、堆肥の還元による循環型農業を推進します。	農政班 畜産班
○水田農業では、畜産農家と連携した堆肥を利用した土づくり、減農薬などの環境保全型農業を推進して、安心・安全・おいしい玖珠米の生産の推進を図ります。	農政班
○農業試験場や農業研究機関、玖珠美山高校などと連携し、新しい農業の的確な情報収集に取り組み、環境に配慮した農業の新技術の導入と技術者の確保に努めます。	農政班
○県や JA などと連携し、農薬の使用量や使用回数、使用時期などに関する啓発・普及・指導を行います。	農政班



施策(1)-2 生き物とのふれあいの促進

外来生物の増加は町内でも確認されており、固有種の減少などが懸念されています。町民や関連団体などと協働して外来生物を適切に防除するなど、生物多様性*の保全を図る必要があります。また、豊かな自然環境を活かして、町内外の人々が生き物とふれあう場の創出を推進します。

① 生物多様性の保全と周知	担当班
○生き物の多様性や生態系*の中での必要性を啓発するとともに、スズメバチや毒ヘビなど危険生物に関する注意喚起を行い、安全対策の徹底を図ります。	環境政策班
○地域の固有の生態系*を保全するため、生息・生育範囲が広がっている外来生物は「入れない」、「捨てない」、「拡げない」の外来生物被害予防三原則を守ることを、町民・事業者や観光客に対して啓発します。また、貴重な野生生物、植物の移植防止の呼びかけや見つけた時の対策などを啓発します。	環境政策班
② 生き物がすむ川づくり	担当班
○生物生息空間(ビオトープ*)に配慮し、河川改修が必要な場合は土羽や空石積みなど多孔質な空間づくり、瀬と淵があるような多様な流れの確保、生きものに配慮した工事期間の設定を検討し、ホタルや小魚など生きものが生育できる川辺の環境をつくります。	農林土木班 工務班
○河川改修工事後は可能な限り自然環境を復元し、生態系*へのダメージをできるだけ減らすようにします。また、国や県が行う改修工事の際には自然環境に配慮した整備をするよう、関係機関に働きかけます。	農林土木班 工務班
○川に生き物がすむことができ、自然の浄化能力を守り育てるために必要な流量(維持水量)を確保することに努めるとともに、農業用水の確保にあたっては、維持流量を考慮した上で取水し、効率的に使用するように努めます。	農林土木班 管理班 工務班
③ 生き物とふれあう場の創出	担当班
○自然のなかで気軽に訪れて楽しむことのできるようなレクリエーションの場を創出します。	観光振興班
○子どもたちが川で遊び、多様な水辺の生物を観察し学習することができる機会を創ります。	社会教育班
○都市住民の心の豊かさを求めた、自然志向の高まりなどを受けて、玖珠町の持つ魅力を活かした農村と都市との交流を促進します。各地区の特色を活かして、地域が主体となってくすの田舎生活を楽しんでもらえるようなグリーンツーリズム*について検討し、体制を整備します。	地域力推進班 農政班

施策の基本方針(2) 水と緑のネットワークの形成

施策(2)-1 身近な緑の保全・創出

町総合運動公園などの都市公園は多くの方が利用していることから、公園緑地の充実や整備と合わせて、緑の創出やレクリエーションの場の健全な管理がなされるよう、取り組みを進めます。

① 市街地の緑の形成	担当班
○環境と共生する計画的な市街地形成により、市街地における緑地、オープンスペース、公園などの憩いの空間を確保し、周囲の山地、田園環境と調和した町なみ環境の形成を図ります。	企画・SDGs 推進班
○町民だれでも安心して遊べる場、くつろぎと憩いの場、レクリエーションの場としての公園・緑地の整備を図るとともに、町民との協働管理を推進します。	企画・SDGs 推進班
○身近にある大木・古木のリストまたはマップなどを作成し、これらの保全に努めます。	社会教育班

施策(2)-2 良好な水環境の形成

水も限りある資源です。今後も安全・安心な水資源を供給し続けるための取り組みを進めるとともに、貴重な水資源を有効に活用するため、節水意識の啓発を行います。

また、水源となる山林を保全し、健全な水循環の維持を図ります。

① 安全で安定した水の供給	担当班
○水源の水質を保ち、これまでどおり緩速ろ過方式*など、エネルギーをあまり必要としない上水道の供給形態を維持します。	水道班
○老朽管の改善により、漏水を防止し、水を有効に配水します。	水道班

② 節水の普及啓発	担当班
○ダムの開発などの抑制のため、水使用と環境保全との関わりについて啓発し、水を大切に使う意識の向上を図ります。	水道班

③ 水源・水源涵養林の保全	担当班
○水源となる山林を健全に育成し、きれいで豊かな川や湧水を保全する町にします。	管財班
○「千年の森」「エネオスの森」など流域交流の充実、人手の確保と維持管理技術の継承に努めるとともに、将来も山林が健全に維持される仕組みづくりに努めます。	地域力推進班 管財班

各主体に期待する取り組み

■みんなの取り組み

- ✓ 農業や林業が育ててきた田園風景、山林の自然風景を守りましょう。
- ✓ 山林所有者は、適切な保全と維持管理に努めましょう。
- ✓ 自然環境保全活動(植林など)に参加しましょう。
- ✓ 水辺の生き物保全のために、石積みや植物など古くからある環境を大切にするとともに、外来種の放流などはしないようにしましょう。
- ✓ 湧水・清水の保全のために、水源地の環境保全・美化に努めましょう。

■町民の取り組み

- ✓ 自然にふれ親しみ、生き物に対する理解を深めて自然環境を大切にしましょう。

■事業者の取り組み

- ✓ 農地荒廃の防止に取り組み、遊休農地の有効活用等農地の保全を図りましょう。
- ✓ 開発を行う際には、周辺環境に配慮した計画にすることに心掛けましょう。
- ✓ 農業生産者は、農薬の適正な使用に心がけましょう。

玖珠町でみられる外来種

出典:環境省



アライグマ

ペットとして飼われていたものが逃げ出して、自然界で増えています。農作物を食べたり、家屋へ侵入したりする被害が出ています。



オオキンケイギク

コスモスに似た花が5~7月頃に咲きます。繁殖力が強いいため、一度定着すると他の植物が生えなくなるほど大群落を形成します。



アカミミガメ

通称ミドリガメ。ペットとして飼われていたものが逃げ出して、自然界で増えています。日本中に分布し、在来のカメや餌となる魚や昆虫、植物への影響が出ています。



オオクチバス

通称ブラックバス。食欲が旺盛なため、もともとすんでいる在来種を食べつくしてしまう被害がでています。

外来種被害予防三原則

入れない

悪影響を及ぼすおそれのある外来種を入れない

捨てない

飼っている外来種を捨てない(逃がさない・放さない)

拡げない

既にいる外来種を他の地域に拡げない(増やさない)

基本目標 Ⅳ 住みよい玖珠町をつくろう

きれいな環境が保たれた、安全・安心で快適に暮らせるまちをつくろう

家庭や工場・事業場における水質汚濁や大気汚染、騒音振動などに関する法令などが遵守されるとともに、適切な対応を実施し、町民が安全で安心して健康に暮らせるよう、環境負荷の少ない住みよいまちづくりを進めます。

また、玖珠町では歴史や伝統文化、文化財なども地域の資源ととらえています。これらの歴史・風土を保全し、今後更に活用していきます。

■施策の方向性

(1)安全・快適な生活環境の形成	(1)-1 生活排水の水質改善 (1)-2 公害防止対策の推進 (1)-3 快適なまちづくりの推進
(2)玖珠の歴史と風土の活用	(2)-1 歴史や文化財の保全と活用

■関連する SDGs のゴール



■環境指標

指標項目	現状値	目標値
生活排水処理率(合併処理浄化槽)	55.67% (2020年度)	97.4% (2030年度)
空き家バンク登録件数	8件 (2020年度)	25件 (2030年度)

施策の基本方針(1) 安全・快適な生活環境の形成

施策(1)-1 生活排水の水質改善

これまでの取り組みにより、生活排水処理率*は向上しています。更なる向上のため、合併処理浄化槽の普及と適正な維持管理に取り組みます。

① 合併処理浄化槽の普及と適正な維持管理の徹底	担当班
○「生活排水処理施設整備構想」に基づき、合併処理浄化槽の設置を推進し、生活排水処理率*を令和 17(2035)年度に100%にすることを目指します。設置補助などを継続し、生活排水処理対策を推進します。	環境政策班
○合併処理浄化槽は、適正な維持管理を行うことで最大限の水質改善機能を発揮することができます。町民・事業者に対して法定検査・保守点検・清掃などの適正な維持管理を徹底させるよう努めます。	環境政策班

② 生活排水汚濁負荷低減のための啓発・普及	担当班
○広報や出前講座などで、各家庭からの生活排水が環境に与える影響を軽減する取り組みを紹介し、その実践と定着を促します。	環境政策班

浄化槽設置整備事業補助金

玖珠町では、住宅への合併処理浄化槽の設置を推進しています。

合併処理浄化槽の設置に対して、下記のとおり事業費の一部を補助しています。

(浄化槽設置整備事業補助詳細)

区分	補助金額
新築の場合 5人槽	166,000円
新築の場合 7人槽	207,000円
新築の場合10人槽	274,000円
単独槽、汲み取りからの転換の場合 5人槽	532,000円
単独槽、汲み取りからの転換の場合 7人槽	614,000円
単独槽、汲み取りからの転換の場合10人槽	748,000円
単独処理浄化槽の撤去	120,000円
汲み取り便槽の撤去	90,000円
単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換による宅内配管費	300,000円
汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換による宅内配管費	300,000円

- ・予算の範囲内での補助となります。事前に予算の有無をご確認ください。
- ・事業を実施する前に、必ず補助の申請を行ってください。
- ・補助額は、令和5年度の金額を掲載しています。

施策(1)-2 公害防止対策の推進

環境悪化を未然に防止し、生活環境を保全するためには、水質検査などにより環境の実態把握に努めます。

また、町民や工場、事業所などに、環境保全の啓発を行います。

① 発生源対策の推進	担当班
○各種法令や玖珠町環境保全条例に基づき、工場・事業場などに規制基準の周知や適切な指導を行います。	環境政策班
○ごみ焼きなどの屋外燃焼行為を防止するため、広報紙やホームページによる啓発を行い、発見した際は直ちにやめるように指導します。	環境政策班

② 監視体制の充実	担当班
○町内の水質環境を把握するため、県が玖珠川で行っている水質調査の地点数を必要に応じて増やしてもらうよう要請するなど、科学的な調査体制の充実を検討します。	環境政策班
○町民参加の水質調査を継続し、意識啓発を行うとともに、生物学的な調査を行います。	環境政策班

施策(1)-3 快適なまちづくりの推進

玖珠町には雄大な自然景観とともに、市街地にも文化財や観光施設などの地域資源があります。これらを魅力ある資源にするとともに、様々な世代の町民が快適に過ごすことができるまちづくりを進めます。

① 魅力ある景観の創出	担当班
○地域の環境特性に合った景観形成を進めるため、景観計画の策定を検討します。	企画・SDGs 推進班
○森地区に残る町屋や武家屋敷、旧豊後森機関区扇形機関庫・転車台跡などの有形文化財は、所有者と共同で修景保存を図るなど、無秩序な開発を抑制します。	社会教育班 企画・SDGs 推進班
○町民や来訪者に対し、公共施設や史跡、文化財、観光施設などの紹介と施設への効率的な誘導を図るため、景観に合ったサインボードの設置を進めます。	社会教育班 観光振興班

② 空き家・空き地の有効活用	担当班
○空き家・空き地の荒廃、放置を防ぎ、良好な地域環境を維持するため、空き家・空き地の情報収集に努め、空き家バンクなどの活用を周知します。	地域力推進班

③ 地域猫の取り組み	担当班
○飼い主のいない猫の繁殖の抑制及び地域住民の生活環境の悪化を防止するため、県が実施している「おおいたさくら猫プロジェクト*」に取り組むために必要な要綱などの整備を行います。	環境政策班

④ 環境に配慮した市街地の整備	担当班
○新たな宅地需要については、既存用途地域内の有効活用によって対処するものとし、用途区域を変更する場合は、環境と共生する計画的な市街地形成に努めます。また、市街地における緑地、オープンスペース、公園などの憩いの空間を確保します。このような市街地の整備のもと、周囲の山地、田園環境と調和した町なみ環境の形成を図ります。	企画・SDGs 推進班
○「道の駅」については、駐車場、トイレなどをはじめとする便益施設の維持管理を適正に行うことで来訪者が快適に利用できる環境の維持に努めます。	地域力推進班
○憩いの場やスポーツレクリエーションの場、住民交流の場として利用できるよう自治公民館やコミュニティ広場を確保します。	地域力推進班
○花の香や滝の音など、季節を感じる香り・音、静かな場所やせせらぎの音が心地よい水辺、鳥のさえずりや新緑が美しい森など、心やすらぐ玖珠町の環境に誇りを持ち、これらの環境の保全に努めます。	環境政策班
○玖珠町は、環境省が主催する「星空の街・あおぞらの街」全国協議会に加入しており、星空観察に適した環境の保全を継続します。	環境政策班



慈恩の滝

万年山から流れる山浦川の最も下流にあり、大蛇伝説や龍神伝説が残っています。

上滝 20メートルと下滝 10メートルの二段落ととしており、漂う冷気と豪快な水しぶきは迫力があります。体感温度はマイナス 5 度であり、暑い時期には沢山の観光客でにぎわいます。

平成 28 年には、道の駅「慈恩の滝くす」がオープンしました。

施策の基本方針(2) 玖珠の歴史と風土の活用

施策(2)-1 歴史や文化財の保全と活用

郷土の歴史に対する理解を深めるとともに、ふるさと玖珠町への愛着と誇りを持つ心の育成につなげるため、文化財の保全とともに、多くの町民が歴史や文化財に触れる機会を創出します。

① 歴史資料の活用	担当班
○歴史資料の展示・保存のため、歴史民俗資料館の建設を検討します。	社会教育班
② 名勝地の保全	担当班
○メサ・ビュートと呼ばれる山頂が平らな山々は、玖珠町の象徴的な景観であることから、景観・動植物なども含めた総合的な環境保全に努めます。	社会教育班 観光振興班
○国指定名勝の耶馬溪や旧久留島氏庭園、台風による倒木で突如姿を現した東奥山七福神(7つの巨石)など、玖珠町ならではの景勝地の保全に努めます。	社会教育班 観光振興班
③ 伝統文化の保存・育成	担当班
○古くから伝わる「楽」「神楽」などの無形文化財、民族芸能を復活・継承させるために、後継者や指導者の発掘・教育と町民の文化財保護意識の向上に努めます。	社会教育班
④ 文化財の発掘・整理・保存・活用	担当班
○これまで発掘された貴重な埋蔵文化財についてはさらに調査を進め、発掘された歴史的遺産を展示公開することで、郷土の歴史を明らかにします。	社会教育班
○全国的にも珍しい穴太積の石垣が現存している角牟礼城跡は、今後一層の保全・保存に取り組みます。そして旧久留島氏庭園が国の名勝となったことから、角埋山麓を含め一体となった保全整備を行います。	社会教育班
○旧豊後森機関区扇型機関庫・転車台跡は、平成24(2012)年に国の登録有形文化財に登録されました。全国で数少ない扇形機関庫は、童話の里にふさわしく、今後、文化財としてのさらなる活用を検討します。	社会教育班

各主体に期待する取り組み

■みんなの取り組み

- ✓ 合併処理浄化槽*を設置して、適正な維持管理を定期的に行いましょう。
- ✓ 農業活動や伝統行事以外の屋外での野焼き行為は禁止されていますのでやめましょう。
- ✓ 空き家・空き地の所有者は、定期的な維持管理に努めましょう。
- ✓ 環境に配慮した計画的な土地利用を進めましょう。

■町民の取り組み

- ✓ ペットのふん尿は、飼い主が責任を持って始末しましょう。
- ✓ 玖珠町文化財や歴史にふれ、親しみ・町への愛着心を高めましょう。

■事業者の取り組み

- ✓ 工場、事業所などで各種法令の基準値以上の騒音、振動、悪臭などを発生しないようにしましょう。
- ✓ 歴史ある環境を活かした歴史的まちなみ景観づくりに協力しましょう。
- ✓ 事業活動の際にも、地域の歴史や伝統、生活文化に配慮しましょう。



下園妙見様湧水

大分県で唯一「平成の名水百選」に選ばれている湧水です。そばに妙見社が祀られています。

基本目標 V みんなでふるさと学習をしよう

玖珠について知り、毎日の生活の中から環境保全に取り組む町民になろう

玖珠町の環境を守り、将来の世代に引き継ぐためには、町民一人ひとりの取り組みが重要です。そこで、「環境問題」「環境学習」などと大げさに構えず、地域の問題、ふるさとの問題として環境問題を捉え、環境学習を「ふるさと学習」と呼んで、町の誰もが参加できるものとします。

町民に環境への関心を持ってもらい、現状を理解してもらうこと、すでに問題を理解している人には実際の行動につなげてもらうこと、そして行動する人を一人でも多く増やすことを目指します。

■施策の方向性

(1)ふるさと学習の推進と環境活動の実践	(1)-1 ふるさと学習の推進 (1)-2 多様な主体の協働 (1)-3 玖珠町 ECO ライフセンターの活用
(2)環境情報の整備	(2)-1 正しい環境情報の収集と提供

■関連する SDGs のゴール



■環境指標

指標項目	現状値	目標値
ごみの減量やリサイクルの推進についての啓発活動	2回 (2020年度)	4回 (2030年度)
玖珠町の公式アプリ登録者数	300人 (2020年度)	8,500人 (2030年度)

施策の基本方針(1) ふるさと学習の推進と環境活動の実践

施策(1)-1 ふるさと学習の推進

子どもから高齢者まで生涯にわたってふるさと学習の機会を提供できるよう、様々な分野からふるさと学習の情報提供を行います。

① 童話の里づくりの継承・発展	担当班
○久留島翁の精神を継承し、「子どもと夢を」をテーマに「学び・体験」できる場として、子どもの夢をふくらませ児童文化を花開かせる童話祭を目指します。	社会教育班 わらべの館
○わらべの館を中心に「童心」の空間づくりを進めるとともに、児童図書の実践により、児童文化の高揚に努めます。	わらべの館
○毎年『久留島武彦記念館 館報』を発行し、郷土の歴史・文化の研究・発掘、保護、活用に取り組み、久留島武彦記念館の利用促進を図ります。	久留島武彦記念館
○町内産品や農村の生活文化などの情報発信基地の拠点として、「道の駅」を積極的に活用します。	地域力推進班 農政班

② ふるさとを知る	担当班
○町の地域環境に加えて、これまで培われてきた生活習慣などの文化性を高めて、個性豊かなまちづくりを進めます。	観光振興班 社会教育班 わらべの館
○町内に多数分布する湧水や水源地に関する情報の共有や周辺の清掃活動などの水源地保全活動を行います。	環境政策班

③ 地産地消の推進	担当班
○本町の農業の振興と輸送にかかわる環境負荷の低減、地域への愛着の向上などに資するため、地産地消の拡大に努めます。	給食センター
○「安全でおいしい学校給食」として、玖珠町産の米、野菜などを学校給食に使い、地域の食文化・日本の食文化を子どもたちに伝えます。	給食センター 農政班 畜産班
○町内産品の情報発信基地として、道の駅をはじめとする農産物直売所の内容を充実させ、生産者の顔が見える地域特産品のアピールを図ります。	農政班 地域力推進班
○町民・事業者に対して、玖珠町産の農畜産物を利用するよう普及・啓発に努めるとともに、玖珠町産の食材を用いた郷土料理の開発や料理コンテストを旅館・民間事業者、その他コミュニティなどの各団体と協力して企画するなど、食文化の継承・育成も兼ねた取り組みを呼びかけます。	農政班
○環境に優しい農業を積極的に推進し、安心、安全でおいしい玖珠町で生産された農畜産物のブランド化及び普及推進を図ります。	農政班 畜産班

施策(1)-2 多様な主体の協働

町内の環境をより良いものにするためには、行政と連携した環境活動への取り組みを継続することが重要です。また、今後は、地域の公園を行政と町民で協働管理するなど、様々な主体が連携する環境活動も推進していきます。

玖珠町の文化として、語りべによる読み聞かせを継続するとともに、次世代の語りべを育成します。

① 環境活動への参加	担当班
○みんなで町や地域の清掃活動を行うクリーンキャンペーンを実施し、環境美化に努めます。	環境政策班 農林土木班
○筑後川水系で1年に1回一斉清掃を実施できるよう、国及び流域市町村と協力・連携を呼びかけます。	環境政策班
○子どもたちや都市住民に対する森林教育や森林に係るボランティアの活動を充実させ、次世代の林業後継者の育成と発掘につなげます。	農林土木班
○森林組合などと連携し、森林ボランティアの育成や植林・保育活動を進めます。	農林土木班
○町民だれでも安心して遊べる場、くつろぎと憩いの場、レクリエーションの場としての公園・緑地の整備を図るとともに、町民との協働管理を推進します。	企画・SDGs 推進班

② 地域の「語りべ」の育成	担当班
○乳幼児に対する「読み聞かせ会」などを開催するとともに、「語りべサークル」に対する支援や発表の場を設け、語りべの育成を行います。	わらべの館
○「久留島武彦顕彰全国語りべ大会」を開催することにより、久留島武彦精神を広めるとともに、次世代の語りべの育成を行います。	社会教育班



久留島武彦記念館

「日本のアンデルセン」と呼ばれた久留島武彦は、明治・昭和・大正の三代にわたって、人が人として共に生きていく上で、必要な教える楽しいお話にのせて、子どもたちに語り聞かせた教育者です。記念館ではその足跡をたどることができます。

施策(1)-3 玖珠町 ECO ライフセンターの活用

玖珠町では、町民との協働による自然環境の保全やごみの減量化への取り組みを強化するとともに、資源リサイクル*を推進するために、平成 25(2013)年 4 月に「玖珠町 ECO ライフセンター」を設置しました。玖珠町 ECO ライフセンターを体験学習の場として活用し、新しい生活様式*を踏まえた参加方式への変更など、より多くの町民が参加できるようなイベントの実施方法を検討します。

① 廃食用油のリサイクルの推進	担当班
○家庭や事業所、給食センターなどから発生する廃食用油の分別収集を行い、リサイクル*石鹼やキャンドル、バイオディーゼル燃料(BDF)*の製造を行い、リサイクル*を推進します。	環境政策班
② 環境学習の場としての活用	担当班
○ごみの減量化に向けた啓発活動を充実させるとともに、リサイクル*教室やフリーマーケットなど、一般住民や各種団体に向けた学習などの機会を提供し、施設の活用を図ります。	環境政策班
○玖珠町 ECO ライフ推進協議会による日常生活において身近に取り組める地球温暖化*対策の活動を推進します。	環境政策班
③ 環境保全活動体験の機会の創出と提供	担当班
○廃食用油を利用したリサイクル*石鹼・キャンドルづくりやバイオディーゼル燃料(BDF)*製造など、資源再利用の取り組みを体験・学習できるよう努めます。	環境政策班

施策の基本方針(2) 環境情報の整備

施策(2)-1 正しい環境情報の収集と提供

町民や事業者に必要な環境情報を正しく発信するため、関係機関と連携し、環境情報の収集と提供を行います。また、毎年度環境レポートをもとに、各項目の環境指標を公表します。

広報やホームページ、玖珠町アプリなどを活用し、町の情報を町外、県外へ積極的に発信します。

① 公害防止などに関する啓発・情報公開	担当班
○PM _{2.5} *をはじめとする大気汚染物質など周辺環境に影響を及ぼす恐れのある情報について、情報発信や注意喚起などを行います。	環境政策班
○新たな環境問題などが発生した場合には、積極的に情報収集を行い、ホームページなどで情報発信や注意喚起などを行います。	環境政策班

② 町の情報の積極的な発信	担当班
○地域や人との交流による「ふるさとネットワーク」の形成を図りながら、UJI ターンに関する人材のデータベース化の検討を行います。また、町外、県外への情報発信ツールとして「広報くす」や「ホームページ」、「玖珠町アプリ(りんくす)」、その他 SNS などによる情報発信を積極的に行っていきます。	地域力推進班 広報・デジタル化推進班 農政班

玖珠町アプリ(りんくす)の登録方法



【インストール用QRコード】

”デジタル化による新しいまちづくり”として、令和3年4月1日から「玖珠町アプリ」がスタートしました。

アプリを活用し、町の情報を簡単に知ることができ、町内の出来事や新たな取り組みなどを、動画などを使って分かりやすく発信してします。

1 プロフィールを登録する

インストールが完了したら、マイページを開き以下の項目を入力しましょう。

- ・ニックネーム
- ・性別
- ・職業
- ・居住地
- ・家族構成
- ・世帯人数

2 Push通知項目選択

マイページの下部では通知の設定ができます。興味のある項目を選択(複数選択可)しておくと、皆様の生活に合わせた便利な情報がアプリより届くようになります。

3 個人情報登録

マイページの個人情報ページを開き、以下の項目を入力しましょう。

- ・お名前(姓・名)
- ・生年月日
- ・郵便番号
- ・住所1, 2

※プロフィールや個人情報を登録しておくと、緊急時に迅速かつ適切なサポートが可能になります。

各主体に期待する取り組み

■みんなの取り組み

- ✓ 日本童話祭など童話の里づくりに参加・協力しましょう。
- ✓ 玖珠町の特産品や伝統工芸品、生活文化などを道の駅などの直売所を活用して、モノや情報を発信しましょう。
- ✓ 河川にごみなどを捨てないようにするとともに、清掃美化活動に参加・協力しましょう。
- ✓ 地域の清掃活動に積極的に参加・協力しましょう。
- ✓ 環境学習に積極的に取り組みましょう。
- ✓ ホームページ・SNS などや情報誌等を作成して、玖珠町の魅力の発掘と発信、交流を進めましょう。

■町民の取り組み

- ✓ 町内で生産された農産物を購入し、地産地消を進めましょう。
- ✓ 子どもたちの感性を育てるために、語りべによる物語を積極的に聞かせましょう。
- ✓ 洗剤や石けんは、適量使用を心がけるとともに、できるだけメルヘンしゃぼん工場の石けんを使用して、町内でのリサイクル*の環を広げましょう。

■事業者の取り組み

- ✓ 安全・安心な農産物を生産し、地元直販所に出荷するなど地産地消を進めましょう。



日本童話祭
毎年5月5日こどもの日に、玖珠川河川敷と三島公園の2箇所で開催されています。



旧久留島氏庭園

(国指定名勝 平成 24 年 1 月 24 日指定)

江戸時代の森藩久留島氏陣屋跡の西側にある丘陵(末広山)を利用してつくられた庭園で、末広山東傾斜面と裾部を利用した御殿に面する「藩主御殿庭園」と末広山の南端に建てられた栖鳳楼の周囲につくられた「栖鳳楼庭園」、末広山西側の清水御門前の堀の一部を庭園化した「清水御門御茶屋庭園」の 3 つから成る。

(玖珠町ホームページより)

4. 玖珠町地球温暖化対策実行計画 (区域施策編) 及び地域気候変動適応計画

4. 玖珠町地球温暖化対策実行計画（区域施策編） 及び地域気候変動適応計画

(1) 計画策定の背景

ア 計画の目的

国では、令和 2(2020)年 10 月に「2050 年カーボンニュートラル*」を宣言するとともに、令和 3(2021)年には、パリ協定の目標や「2050 年カーボンニュートラル*宣言」をふまえて、「地球温暖化対策の推進に関する法律*(以下「温対法」)」を改正し、地球温暖化対策計画*を閣議決定しました。また、令和 3(2021)年に「気候変動適応計画*」を閣議決定し、気候変動*の影響による被害を防止・軽減するために、各主体の基本的役割や、あらゆる関連施策に気候変動*適応を組み込むことなど、7 つの基本戦略を示すとともに、分野ごとの適応に関する取組を網羅的に示しています。

本計画では、2050 年カーボンニュートラル*を目指して、温対法第 21 条第 4 項に基づく「玖珠町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」及び気候変動適応法*第 12 条に基づく「地域気候変動適応計画」を策定します。また、地球温暖化*対策には、温室効果ガス*排出量を削減する「緩和策」と、気候変化に対して自然生態系*や社会・経済システムを調整することにより気候変動*の悪影響を軽減する「適応策」が欠かせないことから、町民・事業者・行政の各主体が担う取組を明確にしなが、緩和策と適応策を講じます。

緩和とは？

原因を少なく

2つの気候変動対策

緩和策の例

- 節電・省エネ
- エコカーの普及
- 再生可能エネルギーの活用
- 森林を増やす
- 温室効果ガスを減らす

適応とは？

影響に備える

適応策の例

- 感染症予防のため虫刺されに注意
- 熱中症予防
- 災害に備える
- 水利用の工夫
- 高温でも育つ農作物の品種開発や栽培

気候変動による人間社会や自然への影響を回避するためには、温室効果ガスの排出を削減し、気候変動を極力抑制すること（緩和）が重要です。

緩和を最大限実施しても避けられない気候変動の影響に対しては、その被害を軽減し、よりよい生活ができるようにしていくこと（適応）が重要です。

出典：気候変動適応情報プラットフォーム

■緩和と適応

イ 計画の対象とする温室効果ガス

玖珠町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)で対象とする温室効果ガス*は、国の「地球温暖化対策計画*」で対象とされている温室効果ガス*のうち、本町の町民の暮らしや事業活動に最も密接に関連する二酸化炭素(CO₂)を対象とします。

■対象とする温室効果ガス及び主な排出源・用途

温室効果ガス		人為的な発生源
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー 起源	電気の使用や暖房用灯油、自動車用ガソリンなどの使用により排出されます。
	非エネルギー 起源	廃プラスチック類の焼却などにより排出されます。

ウ 計画の期間と目標年度

玖珠町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)及び地域気候変動適応計画は、国の「地球温暖化対策計画*」の目標年度を踏まえ、計画期間を令和 5(2023)年度から令和 12(2030)年度までの 8 年間とし、令和 12(2030)年度を中期目標年度、令和 32(2050)年度を長期目標年度とします。

エ 計画の基準年度

国の「地球温暖化対策計画*」の基準年度を踏まえ、平成 25(2013)年度とします。

オ 計画の対象範囲

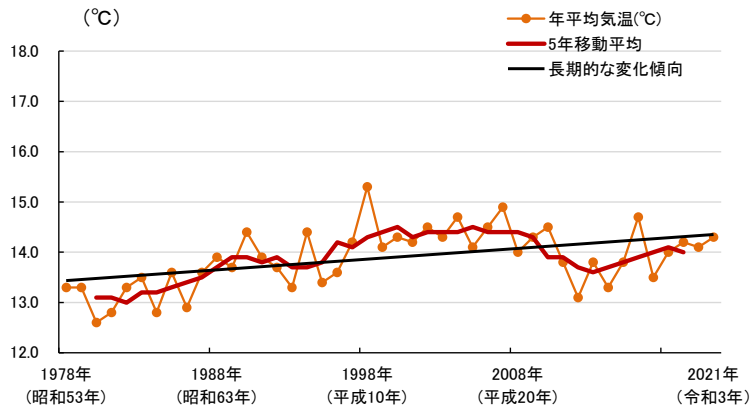
玖珠町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)及び地域気候変動適応計画の対象とする範囲は、玖珠町全域とします。

カ 玖珠町における気候変動の現状及び将来予測

① 玖珠町の気候変動の現状

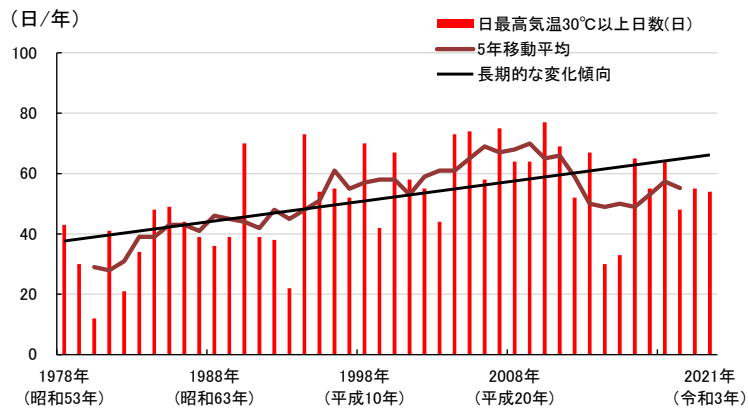
地球温暖化*の影響は本町でも確認されています。

町内の気象観測所における観測結果をみると、年平均気温と真夏日(最高気温 30℃以上)の年間日数は増加傾向にあります。一方、冬日(最低気温が 0℃未満)の年間日数はわずかに減少傾向にあります。



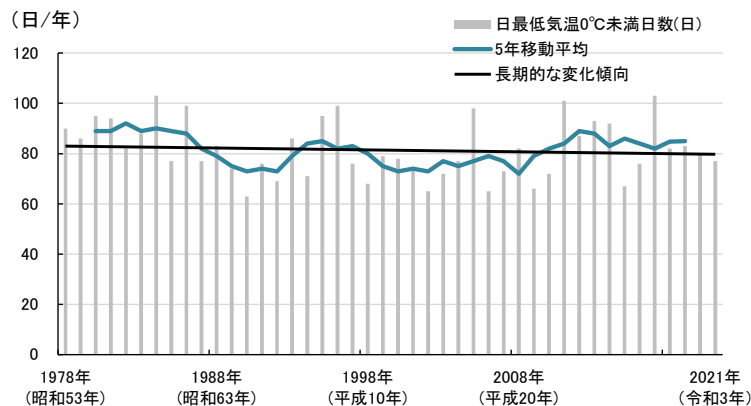
出典：玖珠気象データ（気象庁）

■年平均気温の経年変化



出典：玖珠気象データ（気象庁）

■真夏日の経年変化



出典：玖珠気象データ（気象庁）

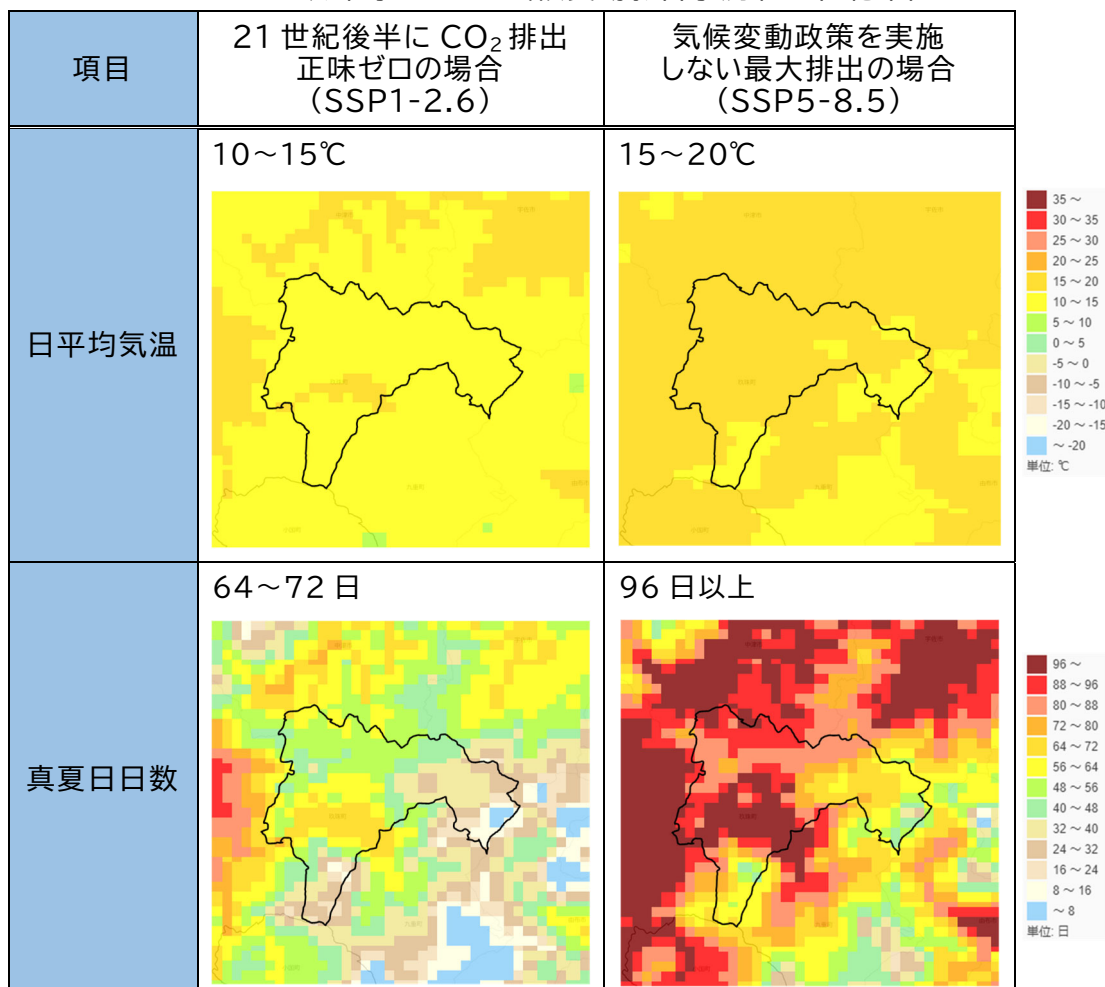
■冬日の経年変化

② 玖珠町の気候変動の将来予測

21 世紀末における本町の日平均気温は、21 世紀後半に CO₂ 排出正味ゼロを達成できる厳しい温暖化対策を実施した場合 (SSP^{*}1-2.6) は、10～15℃、化石燃料依存のまま気候政策を導入しない最大排出量の場合 (SSP5-8.5) は、15～20℃になると予想されています。

また、真夏日日数は、SSP1-2.6 の場合、64～72 日、SSP5-8.5 の場合は、96 日以上に増加すると予想されています。

■ 玖珠町における気候変動影響予測 (21 世紀末)



備考) データセット: NIES2020 データ、気候モデル: MIROC6、対象期間: 2090 年 (2080～2100 年)
出典: 「気候変動適応情報プラットフォームポータルサイト」より加工して作成
(<https://a-plat.nies.go.jp/webgis/oita/index.html>)

※IPCC の第 6 次評価報告書では、SSP シナリオ(共有社会経済経路シナリオ)と放射強制力を組み合わせたシナリオから 5 つのシナリオが主に使用されています。

SSP1-1.9: 持続可能な発展の下で気温上昇を 1.5℃以下におさえるシナリオ

SSP1-2.6: 持続可能な発展の下で気温上昇を 2℃未満におさえるシナリオ

SSP2-4.5: 中道的な発展の下で気候政策を導入するシナリオ

SSP3-7.0: 地域対立的な発展の下で気候政策を導入するシナリオ

SSP5-8.5: 化石燃料依存型の発展の下で気候政策を導入しない最大排出量シナリオ

③ 分野別の気候変動影響の現状と将来予測

本町において影響が大きいと考えられる項目について、国の「気候変動影響評価報告書」などをもとに、既に生じている影響と将来予測される影響について整理しました。

■農業・林業分野

項目		現在の状況	将来予測される影響
農業	水稲	<ul style="list-style-type: none"> 品質の低下(白未熟粒の発生、一等米比率の低下等) 収量の減少 	<ul style="list-style-type: none"> 一等米比率の減少 CO₂濃度上昇及び気温上昇により施肥効果の低下 降雨パターンの変化による整粒率の低下
	野菜等	<ul style="list-style-type: none"> 収穫期の早まり、生育障害の発生頻度の増加等 果菜類の着果不良や生育不良等 花きの高温による開花の前進・遅延や生育不良 	<ul style="list-style-type: none"> 果菜類の果実の大きさや収量への影響 計画的な出荷の難航
	畜産	<ul style="list-style-type: none"> 成育や肉質の低下 産卵率や卵重の低下 乳用牛の乳量・乳成分の低下 家畜の死亡・廃用頭羽数被害 	<ul style="list-style-type: none"> 肥育去勢豚、肉用鶏の成長への影響の増大 乳用牛の生産性の低下
	病虫害・雑草等	<ul style="list-style-type: none"> 害虫などの分布域拡大 	<ul style="list-style-type: none"> 害虫被害の増大、病害の増加 雑草の定着可能域拡大
	農業生産基盤	<ul style="list-style-type: none"> 農業生産基盤に影響を及ぼしうる降水量の増加 田植え時期や用水時期の変更、水資源利用方法への影響 ため池における用水不足 	<ul style="list-style-type: none"> 農業水利施設の取水への影響 洪水による農地被害リスクの増加
林業	木材生産(人工林等)	<ul style="list-style-type: none"> スギの衰退現象 病虫害被害の地域の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> スギ人工林の脆弱性の増加、炭素蓄積量、炭素吸収量の低下 スギ、ヒノキ人工林における風害の増加

■水環境・水資源分野

項目		現在の状況	将来予測される影響
水環境	河川	<ul style="list-style-type: none"> 水温上昇に伴う水質変化 	<ul style="list-style-type: none"> 浮遊砂量の増加、土砂生産量の増加 溶存酸素量の低下、藻類の増加による異臭味の増加等
水資源	水供給(地表水)	<ul style="list-style-type: none"> 渇水による給水制限の実施 渇水による維持用水への影響 	<ul style="list-style-type: none"> 渇水の深刻化 維持用水及び取水への影響
	水需要	<ul style="list-style-type: none"> 農業分野での高温障害対策による水使用量の増加 	<ul style="list-style-type: none"> 農業用水の需要増加

■自然生態系分野

項目		現在の状況	将来予測される影響
陸域生態系*	自然林・二次林	・落葉広葉樹から常緑広葉樹への置換	・暖温帯林の構成種の分布適域の拡大
	里地・里山生態系*	・モウソウチク・マダケの分布拡大	・モウソウチクとマダケの分布域の拡大 ・アカシデ、イヌシデなどの二次林種の分布適域の縮小
	人工林	・水ストレスの増大によるスギ林の衰退	・スギ人工林の脆弱性の増加 ・スギ人工林の一次生産量の減少
	野生鳥獣被害	・ニホンジカやイノシシの分布域拡大 ・ニホンジカの分布域拡大に伴う植生への食害、剥皮被害等の影響	・ニホンジカの生息適地の増加
淡水生態系*	河川	・魚類の繁殖時期の早期化・長期化	・ヤマメ等冷水魚が生息可能な河川の減少 ・大規模な洪水の頻度増加による濁度成分の河床環境への影響、魚類、底生動物、付着藻類等への影響 ・水温上昇、溶存酸素減少に伴う河川生物への影響
その他	生物季節*	・植物の開花、動物の初鳴きの早期化	・ソメイヨシノの開花日の早期化 ・落葉広葉樹の着葉期の長期化 ・紅葉開始日の変化や色づきの悪化 ・生物種間のさまざまな相互作用への影響
	分布・個体群の変動	・昆虫や鳥類などにおいて、分布の北限や越冬地等の高緯度化 ・一部の昆虫種の分布域拡大	・種の移動、局地的な消滅 ・種の絶滅を招く可能性 ・侵略的外来生物の進入・定着確率の増加

■自然災害分野

項目		現在の状況	将来予測される影響
河川	洪水	・大雨発生頻度の増加 ・洪水発生地点の増加 ・洪水氾濫と内水氾濫の同時発生	・洪水を起こしうる大雨の増加 ・洪水ピーク流量及び氾濫発生確率の増加割合の増加 ・洪水による被害の増大
	内水	・内水被害の頻発化	・内水被害をもたらす大雨の増加 ・内水浸水範囲の拡大及び浸水深の増加 ・浸水時間の長期化 ・農地等への浸水被害
山地	土石流・地すべり等	・特徴的な降雨による土砂災害の形態の変化	・集中的な崩壊、がけ崩れ、土石流等の頻発、山地や斜面周辺地域の社会生活への影響 ・土砂・洪水氾濫の発生頻度の増加 ・深層崩壊等の大規模現象の増加による直接的、間接的影響の長期化 ・森林域での流木被害の増加
その他	強風等	・急速に発達する低気圧は1個当たりの強度が増加傾向	・強い竜巻頻度の増加 ・強風や強い熱帯低気圧の増加 ・中山間地域における風倒木災害の増大

■健康分野

項目		現在の状況	将来予測される影響
暑熱	死亡リスク等	・気温の上昇による超過死亡の増加	・熱ストレス超過死亡数の増加
	熱中症等	・熱中症搬送人員の増加 ・熱中症死者数の増加	・熱中症発生率の増加 ・屋外労働時間への影響
感染症	節足動物媒介感染症	・デング熱を媒介する蚊の生息域の拡大 ・デング熱の発生リスク ・ダニ等媒介感染症の増加や発生地域の拡大	・疾患の発生リスクの増加
	その他の感染症	該当なし	・感染症類の季節性の変化や発生リスクの変化

■産業・経済活動分野

項目		現在の状況	将来予測される影響
エネルギー	エネルギー需給	・猛暑により事前の想定を上回る電力需要 ・強い台風等によるエネルギー供給の停止	・冷房負荷の増加
商業		・急激な気温変化や大雨の増加等により季節商品の需給予測難化	・飲料の需要の増加 ・魚介類・肉類の需要減少
金融・保険		・損害保険の支払額の著しい増加 ・長期火災保険の保険期間の短縮	・自然災害とそれに伴う保険損害が増加し、保険金支払額の増加、再保険料の増加
観光業	レジャー	・自然災害による旅行者への影響	・夏季の観光快適度の低下 ・自然環境の悪化による観光客数減少
	自然資源を利用したレジャー		
建設業		・暑中コンクリート工事の適用期間の長期化 ・建設現場における熱中症災害の発生率の増加	・夏季における建築物の空調熱負荷の増加

■町民生活・都市生活分野

項目		現在の状況	将来予測される影響
都市インフラ・ライフライン等	水道、交通等	・大雨、台風、渇水等による各種インフラ・ライフラインへの影響 ・交通網の寸断や孤立集落の発生、電気・水道のライフラインの寸断 ・発電施設の稼働停止や浄水場施設の冠水、廃棄物処理施設の浸水等の被害 ・取水制限や断水の発生、高波による道路の交通障害等	・電気、水供給サービスのようなインフラ網や重要なサービスの機能停止 ・水質管理への影響 ・極端な降雨による交通・通信インフラへの影響
文化・歴史など	生物季節*、伝統行事、地場産業等	・サクラ等の動植物の生物季節*の変化 ・生物季節*の変化による地元の祭り行事への影響	・サクラを観光資源とする地域への影響
その他	暑熱による生活への影響等	・降水量の短期的な増加 ・熱ストレスの増大 ・熱中症リスクの増大、睡眠阻害	・暑さ指数の上昇 ・都市生活への影響 ・熱ストレス増加による経済損失の発生

④ 玖珠町の気候変動影響評価

地球温暖化*に伴う気候変動*の影響は、自然環境あるいは社会生活など、幅広い分野にわたると考えられます。

国の「気候変動適応計画*」では、「農業・林業」、「水環境・水資源」、「自然生態系*」、「自然災害」、「健康」、「産業・経済活動」、「町民生活・都市生活」の7つの分野について、既存文献や気候変動*及びその影響予測結果を活用して、「重大性」、「緊急性」、「確信度」の観点から気候変動*による影響を評価しています。

適応策の範囲は、「重大性」、「緊急性」、「確信度」の大きさや本町の地域特性を踏まえ、7つの分野について適応策を講じていくこととします。

選定基準①: 国の「気候変動適応計画*」(環境省)において、「重大性」、「緊急性」、「確信度」が特に大きい、あるいは高いと評価されており、本町に存在する項目

選定基準②: 本町において、気候変動*によると考えられる影響がすでに生じている、あるいは本町の地域特性を踏まえて重要と考えられる分野・項目

日本で既に生じている気候変動の影響

○健康面への影響

熱中症による死亡者数は増加傾向にあり、記録的猛暑となった2010(平成22)年には過去最多の死亡者数となりました。

○農作物への影響

露地野菜における収穫期の早期化、生育障害の発生頻度の増加、施設野菜における着果不良や裂果・着色不良、病害等が生じています。

玖珠町においても、今後このような影響が見られるようになる可能性があります。

◆農作物への影響



(左) 裂果したトマト
(中) 着色不良のトマト
(右) 炭そ病のイチゴ

出典：気候変動の観測・予測及び影響評価統合レポート2018～日本の気候変動とその影響～

■気候変動における影響評価

分野	大項目	小項目		国の評価		
				重大性 (RCP2.6/8.5)	緊急性	確信度
農業・林業	農業	水稲		●	●	●
		野菜等		◆	●	▲
		畜産		●	●	▲
		病害虫・雑草等		●	●	●
		農業生産基盤		●	●	●
	林業	木材生産(人工林等)		●	●	▲
水環境・水資源	水環境	河川		◆	▲	■
	水資源	水供給(地表水)		●	●	●
		水需要		◆	▲	▲
自然生態系*	陸域生態系*	自然林・二次林		●	●	●
		里地・里山生態系*		◆	●	■
		人工林		●	●	▲
		野生鳥獣被害		●	●	■
	淡水生態系*	河川		●	▲	■
	その他	生物季節*		◆	●	●
		分布・個体群の変動		●	●	●
自然災害	河川	洪水		●	●	●
		内水		●	●	●
	山地	土石流・地すべり等		●	●	●
	その他	強風等		●	●	▲
健康	暑熱	死亡リスク等		●	●	●
		熱中症等		●	●	●
	感染症	節足動物媒介感染症		●	●	▲
産業・経済活動	エネルギー	エネルギー需給		◆	■	▲
	観光業	レジャー		◆	▲	●
		自然資源を活用したレジャー等		●	▲	●
町民生活・都市生活	都市インフラ、ライフライン等	水道、交通等		●	●	●
		文化・歴史など	生物季節*、伝統行事・地場産業等	生物季節*	◆	●
				地場産業	—	●
	その他	暑熱による生活への影響等		●	●	●

※凡例は以下の通りです。

【重大性】●：特に重大な影響が認められる、◆：影響が認められる、—：現状では評価できない

【緊急性】●：高い、▲：中程度、■：低い、—：現状では評価できない

【確信度】●：高い、▲：中程度、■：低い、—：現状では評価できない

(2) 温室効果ガス排出量の現状

ア 玖珠町の温室効果ガス排出状況

本町の温室効果ガス*排出量は、令和元(2019)年度において 132.5 千 t-CO₂ であり、基準年度である平成 25(2013)年度と比較して 13.8%減少しました。経年変化をみると、平成 28(2016)年度まで横ばい傾向であり、平成 29(2017)年度以降減少傾向にあります。

令和元(2019)年度の部門別内訳は、産業部門が 42.0%と一番割合が大きく、次いで運輸部門が 28.0%、業務その他部門が 16.5%、家庭部門が 12.5%となっています。

■ 玖珠町域における部門別温室効果ガス排出量の推移

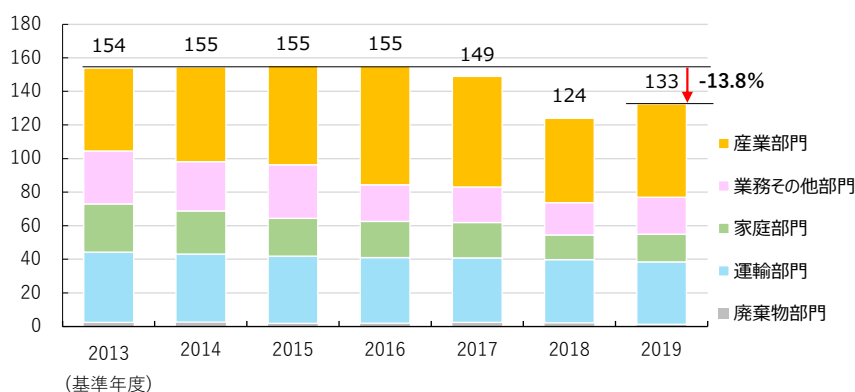
単位:千 t-CO₂

部門・分野		2013年度 (基準年度)	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	基準年度比増減率
二酸化炭素	産業部門	49.3	56.5	59.0	70.7	65.9	50.3	55.6	+12.8%
	業務その他部門	31.6	29.3	31.9	21.8	21.1	19.2	21.9	-30.7%
	家庭部門	28.6	25.7	22.5	21.6	21.1	14.7	16.5	-42.1%
	運輸部門	42.0	40.5	40.1	39.0	38.5	37.6	37.1	-11.6%
	廃棄物部門	2.3	2.6	1.8	2.0	2.4	2.2	1.3	-43.8%
合計		153.8	154.6	155.4	155.1	149.0	124.0	132.5	
基準年度比増減量			+0.8	+1.6	+1.3	-4.9	-29.9	-21.3	
基準年度比増減率			+0.5%	+1.0%	+0.8%	-3.2%	-19.4%	-13.8%	

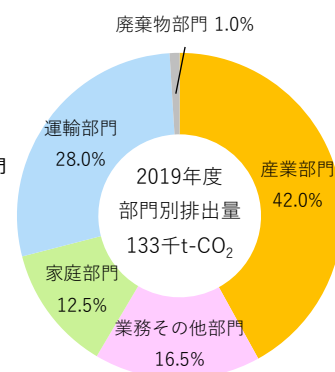
※端数処理により合計値と一致しない場合があります。

出典:地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト 部門別 CO₂ 排出量の現況推計(環境省)

(千t-CO₂)



■ 温室効果ガス排出量の推移(部門別)



■ 2019(令和元)年度 温室効果ガス排出量の部門別内訳

(3) 温室効果ガス排出量の削減目標

ア 温室効果ガス排出量の将来推計

本町の将来的に見込まれる温室効果ガス*の排出状況を考慮するために、今後、追加的な対策を見込まないまま推移した場合(現状趨勢(BAU)ケース*)の温室効果ガス*排出量を推計しました。

令和 12(2030)年度における温室効果ガス*排出量は 130.9 千 t-CO₂となり、基準年度である平成 25(2013)年度と比較して 14.9%の削減が見込まれます。

■温室効果ガス排出量の将来推計(現状趨勢(BAU)ケース)

単位:千 t-CO₂

ガス種・部門		2013 年度 (基準年度)	2019 年度 (現状年度)	2030 年度 (目標年度)	
				BAU ケース	
二酸化炭素	産業部門	農林業	7.7	9.5	9.5
		建設業	1.4	1.8	1.8
		製造業	40.2	44.4	47.4
		小計	49.3	55.6	58.7
	業務その他部門	31.6	21.9	21.9	
	家庭部門	28.6	16.5	14.6	
	運輸部門	自動車(旅客)	18.5	15.8	13.9
		自動車(貨物)	22.2	20.4	19.8
		鉄道	1.3	0.9	0.8
		小計	42.0	37.1	34.5
	廃棄物部門	2.3	1.3	1.2	
合計		(A) 153.8	132.5	130.9	
増減量(基準年度比)		—	-21.3	② -23.0	
増減率(基準年度比)		—	-13.8%	-14.9%	

※端数処理により合計値と一致しない場合があります。

出典:地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト 部門別 CO₂ 排出量の現況推計(環境省)を基に
玖珠町住民課算定

イ 温室効果ガス排出量の削減見込み

① 国などと連携して進める対策による削減見込量

国の地球温暖化対策計画*では、地方公共団体や事業者などと連携して進める各種対策について削減見込量の推計を行っています。国の推計に基づいて算定した結果、本町における令和 2(2020)年度以降の温室効果ガス*排出量について 10.4 千t-CO₂の削減が見込まれます。

■国などと連携して進める対策による削減見込量

単位:千 t-CO₂

部門・分野	対策	削減見込量
産業部門	省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進	0.7
	業種間連携省エネルギーの取組推進	
	燃料転換の推進	
	FEMS*を利用した徹底的なエネルギー管理の実施	
業務その他部門	建築物の省エネルギー化	2.7
	高効率な省エネルギー機器の普及	
	トップランナー制度*等による機器の省エネルギー性能向上	
	BEMS*の活用、省エネルギー診断等を通じた徹底的なエネルギー管理の実施	
	脱炭素型ライフスタイルへの転換(クールビズ*の実施、ウォームビズ*の実施)	
	廃棄物処理における取組(プラスチック製容器包装の分別収集・リサイクル*の推進、食品ロス*対策)	
家庭部門	住宅の省エネ化	1.8
	高効率な省エネルギー機器の普及	
	トップランナー制度*等による機器の省エネ性能向上	
	HEMS*・スマートメーター*・スマートホームデバイス*の導入や省エネルギー情報提供を通じた徹底的なエネルギー管理の実施	
	脱炭素型ライフスタイルへの転換(クールビズ*の実施、ウォームビズ*の実施、うちエコ診断*)	
運輸部門	次世代自動車*の普及、燃費改善	4.5
	公共交通機関及び自転車の利用促進	
	鉄道分野の脱炭素化	
	脱炭素型ライフスタイルへの転換(エコドライブ*、カーシェアリング*)	
廃棄物分野	廃棄物焼却量の削減	0.7
合計		⑥ 10.4

※端数処理により合計値と一致しない場合があります。

出典:地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト 部門別 CO₂ 排出量の現況推計(環境省)を基に
 玖珠町住民課算定

② 電気の二酸化炭素排出係数の低減による削減見込量

国の「地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠」において、令和12(2030)年度の国全体の電気の二酸化炭素排出係数*は 0.25kg-CO₂/kWh とされており、本町で使用される電気の二酸化炭素排出係数*も同様の0.25kg-CO₂/kWhに低減した場合、令和12(2030)年度において6.2千t-CO₂の削減が見込まれます。

■電気の二酸化炭素排出係数の低減による削減見込量

単位:千t-CO₂

部 門	電力比率	温室効果ガス排出量			削減見込量	
		現状趨勢 ケース	電力起源	係数低減後		
産業 部門	農林水産業	7.7%	9.5	0.7	0.6	0.2
	建設業・鉱業	36.6%	1.8	0.6	0.5	0.1
	製造業	10.1%	47.4	4.8	3.7	1.0
業務その他部門		53.7%	21.9	11.8	9.2	2.5
家庭部門		71.3%	14.6	10.4	8.1	2.2
運輸部門(鉄道)		25.5%	0.8	0.2	0.2	0.0
合計		—	96.0	28.5	22.3	㉓ -6.2

※端数処理により合計値と一致しない場合があります。

出典:地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト 部門別CO₂排出量の現況推計(環境省)を基に
玖珠町住民課算定

③ 再生可能エネルギー発電設備の導入による削減見込量

現状のFIT*導入量と同様の推移で町内の住宅及び建築物へ再生可能エネルギー*の導入が進んだ場合、12.8千t-CO₂の削減が見込まれます。

■再生可能エネルギーの導入による削減見込量

単位:千t-CO₂

再生可能エネルギー種別	削減見込量
太陽光発電(10kW未満)	2.2
太陽光発電(10kW以上)	10.6
合計	㉔ 12.8

出典:自治体排出量カルテを基に玖珠町住民課算定

ウ 温室効果ガス排出量の削減目標

本町における温室効果ガス*排出量の削減目標は、前項の温室効果ガス*排出量の将来推計の結果に基づき、平成 25(2013)年度比 46%以上削減とします。この目標値は、国が掲げる目標と同等の目標となっています。なお、削減効果の推計では森林吸収量*を含めて 51.2%の削減が見込まれており、46%以上の削減が達成される見込みです。

また、長期目標として、令和 32(2050)年度までに脱炭素社会*の実現を目指します。

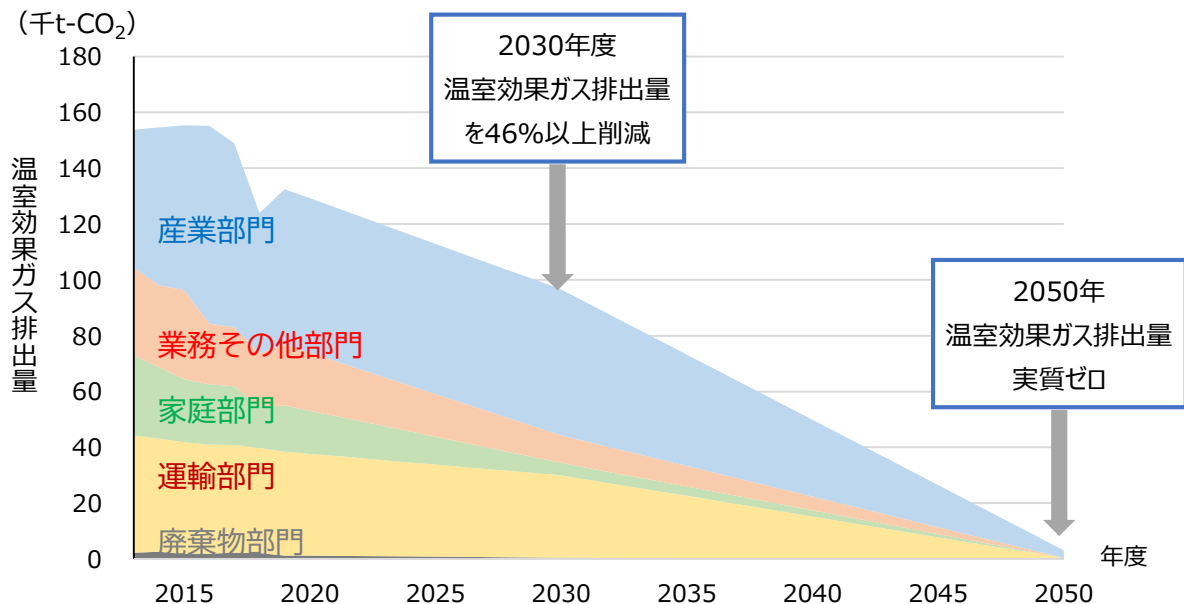
温室効果ガス排出量の削減目標

<短期目標>

令和 12(2030)年度までに町域からの温室効果ガス排出量を平成 25(2013)年度比で **46%以上の削減** を目指します。

<長期目標>

令和 32(2050)年度までに **脱炭素社会*の実現** を目指します。

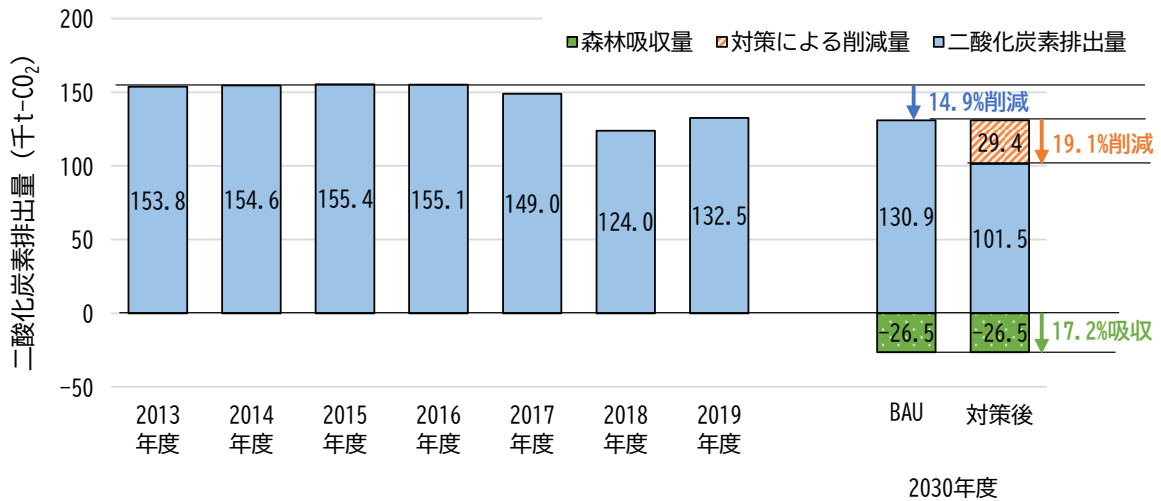


■ 温室効果ガス排出量の削減目標

■ 温室効果ガス排出量の将来推計結果

年度	項目	温室効果ガス (千 t-CO ₂)	削減率
2013年度 (基準年度)	排出量実績 …(A)	153.8	—
2030年度 (目標年度)	削減見込量		
	現状趨勢(BAU)ケース …①	23.0	14.9%
	追加対策		
	国などと連携して進める対策 …②	10.4	6.8%
	電気のCO ₂ 排出係数の低減 …③	6.2	4.0%
	再生可能エネルギー発電設備の導入 …④	12.8	8.3%
	小計 …⑤=②+③+④	29.4	19.1%
	合計 …(B)=①+⑤	52.4	34.0%
排出量推計 …(C)=(A)-(B)	101.5	—	
森林吸収量推計 …(D)	26.5	17.2%	
排出量推計(森林吸収量を考慮) …(C)-(D)	74.9	51.2%	

※端数処理により合計値と一致しない場合があります。



■ 温室効果ガス排出量の将来推計

(4) 緩和策及び適応策の展開

温室効果ガス*の排出を削減するための緩和策及び地球温暖化*の影響による被害を回避・軽減するための適応策を展開します。なお、緩和策及び適応策は、「玖珠町第3次環境基本計画」の施策の基本目標Ⅰの主要施策にあたります。

進行管理指標の目標年度は、本計画の中期目標及び「玖珠町第6次総合計画」と整合を図り、原則として令和12(2030)年度としています。

施策 1 緩和策(温室効果ガスの排出を削減するための対策)の展開

■関連する SDGs のゴール



■進行管理指標

総合指標	現状値	目標値
町域の温室効果ガス排出量	133千t-CO ₂ (2019年度)	96.6千t-CO ₂ (2030年度)
緩和策に関する普及啓発回数	0回/年 (2020年度)	3回/年 (2030年度)
コミュニティバスの利用者数	18,666人 (2020年度)	21,000人 (2030年度)
町の事務事業から排出される 温室効果ガス排出量	1,326,450kg-CO ₂ (2020年度)	1,213,426kg-CO ₂ (2025年度)*
ごみの総排出量	4,847t/年 (2020年度)	4,403t/年 (2030年度)

※ 町の事務事業から排出される温室効果ガス*排出量の目標値は、「第3次玖珠町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」から設定しているため、目標年度が令和7(2025)年度となっている。

1-① 省エネルギー行動の普及促進

環境基本計画 取り組み(1)-1-①

エネルギー消費に起因する温室効果ガス*排出量を低減するためには、まずエネルギー使用量を減らすことが肝要です。省エネルギー行動には、町民・事業者が日常の生活・事業活動ですぐに取り組めるものから、省エネルギー機器の導入や省エネルギー建築など長期的な視点を持って進めるものまで幅広くあり、これらの取り組みを複合的に推進していきます。

■取り組み

- 家庭における省エネ対策を効果的に推進するため、県などと連携し環境省の推進する「うちエコ診断*」の普及啓発や情報提供などを行います。
- ホームページなどにより、省エネ住宅や省エネ建築物に関する情報を提供します。
- 省エネ住宅や省エネ建築物の建築促進、建物の省エネ化に関する高効率設備や資材、国や県の補助制度についての建設業者との情報共有を行います。
- 省エネ、創エネに加え、蓄エネについて、環境的・経済的メリットを含め、考え方や技術的情報を分かりやすく町民に提供します。

1-② 移動の省エネルギー化の推進

環境基本計画 取り組み(1)-1-②

温室効果ガス*排出量の削減のために、次世代自動車*やエコドライブ*の普及など自動車からの排出量を減らすとともに、公共交通や自転車など環境負荷の少ない移動手段への転換を普及・促進します。

■取り組み

- 町民・事業者に対して次世代自動車*の税制優遇などの情報を提供します。
- 次世代自動車*の普及促進を目的として、公共施設への充電スタンドの設置を検討するなど、次世代自動車*の利用環境の整備を推進します。
- アイドリングストップ、急発進・急加速を行わないなどの環境負荷を低減するエコドライブ*の普及に努めます。
- 「玖珠町地域公共交通計画」に基づき、地域公共交通のあり方などを含めて、町内全体の公共交通体系を随時見直していきます。
- 歩道の段差解消や自転車が快適に通行できる空間整備、街路灯などの交通安全施設の整備を推進し、歩行者及び自転車の利用しやすさ・安全性の向上を図ります。
- 電動アシスト自転車など環境負荷の少ない環境共生型の観光を検討します。

1-③ 町の率先行動の推進

環境基本計画 取り組み I-(1)-1-③

町が率先して省エネルギー行動や公共施設への省エネルギー設備の導入などを行うことで、町民・事業者への取り組みの拡大を目指します。

■取り組み

- 公共施設の新築、改築に際しては、省エネルギー建築を推進します。
- 公共施設及び道路照明灯、防犯灯のLED化を推進します。
- 公用車の更新の際には、温室効果ガス*排出量の少ない次世代自動車*の導入を検討します。
- 町民や事業者に対してもグリーン購入*を広く普及啓発し、促進します。
- 第3次玖珠町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に基づき、町の事務事業から発生する温室効果ガス*を削減します。

1-④ 再生可能エネルギーの導入促進

環境基本計画 取り組み I-(1)-2-①

太陽光発電などの再生可能エネルギー*及び蓄電池*の導入について、情報提供を行います。また、化石燃料由来のエネルギーからより二酸化炭素排出量の少ないエネルギーへの転換を普及・促進します。

■取り組み

- 太陽光発電システムなどの設置に対する各種補助制度に関する情報提供を行います。
- 太陽光発電の普及促進に向けて、PPA 事業*について情報提供を行います。
- 再生可能エネルギー*で発電した電力を効率的に活用できるよう蓄電池*の導入などについての情報提供を行います。
- 農業分野における再生可能エネルギー*の導入などの情報収集を進めます。

1-⑤ 再生可能エネルギーの利活用促進

環境基本計画 取り組み I-(1)-2-②

令和32(2050)年における温室効果ガス*排出量実質ゼロに向けて、再生可能エネルギー*由来の電力や地域で発電した電力の利活用について、普及啓発を行います。

■取り組み

- 再生可能エネルギー*由来の電力や、より温室効果ガス*排出量の少ない電力の利用を推進します。
- 地域で発電した電力などについて、情報提供を行います。
- 広域連携によるエネルギー融通の仕組みについて、情報収集を行います。

1-⑥ 資源循環の促進

環境基本計画 取り組みⅡ-(1)

ごみを減量化することは、ごみの焼却処理による温室効果ガス*の削減につながります。
食品ロス*をはじめとして、ごみの減量化を推進するとともに、4R の取り組みを推進します。

■取り組み

- 食品ロス*対策について、周知・啓発します。
- 生ごみ減量化のため、コンポストや電気式生ごみ処理機の設置補助を継続します。
- 廃食油回収を継続し、バイオディーゼル燃料(BDF)*製造などリサイクル*を推進します。
- 各種法律に基づき、プラスチックの分別収集を検討します。

1-⑦ 吸収源の保全

環境基本計画 取り組みⅢ-(1)-1-②

令和 32(2050)年における温室効果ガス*排出量実質ゼロの実現には、森林などによる二酸化炭素の吸収が欠かせません。また、森林は、吸収した炭素を長期的に貯蔵し、それを資材に利用したり、化石燃料の代替としてエネルギー利用したりすることで、二酸化炭素の排出削減につながります。

森林吸収源の保全のため、森林の適正な整備・管理及び担い手確保や木材利用を推進します。

■取り組み

- 二酸化炭素の吸収源である山林の適正な管理を推進します。
- 林業の担い手の確保・人材育成など、地域における森林保全の担い手を育成します。
- 学校をはじめとする公共施設における地元産木材の利用など木材に触れる機会を増やします。



各主体に期待する取り組み

■みんなの取り組み

- ✓ 再生可能エネルギー*の利用・導入(太陽光発電、蓄電池*、エコキュートなど)を検討しましょう。
- ✓ 自動車を使用する際は、エコドライブ*を実践しましょう。

■町民の取り組み

- ✓ うちエコ診断*を受診し、家庭のライフスタイルに合わせた省エネ対策を実践しましょう。
- ✓ 省エネ機器・設備の導入や断熱改修などの住宅の省エネ化に努めましょう。
- ✓ HEMS*やスマートメーター*を活用したエネルギー管理の実施に努めましょう。
- ✓ 自動車の買い替えの際には、次世代自動車*(ハイブリッド車*、電気自動車*)への更新を検討しましょう。
- ✓ 徒歩や自転車、公共交通機関の利用を心掛け、自家用車の使用を控えましょう。
- ✓ 環境負荷の少ない製品の購入に努めましょう。
- ✓ ごみの削減に努めましょう。
- ✓ 食べ残しや消費期限切れなどによる廃棄、過剰除去による本来食べられる部分の廃棄をなくすなど、食品ロス*の削減に努めましょう。
- ✓ 住宅新築の際などに県産材の利用を検討しましょう。
- ✓ 地球温暖化*に関心を持ち、日頃から環境負荷の少ない行動を実践するとともに、周囲への普及啓発に努めましょう。

■事業者の取り組み

- ✓ 省エネ建築物の建築や省エネ機器・設備の導入などの建物の省エネ化に努めましょう。
- ✓ BEMS*などの活用や省エネ診断によるエネルギー管理を実施しましょう。
- ✓ 社用車の更新の際には、次世代自動車*(ハイブリッド車*、電気自動車*)への更新を検討しましょう。
- ✓ 自転車や公共交通機関の利用促進、自動車運送の効率化により自動車の利用を控えましょう。
- ✓ 環境負荷の少ない製品の製造や使用を推進しましょう。
- ✓ 廃棄物の削減及び適正処理に努めましょう。
- ✓ 食品ロス*の削減のための取り組みを推進しましょう。
- ✓ 事務所新築の際などに県産材による内装の木質化などを検討しましょう。
- ✓ 地球温暖化*に関する情報収集を行い、日頃から環境負荷の少ない事業活動を実践するとともに、周囲への普及啓発に努めましょう。

施策 2 適応策(地球温暖化の影響による被害を回避・軽減するための対策)の展開

■関連する SDGs のゴール



■進行管理指標

総合指標	現状値	目標値
適応策に関する普及啓発回数	0 回/年 (2020 年度)	3 回/年 (2030 年度)
防災士資格取得者数	248 人 (2020 年度)	450 人 (2030 年度)

2-① 農業分野

環境基本計画 取り組み I-(2)-1

農業では、品質の低下や生育不良などの影響が予測されており、農業における気候変動*の影響について最新の知見を把握し、生産者への適切な情報提供に努めます。

■取り組み

- 関係機関と協力して、高温耐性品種への転換や高温などの影響を回避・軽減する農作物栽培管理技術の普及を図ります。
- 関係機関と協力して、畜舎への暑熱対策などの普及を図ります。
- 干ばつや大雨などによる被害を防ぐため、関係機関と協力して水管理や排水対策を進めます。

2-② 水環境・水資源分野

環境基本計画 取り組み I-(2)-1

気候変動*による水環境・水資源への影響を把握するために、水質調査などを継続するとともに、河川に係る最新の知見を把握し、将来的リスクについて情報収集を行っていきます。

■取り組み

- 関係機関とともに、公共用水域及び地下水のモニタリング調査を継続します。
- 一般家庭や事業者に対する水の適正な利用の普及啓発を推進するとともに、渇水時の節水を啓発します。

2-③ 自然生態系分野

環境基本計画 取り組み I-(2)-1

気候変動*による野生生物への影響が懸念されているほか、外来生物の侵入や野生鳥獣の生息域拡大などが想定されます。気候変動*による生物多様性*への影響について情報収集及び普及啓発を行います。

■取り組み

- 気候変動*による生態系*への影響について、情報収集を行います。
- 県や関係機関、関係団体と連携を図り、特定外来生物*の生息生育状況などの情報収集を行うとともに、町民への周知啓発及び駆除作業の実施など適切な対策を行います。

2-④ 自然災害分野

環境基本計画 取り組み I-(2)-1

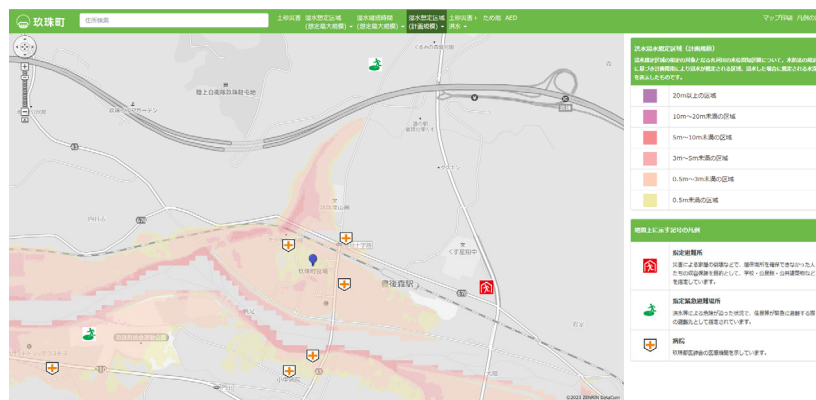
気候変動*により豪雨や台風の大型化が想定され、河川の氾濫する可能性が高まると予測されています。防災・減災情報の普及啓発を図るとともに、関係機関との連携を図り、災害に備えていきます。

■取り組み

- 玖珠町防災マップ、玖珠町土砂災害ハザードマップ、玖珠町洪水ハザードマップなどを活用し、災害危険区域や避難場所の周知を図ります。
- 関係機関と連携し、災害時に地域で支え合う環境を整備します。
- 災害時に活動できる人材の発掘、リーダーの育成など、地域防災力の向上に努めます。
- 防災無線やおおいた防災アプリなどにより、災害発生時の情報提供を行います。

玖珠町防災マップ

玖珠町では、防災マップの改訂版を作成しました。WEB版としてパソコンやタブレット等でも閲覧することが可能です。普段からの災害の備えにご活用ください。



https://www.town.kusu.oita.jp/soshiki/kichi_bosaitaisakuka/1/1/4/2561.html

2-⑤ 健康分野

環境基本計画 取り組み I-(2)-1

気温上昇による熱中症搬送者増加や蚊などを媒介とする感染症リスクの拡大が危惧されています。町民に対して注意喚起を行うとともに、感染症対策に取り組んでいきます。

■取り組み

- 熱中症被害を防止するため、予防法と対処法についての情報提供や啓発を行います。
- 公共施設などに「熱中症一時休憩所」を設置します。
- 災害時に消毒・害虫駆除などが適切かつ速やかに実施されるよう、県などと連携して防疫対策に取り組めます。

2-⑥ 産業・経済活動分野

環境基本計画 取り組み I-(2)-1

産業活動などで懸念される影響として、災害時のエネルギーの供給停止のほか、工場や設備が浸水・破損するなどの被害が考えられます。また、本町の観光資源である自然環境が気候変動*による影響を受けると、観光産業へ波及します。事業者に対して、気候変動*への適応について適切な情報提供を行い、事業者の適応の取り組みを支援します。

■取り組み

- 災害時において、一定のエネルギーを賄うことができる自立・分散型のエネルギーの導入の取り組みの情報提供を行います。
- 気温上昇による観光快適度の変化などについて情報収集を行うとともに、関係団体と連携して対策の検討を行います。



2-⑦ 町民生活・都市生活分野

環境基本計画 取り組み I-(2)-1

短時間強雨や渇水の増加、強い台風の増加などによるインフラ・ライフラインなどへの影響や、気温の上昇などによる都市生活への影響が懸念されていることから、風水害に備えたインフラ・ライフラインの強化を進めます。

■取り組み

- 災害時の活動拠点や避難所が安定して機能するようにするため、太陽光発電設備や蓄電池*をはじめとした再生可能エネルギー*を活用したエネルギーの導入を検討します。
- 災害発生時の緊急輸送活動を効果的に実施するため、緊急輸送道路における橋梁の耐震化・補修など強化対策を推進します。
- 災害時に、協定に基づく救援物資の緊急輸送が円滑に実施されるよう、平時より防災訓練を通じて連携強化を図ります。

2-⑧ 分野横断的適応策

環境基本計画 取り組み I-(2)-1

気候変動*は、地球全体における課題であるため、周辺地域との連携した広域的な取り組みが必要になります。また、町民や事業者とも連携して適応策を進めていくにあたって、気候変動*適応に対する関心を高め、日常生活や事業活動との関係を認識してもらうことが重要です。

県や近隣自治体との連携を強化するとともに、様々な媒体を通じて、気候変動*に関する普及啓発を行います。

■取り組み

- 県や近隣自治体と連携し、地域の特性を活かした広域行政により効率的で効果的な適応策の推進を図ります。
- 町民・事業者へ向けて、町のホームページや広報などの様々な媒体を通じて、気候変動*による影響や適応策の必要性、具体的な適応策について情報提供や啓発を行います。

各主体に期待する取り組み

■みんなの取り組み

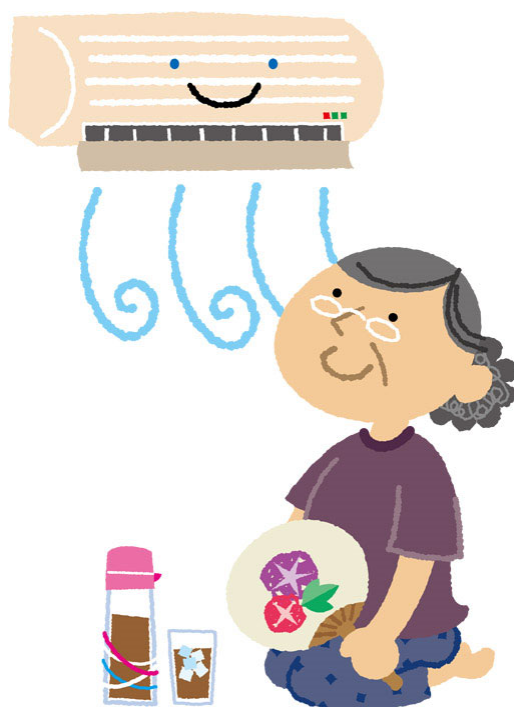
- ✓ 夏の高温時には、外での活動を避け、扇風機やエアコンを上手に利用し、水分補給に努めるなど熱中症にならないよう気を付けましょう。
- ✓ 災害時の非常用電源としても活用できる、太陽光発電設備や蓄電池*の設置を検討しましょう。
- ✓ 気候変動*の影響やその適応策について日頃から情報収集を行い、適応の取り組みを実践するとともに、周囲への普及啓発に努めましょう。

■町民の取り組み

- ✓ こどもや高齢者など熱中症にかかりやすい人には積極的に声かけをしましょう。
- ✓ 水の適正な利用と喝水時の節水に努めましょう。
- ✓ 防災マップやハザードマップなどの確認や災害時への備えを行い、防災意識を高めましょう。

■事業者の取り組み

- ✓ 事業活動の中で水の適正な利用と喝水時の節水に努めましょう。
- ✓ 事業継続計画(BCP)*の策定に努めましょう。
- ✓ 防災マップやハザードマップなどの確認、防災訓練や防災に関する啓発を行い、防災意識を高めましょう。



5. 計画の推進・進行管理

5. 計画の推進・進行管理

(1) 計画推進の基本的考え方

ア 推進体制の整備

本計画を推進するためには、町民、事業者、行政といった各主体が環境の保全に関する役割を認識し、環境への負荷を低減するための取り組みを進める必要があります。

●町民の役割

- ・町民は、日常生活や活動において自ら積極的に環境保全や環境への負荷低減に努めます。
- ・町民は地域の特性を活かした環境の保全に努めるとともに、町が実施する環境の保全に関する施策に協力し、又は町や事業者と協働して環境の保全に取り組みます。

●事業者の役割

- ・事業者は、事業活動を行うにあたって、事業活動に伴って生じる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じます。また、事業活動に伴う環境への負荷に低減に努めます。
- ・事業者は事業活動に関し、地域社会の一員として地域の環境に十分に配慮するよう努めるとともに、町が実施する環境の保全に関する施策に協力し、又は町や町民と協働して環境の保全に取り組みます。

●町の役割

- ・町は、環境の保全に関し、地域の特性を活かした基本的かつ総合的な施策を策定し、町民及び事業者の協力を得ながら、又は協働しながらこれを実施します。施策の策定に当たっては、アンケート調査などにより町民・事業者の意見を反映します。
- ・町は、施策の策定及び実施にあたり、広域的な取り組みが必要とされる場合には、国、県、近隣の市町村、その他関係機関と協力して行うように努めます。
- ・町自らが率先して環境保全の取り組みを進めます。

イ 環境レポートによる目標達成評価

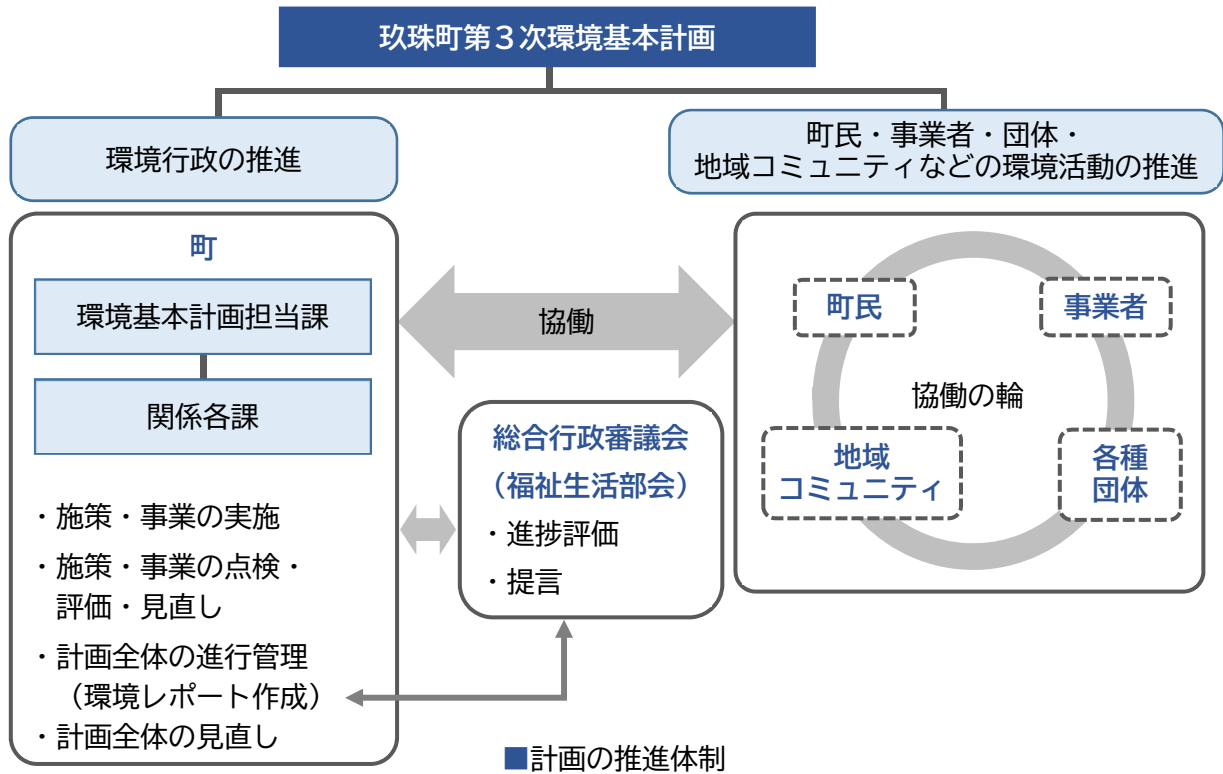
本計画においては、町の取り組みについて、毎年度環境レポートを作成し、環境基本計画に係る事業の着実かつ効果的な実施を目指します。

環境レポートでは、各事業の進捗状況と合わせて、環境指標の達成状況を把握します。

(2) 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、庁内及び町全体での進行管理体制の構築を目指します。

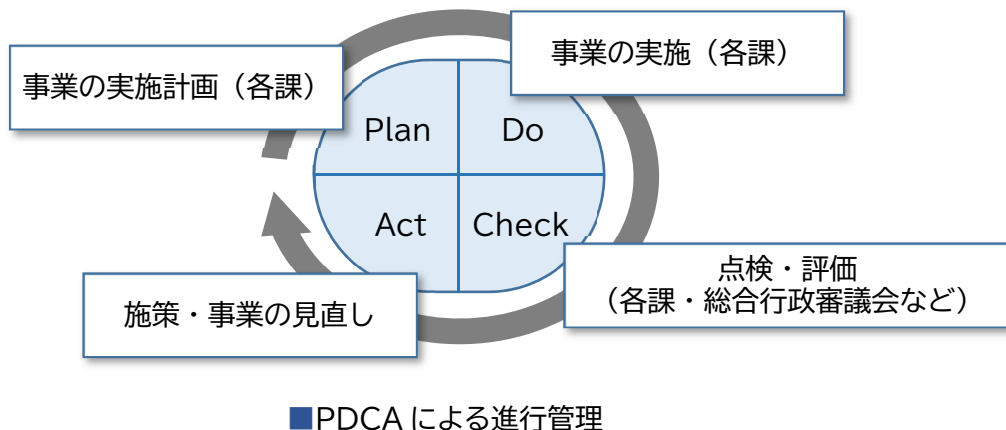
また、10年間の計画の中間期間に必要な応じて、町の付属機関である「玖珠町総合行政審議会福祉生活部会」へ環境レポートによる各施策についての点検・評価結果を基に意見を伺い、計画の見直しを検討します。



(3) 計画の進行管理

計画の進行管理にあたっては、環境レポートにより進行管理を行います。

施策の担当各課による点検評価を行い、次年度以降の方向性を環境レポートに掲載することにより、PDCA サイクルを実施し、次年度以降の施策・事業に適切に反映します。





ミヤマキリシマ群生地（万年山）

耶馬日田英彦山国定公園の一部で、玖珠町のシンボル伐株山と並ぶ万年山の頂上付近に分布している。毎年5月～6月に咲き、登山家達を楽しませる。群生地が2カ所あり、山浦方面の「鼻ぐり」登山道から近い方は「お花畑」と呼ばれ、満開の時期は辺り一帯が濃いピンク色に染まる。

（玖珠町ホームページより）

資料編

1. 用語集.....	88
2. 町民・事業者等におけるアンケート調査結果の概要.....	95
3. 計画の策定体制及び過程	99
4. 玖珠町環境基本条例.....	100
5. 施策と関連のある SDGs のターゲット.....	104

1.用語集

●あ行

愛知目標

令和 2(2020)年に愛知県で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10)で採択された地球上の生物多様性を保全するための国際的な目標のこと。令和 2(2020)年までに達成させる目標として 20 項目が定められたが、完全に達成した目標はゼロとされた。

新しい生活様式

新型コロナウイルス感染症を受け、感染対策を日常に取り入れた生活様式のこと。具体的には、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いの励行、会話を控える、混んでいる場所や時間を避けるなどがある。

ウォームビズ

暖房時の室温を 20℃(目安)で快適に過ごすライフスタイルを推奨する取り組みのこと。暖房の設定温度を調節することのほか、機能性素材の衣類の着用や体をあたためる食材の利用、断熱による工夫など衣食住の面から取り組むことが期待される。

うちエコ診断

家庭の年間エネルギー使用量や光熱水費などの情報をもとに、専用ソフトを使って、地域の気候や家庭のライフスタイルに合わせた省エネ、省 CO₂ 対策を診断するもの。

エコドライブ

「環境に配慮した自動車の使用」のことで、具体的には、やさしい発進を心がけ、無駄なアイドリングを止めることなどにより燃料の節約に努め、車の燃料消費量や温室効果ガス排出量を減らす運転のこと。

おおいたさくら猫プロジェクト

飼い主のいない猫の不妊・去勢手術を行うことで、地域の猫による環境問題を解決するとともに、猫の繁殖を抑え、殺処分数の減少を目的としたプロジェクトのこと。手術を受けた猫は、他の猫と区別するため、耳の先が桜の花びらの形にカットされる。

温室効果ガス

大気中の二酸化炭素(CO₂)やメタン(CH₄)などの太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあるガスのこと。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六ふっ化硫黄(SF₆)、三ふっ化窒素(NF₃)の 7 種類としている。

●か行

カーシェアリング

登録を行った会員間で車を共有して使用するサービスのこと。自動車保有台数の減少や燃費の良い自動車をシェアすることにより、環境負荷の低減につながる事が期待される。

カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量が同量であり、実質的に温室効果ガス排出量がゼロであること。

環境基準

「環境基本法」により国が定めるもので、「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい」とされる基準のこと。

緩速ろ過方式

何層もの砂利層にゆっくりした速度(3～6m/日)で水を通過させて水をきれいにする方法のこと。消毒以外に特別な薬品は使用しないため、水道水の味がよく、比較的簡単な運転制御で浄水機能が得られる。

合併処理浄化槽

生活排水のうち、し尿(トイレ汚水)と雑排水(台所や風呂、洗濯などからの排水)を併せて処理することができる浄化槽のこと。し尿のみを処理する単独処理浄化槽からの転換が進んでいる。

気候変動

数十年かそれ以上の期間にわたって気候の状態が変化すること。気候変動は、自然起源や人為起源により引き起こされると考えられており、国連気候変動枠組条約(UNFCCC)は、気候変動を「地球大気の組成を変化させる人間活動に直接又は間接に起因する気候の変化であって、比較可能な期間において観測される気候の自然な変動に対して追加的に生ずるもの」としている。

気候変動適応計画

気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画。「気候変動適応法」に基づき、平成 30(2018)年 11 月 27 日に閣議決定された。令和 2(2020)年に公表された「気候変動影響評価報告書」を踏まえ、令和 3(2021)年に改定され、PDCA サイクルの下で、分野別施策及び基盤的施策に関する KPI(重要業績評価指標)の設定、国・地方自治体・国民の各レベルで気候変動適応を定着・浸透させる観点からの指標の設定等による進捗管理等の実施について記載されている。

気候変動適応法

地球温暖化による気候変動に起因して、生活、社会、経済及び自然環境における気候変動影響が生じていること並びにこれが長期にわたり拡大するおそれがあることから、気候変動適応に関する計画を策定し、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の提供やその他必要な措置を講ずることで、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする、平成 30(2018)年に施行された法律。

クールビズ

冷房時の室温を 28℃(目安)で快適に過ごすライフスタイルを推奨する取り組みのこと。扇風機の併用により体感温度を下げたり、緑のカーテンやブラインドの活用、公共施設や商業施設などでのクールシェアなどの取り組みが展開されている。

グリーン購入

商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境に与える影響ができるだけ小さいものを選んで優先的に購入すること。平成 13(2001)年には国等によるグリーン調達促進を定める「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」が制定された。

グリーンツーリズム

緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型余暇活動の総称。

現状趨勢(BAU)ケース

Business As Usual の頭文字であり、今後追加的な対策を見込まないまま推移した場合の将来の温室効果ガス排出量のこと。

国連気候変動枠組条約締約国会議

大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標として、平成 4 (1992)年に採択された「国連気候変動枠組条約」に基づき、平成 7(1995)年から毎年開催されている年次会議のこと。

●さ行

再生可能エネルギー

化石燃料のように使えば減って枯渇するエネルギーに対し、使用しても減ることのないエネルギーで、許容される範囲内で使えば何回でも再生できるエネルギーのこと。太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、小規模水力発電、バイオマスエネルギー等がある。

事業継続計画(BCP)

自然災害やシステム障害などの緊急事態において、損害を最小限に抑え、重要な業務を継続し早期復旧を図るための企業や団体の事業継続計画(Business Continuity Planning)のこと。

次世代自動車

ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車などを指し、いずれも従来のガソリン自動車より走行に伴う二酸化炭素の排出量が少ない設計になっている。

持続可能な開発のための 2030 アジェンダ

平成 27(2015)年に国連サミットで採択された目標で、平成 28(2016)年から令和 12(2030)年までの国際社会共通の目標のこと。持続可能な開発目標(SDGs)を中核としている。

循環型社会

これまでの「大量生産・大量消費・大量廃

棄」のスタイルを改め、地球環境を保全しつつ、限りある天然資源を大切に、持続的な発展を遂げていくために、資源・エネルギーの大量消費や廃棄物の発生を抑制するとともに、リサイクルなどの有効利用を進めて環境への負荷をできる限り低減しようとする社会のこと。

食品ロス

食べ残しや買いすぎにより、食べることができるのに捨てられてしまう食品のこと。家庭で発生する食品ロスには、食べきれずに廃棄される食べ残し、賞味期限切れ等により使用・提供されず、手つかずのまま廃棄された直接廃棄、厚くむき過ぎた野菜の皮など、不可食部分を除去する際に除去された可食部分を廃棄する過剰除去がある。

食品ロスの削減の推進に関する法律

食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とする、令和元(2019)年に施行された法律。

森林環境譲与税

市町村と都道府県に対して、令和元(2019)年度から森林整備の財源として譲与されている税金のこと。市町村においては、間伐等の「森林の整備に関する施策」と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」に充てることとされている。

森林吸収量

森林が成長する際に取り込んだ(固定した)炭素量を二酸化炭素に換算した値のこと。適切な森林施業を行うことが、継続的な

森林吸収量を確保するために重要である。

スマートホームデバイス

家庭内の生活家電製品や情報家電製品などをネットワークで一括管理するスマートホームのシステムを構成するための機器や装置のこと。具体的には、音声やスマートフォン等により遠隔操作ができる照明やロボット掃除機、温度、湿度、照度等を計測する環境センサー、人感センサー、機器の電源の ON/OFF や電力量を計測する省エネ用デバイスなどがある。

スマートメーター

通信機能を持った電気メーターのこと。従来型のアナログメーターでは月間の電気使用量のみ取得していたが、スマートメーターでは 30 分毎の電気使用量が取得できる。電気の使用形態を把握することが可能となり電気料金の抑制や節電に役立てることが期待される。

生活排水処理率

住民基本台帳人口に対する生活排水処理人口の割合のこと。生活排水処理人口には、公共下水道、農業集落排水施設等、合併処理浄化槽等、コミュニティプラント等による処理人口が含まれる。

生態系

あるまとまった地域に生息する生物全体とその地域を構成する環境が一体となったシステムを指し、池、森、山、海域などが、それぞれの生態系として扱われる。生物同士や生物と環境は相互に関係しており、開発などによる自然の改変は、そうした既存の生態系のバランスを崩してしまう恐れがある。

生物季節

植物の開花や発芽、結実、動物の渡りや

休眠、発情など、生物が季節の変化によって示す現象のこと。

生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。「生物多様性条約」では、生態系の多様性(森林、里地里山、河川、湿原など色々なタイプの自然)・種の多様性(動植物から細菌などの微生物まで色々な生き物)・遺伝子の多様性(同じ種でも異なる遺伝子を持つことによる、形や模様、生態などにおける多様な個性)の 3 つのレベルがあるとしている。

●た行

脱炭素社会

地球温暖化の原因となっている温室効果ガスの排出を防ぐために、化石燃料からの脱却を目指し、化石燃料への依存を低下させ、再生可能エネルギーの導入やエネルギー利用の効率化等を図ることを脱炭素化といい、脱炭素化により温室効果ガスの排出量が実質ゼロである社会のこと。

地球温暖化

人の活動の拡大によって、二酸化炭素などの温室効果ガスの濃度が上がり、地表面の温度が上昇すること。近年、地球規模での温暖化が進み、海面上昇や干ばつなどの問題を引き起こし、人や生態系に大きな影響を与えることが懸念されている。

地球温暖化対策計画

地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るための地球温暖化に関する総合計画。「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、平成 28(2016)年に閣議決定され、温室効果ガスの排出抑制及び吸収の目標、事業者、国民等が講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のために国、

地方公共団体が講ずべき施策等が示されている。令和 3(2021)年に改訂され、「2050年カーボンニュートラル」宣言、令和12(2030)年度 46%削減目標等の実現に向けた主な対策・施策として、自治体における促進区域の設定、住宅や建築物の省エネ基準への適合の義務付け拡大、令和32(2050)年に向けたイノベーション支援等を挙げている。

地球温暖化対策の推進に関する法律

第3回気候変動枠組条約締約国会議(COP3)において京都議定書が採択されたことを受け、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止するため、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組む枠組みを定めた法律。令和3(2021)年に一部を改正する法律案が閣議決定され、「2050年カーボンニュートラル」を基本理念として法に位置付けること、地域の再エネ活用事業を促進すること、企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化を推進する仕組み等の措置が示された。

蓄電池

二次電池とも呼ばれ、繰り返し充電して使用できる電池のこと。スマートフォンのバッテリー等に使われているほか、近年は再生可能エネルギー設備と併用し、発電した電力を溜める家庭用蓄電池等が普及している。

てまえどりキャンペーン

購入してすぐに食べる場合に、商品棚の手前にある商品等、販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ購買行動のこと。

電気自動車(EV)

外部電源から車載のバッテリーに充電した電気を用いて、電動モーターを動力源として走行する。騒音・振動が少なく、走行中は二酸化炭素や有害ガスなどを含んだ排気ガスが出ないため、環境問題の改善に期待されている。BEV(Battery Electric Vehicle)、またはEV(Electric Vehicle)と略される。

電気の二酸化炭素排出係数

電力会社が一定の電力を作り出す際にどれだけの二酸化炭素を排出したかを示す指標である。

特定外来生物

外来生物(移入種)のうち、特に人の健康、生態系等への被害が認められるものとして、外来生物法によって規定された生物のこと。卵や種子なども含まれる。

トップランナー制度

対象となる機械器具等(自動車、家電製品や建材等)の製造事業者や輸入事業者に対して、エネルギー消費効率の目標を示して達成を促すとともに、エネルギー消費効率の表示を求める制度のこと。目標となる省エネ基準(トップランナー基準)は、現在商品化されている製品のうち、エネルギー消費効率が最も優れているもの(トップランナー)の性能に加え、技術開発の将来見通し等を勘案して定められる。

●は行

バイオディーゼル燃料(BDF)

植物性廃食用油の資源化技術のひとつ。生成した再生油は硫黄酸化物をほとんど含まず、燃費や走行性は軽油と変わらない。

バイオマス

生物資源(bio)の量(mass)を表す概念で、再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもののこと。

ハイブリッド車(HEV)

ハイブリッドとは、異なるものの組み合わせによって生み出されるものを意味する。ハイブリッド自動車は、作動原理(エンジンとモーター等)、または利用するエネルギー(ガソリンと電気等)、いずれかが異なる複数の動力源をもち、状況に応じて単独あるいは複数の動力源を用いた自動車のこと。HEV(Hybrid Electric Vehicle)と略される。

バリアフリー

多様な人が社会に参加する上での障壁(バリア)をなくすこと。物理的な障害や精神的な障壁を取り除くこと。

ビオトープ

生きものが互いにつながりを持ちながら生息している空間を示す言葉で、開発事業などによって環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭などに造成された生きものの生息・生育環境空間を指して言う場合もある。

フードドライブ

家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンク団体などに寄付する活動のこと。

●ま行

マイクロプラスチック

大きさが 5mm 以下のサイズの海洋プラスチックごみのこと。

●や行

ユニバーサルデザイン

年齢や性別、国籍、障害の有無などに関わらず、誰もが使いやすいようにデザインされた建物や製品、サービス、環境などのこと。

●ら行

リサイクル(Recycle)

廃棄物などを原材料やエネルギー源として有効利用すること、その実現を可能とする製品設計、使用済製品の回収、リサイクル技術・装置の開発なども取り組みとして含まれる。

立地適正化計画

市町村が指定した範囲内において、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、コンパクトシティ+ネットワークの都市構造を目指す計画のこと。

リデュース(Reduce)

製品を作るときに使う資源の量を少なくすることや廃棄物の発生を少なくすること。耐久性の高い製品の提供や製品寿命延長のためのメンテナンス体制の工夫なども取り組みとして含まれる。

リフューズ(Refuse)

廃棄物となるものを拒否し、廃棄物の発生を防ぐこと。レジ袋や過剰包装を断る、不要な物を買わない、もらわないなどの取り組みがある。

リユース(Reuse)

使用済製品やその部品などを繰り返し使用すること。その実現を可能とする製品の提供、修理・診断技術の開発なども取り組みとして含まれる。

●英数字

BEMS

「Building Energy Management System」の略称であり、ビルや商業施設で使うエネルギーを節約するための管理システム。HEMS と同様にエネルギー消費量の「見える化」、各種設備・機器の自動制御をすることができ、類似システムとして工場を対象とした FEMS(フェムス)がある。

FIT

再生可能エネルギーの固定価格買取制度(Freed-in Tariff)のことで、再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度のこと。

HEMS

「Home Energy Management System」の略称であり、家庭で使うエネルギーを節約するための管理システム。電気やガスなどの使用量の「見える化」や家電の自動制御ができる。

PM_{2.5}

大気中に浮遊している直径が 2.5 μm 以下の超微粒子のこと。微小粒子状物質。大気汚染の原因物質の一つ。

PPA 事業

「Power Purchase Agreement(電力販売契約)事業」の略称で、施設所有者が提供する敷地や屋根などのスペースに太陽光発電設備への設置、管理を行う会社(PPA 事業者)が設置した太陽光発電システムで発電された電力をその施設の電力使用者へ有償提供する仕組み。

3010 運動

宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンで、<乾杯後 30 分間>は席を立たずに料理を楽しみましょう、<お開き 10 分前>になったら、自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょう、と呼びかけること。

30by30(サーティ・バイ・サーティ)目標

令和 12(2030)年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる(ネイチャーポジティブ)というゴールに向け、令和 12(2030)年までに陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標のこと。

3R+Renewable

国の「プラスチック資源循環戦略」における基本原則であり、ワンウェイの容器包装・製品を始め、回避可能なプラスチックの使用を合理化し、無駄に使われる資源を徹底的に減らすこと、プラスチック製容器包装・製品の原料を再生材や再生可能資源に適切に切り替えること、できる限り長期間、プラスチック製品を使用すること、使用後は、効果的・効率的なりサイクルシステムを通じて、持続可能な形で、徹底的に分別回収し、循環利用を図ること、プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないことを目指すことなどがある。

4R

ごみを減らす取り組みとして、玖珠町では、リデュース(Reduce)、リユース(Reuse)、リサイクル(Recycle)の 3R にリフューズ(Refuse)を加えた 4R を推進している。

2. 町民・事業者等におけるアンケート調査結果の概要

(1) 実施概要

「玖珠町第3次環境基本計画」の作成にあたり、町民及び事業者意見を反映するため、実施した。

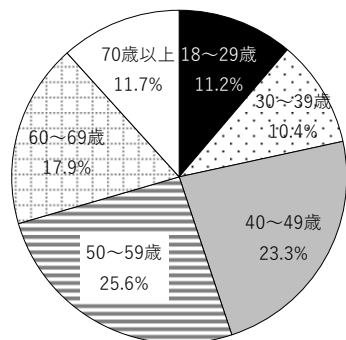
調査対象	町内に在住する満18歳以上の男女1,000人	町内に所在する事業所100社
抽出方法	無作為抽出	無作為抽出
実施方法	郵送調査法(郵送配布・郵送及びWEB回収)	
調査期間	令和4(2022)年8月～9月	
回収率	40.5%(405/1,000)	52.0%(52/100)

(2) 町民アンケート結果

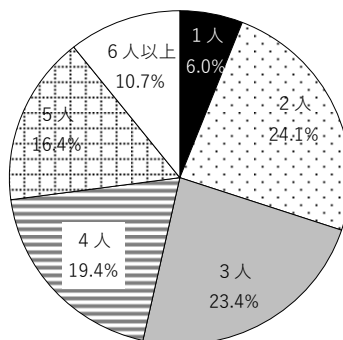
■ 回答者の属性

年代	50歳代が最も多く25.6%、次いで40歳代23.3%、60歳代17.9%となっている。
世帯人員	2人が最も多く24.1%、次いで3人23.4%、4人19.4%となっている。
居住年数	20年以上が77.2%を占めている。
小学校区	塚脇小が36.0%と最も多く、次いで森中央小27.5%、北山田小13.1%となっている。

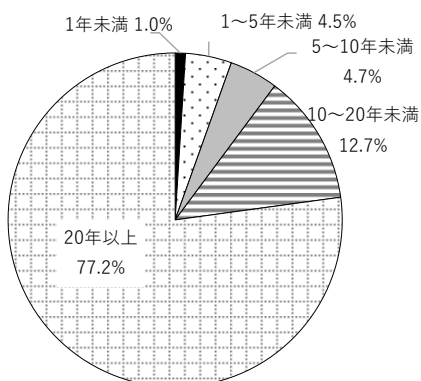
1) 年代



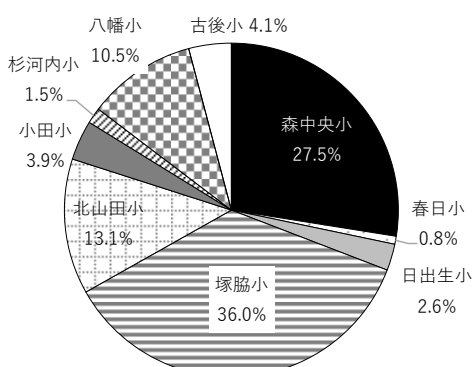
2) 世帯人員



3) 居住年数



4) 居住小学校区



■ 地域の環境の満足度と重要度の関係

- 重要度評価点は全て正の値であり、重要度が高いと分類されている。
- 満足度評価点は「空気のきれいさ、すがすがしさ」が最も高く 6.1、次いで「自動車や工場などの騒音」「森や田畑など豊かな自然風景のすばらしさ」が 3.7 となっている。

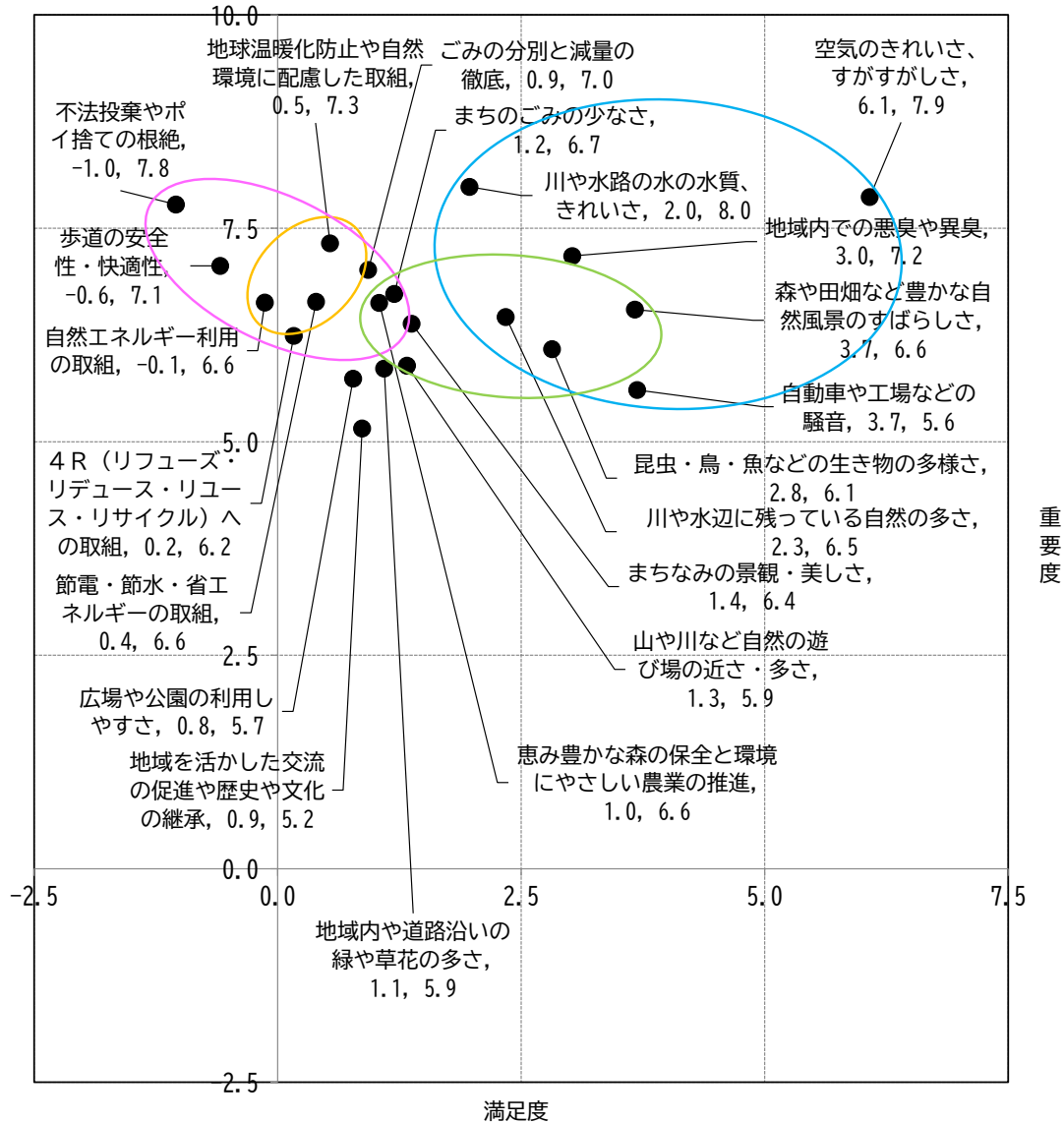
	満足度 評価点	重要度 評価点
空気のきれいさ、すがすがしさ	6.1	7.9
自動車や工場などの騒音	3.7	5.6
地域内での悪臭や異臭	3.0	7.2
川や水路の水の水質、きれいさ	2.0	8.0
地球温暖化防止や自然環境に配慮した取組	0.5	7.3
地域内や道路沿いの緑や草花の多さ	1.1	5.9
広場や公園の利用しやすさ	0.8	5.7
歩道の安全性・快適性	-0.6	7.1
まちなみの景観・美しさ	1.4	6.4
地域を活かした交流の促進や歴史や文化の継承	0.9	5.2
川や水辺に残っている自然の多さ	2.3	6.5
森や田畑など豊かな自然風景のすばらしさ	3.7	6.6
昆虫・鳥・魚などの生き物の多様さ	2.8	6.1
山や川など自然の遊び場の近さ・多さ	1.3	5.9
恵み豊かな森の保全と環境にやさしい農業の推進	1.0	6.6
まちのごみの少なさ	1.2	6.7
ごみの分別と減量の徹底	0.9	7.0
不法投棄やポイ捨ての根絶	-1.0	7.8
4 R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）への取組	0.2	6.2
節電・節水・省エネルギーの取組	0.4	6.6
自然エネルギー利用の取組	-0.1	6.6

●満足度の平均評価点の算出方法

$$\text{平均評価得点} = \frac{\left[\begin{array}{l} \text{「かなり満足」の回答者数} \times 10 \text{ 点} \\ \text{「やや満足」の回答者数} \times 5 \text{ 点} \\ \text{「どちらともいえない」の回答者数} \times 0 \\ \text{点} \\ \text{「やや不満」の回答者数} \times (-5 \text{ 点}) \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{l} \text{「かなり満足」、「やや満} \\ \text{足} \\ \text{「どちらともいえない」、} \\ \text{「やや不満」、} \end{array} \right]}$$

■ 満足度×重要度の相関図

□生活環境や自然環境に関する取組は重要度・満足度ともに高く、現状維持が求められる。
 □地球環境や資源循環に関する取組は、重要度が高いものの満足度が低く、今後の取組強化が求められる。



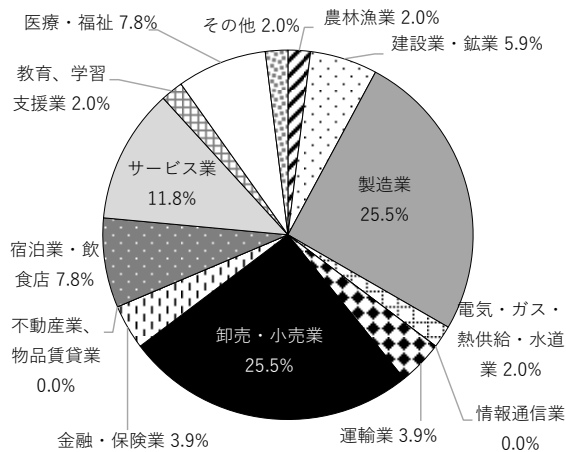
※: ●生活環境分野、●自然環境分野、●地球環境分野、●資源循環分野を示す。

(3)事業者アンケート結果

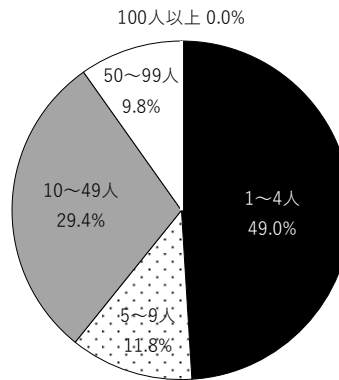
■回答者の属性

業種	製造業および卸売・小売業が最も多く 25.5%、次いでサービス業が 11.8%、宿泊業・飲食店が 7.8%となっている。
従業員数	1~4 人が最も多く 49.0%、次いで 10~49 人が 29.4%、5~9 人が 11.8%となっている。
営業年数	20 年以上が 84.3%を占めている。
事業所形態	店舗が 40.0%と最も多く、次いで事務所・営業所が 28.0%、工場・作業所が 24.0%となっている。
入居形態	自社所有が 88.2%を占めている。

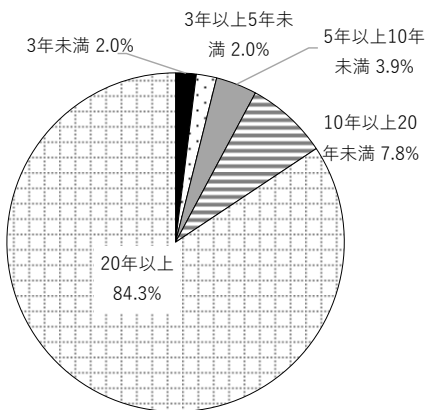
1) 業種



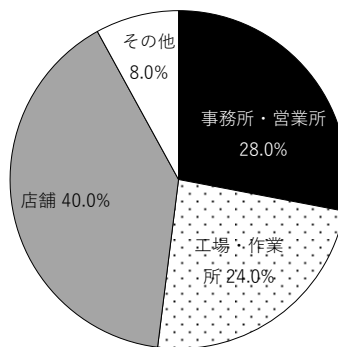
2) 従業員数



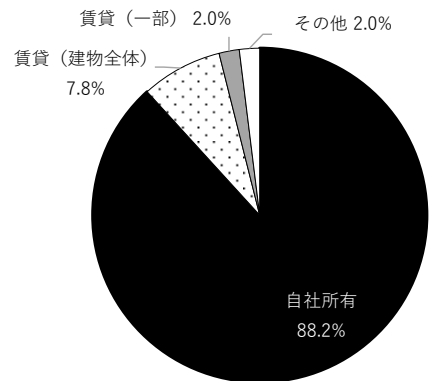
3) 営業年数



4) 事業所形態



5) 入居形態



3. 計画策定体制及び過程

(1) 玖珠町総合行政審議会福祉生活部会委員名簿

氏名	所属団体等	備考
小田原 利 美	玖珠町社会福祉協議会会長	部会長
志津里 廣 由	玖珠町老人クラブ連合会会長	
金 藤 勝 典	玖珠町民生児童委員協議会会長	
赤 峰 忠 芳	住民代表	
木 村 加代子	子ども園関係代表	
小 幡 益 広	森地区住民代表	

(2) 「玖珠町第3次環境基本計画」の策定経過

開催年月日	内容
2022年 9月 29日	第1回玖珠町総合行政審議会福祉生活部会 ・玖珠町第3次環境基本計画の策定について ・町民・事業者アンケート調査の概要について ・玖珠町第2次環境基本計画の進捗状況等について
2022年 10月 28日	行政企画委員会 ・玖珠町第3次環境基本計画(検討骨子)について
2022年 11月 4日	第2回玖珠町総合行政審議会福祉生活部会 ・玖珠町第3次環境基本計画(検討骨子)について ・町民・事業者アンケート調査報告書について
2022年 12月 28日	玖珠町行政企画委員会 ・玖珠町第3次環境基本計画(素案)について ・パブリックコメント実施について
2023年 1月 12日	第3回玖珠町総合行政審議会福祉生活部会 ・玖珠町第3次環境基本計画(素案)について
2023年 1月 25日 ~2023年 2月 24日	パブリックコメント実施
2023年 3月 13日	第4回玖珠町総合行政審議会福祉生活部会 ・玖珠町第3次環境基本計画(案)について
2023年 3月 29日	玖珠町行政企画委員会 ・玖珠町第3次環境基本計画(案)、概要版(案)、こども版(案)について

4. 玖珠町環境基本条例

平成 14 年 3 月 25 日

条例第 1 号

改正令和 4 年 12 月 16 日 条例第 27 号

玖珠町は、自然に恵まれた山や川、人々の心をいやす温泉など恵み豊かな環境の中で、先人たちのたゆまぬ努力により個性的で豊かな伝統や文化がはぐくまれてきた。

しかし、近年の資源やエネルギーを大量に消費する社会経済活動は、私たちに物資的な豊かさをもたらした反面、環境への負荷を大きく増大させ、自然の生態系へ影響を及ぼし、地域の環境だけでなく、人類共通の生存基盤である地球の環境まで脅かすに至っている。

もとより、全ての町民は、健全で恵み豊かな環境の下に健康で文化的な生活を営む権利を持つとともに、その環境を保全し、次世代に継承していく責務も負っている。

このため、私たちは、環境が有限であることを深く認識し、自らの日常生活や社会経済活動の在り方を見つめ直し、町、事業者及び町民が相互に協力しあって、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築し、快適な環境を確保していかなければならない。

このような認識に立ち、豊かな自然と人間とが共生する「童話の里玖珠町」の実現を目指していくことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、町、事業者及び町民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在と将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「良好な環境」とは、土地利用、人口等の社会環境と動植物等の自然環境との調和によって生ずる快適性、利便性、

安全性等に優れた質の高い環境をいう。

3 この条例において「資源の循環的な利用」とは、事業や生活で発生する廃棄物を資源として有効に利用することをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、健全で恵み豊かな環境を現在及び次世代が享受でき、将来にわたって維持、継承されるよう行われなければならない。

2 環境の保全は、全ての人々の協働によって、環境への負荷の少ない健全な持続的に発展できるような社会が構築されるよう行われなければならない。

3 環境の保全は、日常生活及び事業活動において、自主的かつ積極的に行われなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に規定する環境の保全についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

2 町は、基本理念にのっとり、町民が実施する環境の保全に関する活動について、助言その他の必要な支援を行うように努めなければならない。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、日常生活における環境への負荷の低減に自ら努めるとともに、町が実施する環境施策に積極的に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たって、環境への負荷の低減に自ら努めるとともに、良好な環境の保全及び創造に必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に関し、町が実施する環境施策に積極的に協力する責務を有する。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第7条 町は、環境施策に関し、広域的な取り組みを必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

第2章 環境の保全に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針

第8条 町は、環境の保全及び創造に関する施策の策定並びに実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項が確保されるように、各種の施策相互の連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行われなければならない。

(1) 人の健康が守られ、生活環境も保全されるように大気、水、土壌その他の環境が良好な状態に保持されること。

(2) 生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等で多様な自然環境が保全されること。

(3) 自然環境の適正な整備により、人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。

(4) 地域の魅力ある文化的遺産・景観が保全されるように、修復・修景を行い良好な状態で保持されること。

(5) 日常生活や事業活動による環境への負荷を低減するため、資源及びエネルギーの有効利用に努めるとともに、廃棄物の排出の抑制を図ること。

(6) 人間と環境との関わりについて理解と認識を深め、環境への負荷の低減に主体的に取り組むことができるよう、環境に関する教育及び学習の推進を図ること。

第2節 環境基本計画等

(環境基本計画)

第9条 町長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、玖珠町環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する長期的な目標及び施策の基本的方向

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ玖珠町総合行政審議会の意見を聴かななければならない。

4 町長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更に

ついて準用する。

(年次報告)

第 10 条 町長は、環境基本計画の適正な進行管理を図るため、町の環境の現状、環境の保全及び創造に関して講じた施策について報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3節 環境の保全に関する施策等

(施策の策定に当たっての環境配慮)

第 11 条 町は、環境に影響を及ぼすおそれのある施策を策定し、実施するに当たっては、環境の保全について配慮しなければならない。

(環境影響評価の推進)

第 12 条 町は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係わる環境保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第 13 条 町は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、町は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めなければならない。

(財政上の措置)

第 14 条 町は、環境施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全に関する公共的施設の整備等)

第 15 条 町は、環境の保全に関する公共的

施設の整備その他の事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的利用等の促進)

第 16 条 町は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び町民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 町は、環境への負荷の低減を図るため、町の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に積極的に努めなければならない。

(良好な景観の形成)

第 17 条 町は、個性豊かで文化の香る快適な環境を確保するため、魅力ある街並みの創造、美しい山及び農地の保全、歴史的文化財の保護及び活用その他の良好な景観の形成に関し必要な措置を講ずるように努めなければならない。

2 町は、特に優れた景観については、その維持が図られるよう必要な措置を講じなければならない。

(環境の保全に関する教育及び学習の振興等)

第 18 条 町は、事業者及び町民が環境の保全に関する理解を深めるとともに、これに関する活動の意欲を高めるようにするため、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

第4節 環境の保全に対する活動等

(自主的な活動の促進等)

第 19 条 町は、事業者、町民又は民間団体による良好な環境の保全及び創造に関する

自主的な活動を促進するとともに、情報提供
その他必要な措置を講ずるものとする。

(環境保全の日の制定)

第 20 条 町は、環境の保全を推進するために環境保全の日を制定し、事業者、町民又は民間団体が参加できる活動計画を策定するものとする。

2 環境保全の日は、7月1日とする。

(環境保全月間の制定)

第 21 条 町は、前条に規定する基準日の月を環境保全月間に制定し、事業者、町民又は民間団体が幅広く活動できるようにするものとする。

(環境保全活動の把握)

第 22 条 町は、事業者、町民及び民間団体等が実施する環境の保全活動を把握するとともに、あらゆる機会に活動の内容を報告するものとする。

(委任)

第 23 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

5. 施策と関連のある SDGs のターゲット

各施策と SDGs のゴールの対応表

SDGs ゴール	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
玖珠町第3次環境基本計画		●	●	●		●	●		●		●	●	●	●	●		●
I 脱炭素の玖珠町をめざそう		●					●		●		●	●	●				●
(1)脱炭素社会の実現へ向けた挑戦							●		●		●	●	●				●
(1)-1 省エネルギー化の推進							●		●		●	●	●				●
(1)-2 再生可能エネルギーの普及							●		●		●	●	●				●
(2)気候変動への適応		●							●		●		●				●
(2)-1 適応策の推進		●							●		●		●				●
II 資源が循環する玖珠町をめざそう		●		●			●		●		●	●	●	●	●		●
(1)資源の循環・有効活用		●		●			●		●		●	●	●		●		●
(1)-1 4Rの推進				●			●		●		●	●	●		●		●
(1)-2 食品ロスの削減		●										●	●				●
(2)ごみの適正処理				●							●	●		●			●
(2)-1 適正処理の推進				●							●	●		●			●
III 自然の恵み豊かな玖珠町を守り続けよう											●	●	●	●	●		●
(1)自然環境の保全と生物多様性の維持											●	●	●	●	●		●
(1)-1 山林・緑地・農地の保全											●	●	●	●	●		●
(1)-2 生き物とのふれあいの促進													●	●	●		●
(2)水と緑のネットワークの形成											●		●	●	●		●
(2)-1 身近な緑の保全・創出											●		●		●		●
(2)-2 良好な水環境の形成											●		●	●	●		●
IV 住みよい玖珠町をつくろう			●	●		●					●			●	●		●
(1)安全・快適な生活環境の形成			●			●					●			●			●
(1)-1 生活排水の水質改善			●			●					●			●			●
(1)-2 公害防止対策の推進			●			●					●			●			●
(1)-3 快適なまちづくりの推進											●						
(2)玖珠の歴史と風土の活用				●							●				●		
(2)-1 歴史や文化財の保全と活用				●							●				●		
V みんなでふるさと学習をしよう				●			●					●	●	●	●		●
(1)ふるさと学習の推進と環境活動の実践				●			●					●	●	●	●		●
(1)-1 ふるさと学習の推進				●			●						●	●	●		●
(1)-2 多様な主体の協働				●											●		●
(1)-3 玖珠町 ECO ライフセンターの活用				●			●					●					●
(2)環境情報の整備				●													●
(2)-1 正しい環境情報の収集と提供				●													●

SDGs 17のゴールの概要

 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>1 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国家間の不平等を是正する</p>
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>2 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>12 つくる責任 つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>4 質の高い教育をみんなに すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>	 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>13 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う</p>	 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>14 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>6 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>	 <p>15 陸の豊かさを守ろう</p>	<p>15 陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
 <p>8 働きがいも 経済成長も</p>	<p>8 働きがいも 経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する</p>	 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<p>17 パートナリシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>		

玖珠町第3次環境基本計画

発行日:令和5(2023)年3月

発行:玖珠町

連絡先:玖珠町 住民課 環境政策班

〒879-4492 大分県玖珠郡玖珠町大字帆足 268 番地の5

電話:0973-72-1137

F A X:0973-72-2112

e-mail:kankyo@town.kusu.oita.jp